

北海道大学大学院法学研究科・法学部

自己点検・評価報告書
外部評価報告書

2014

目 次

はしがき	1
自己点検・評価報告書	2
I 法学研究科・法学部の組織と中期目標・中期計画	4
1 組織体制（平成 25 年 10 月 1 日現在）	6
2 第 2 期中期目標・中期計画（平成 22 年度～平成 27 年度）	8
II 教 育	10
1 法学部	12
1. 教育目的と特徴	12
(1) 教育目的	12
(2) 特 徴	12
2. 教育活動の状況	14
(1) 教育実施体制	14
(2) 教育内容・方法	17
3. 教育成果の状況	20
(1) 学業の成果	20
(2) 進路・就職の状況	23
2 法学研究科（法学政治学専攻）	26
1. 教育目的と特徴	26
(1) 教育目的	26
(2) 特 徴	26
2. 教育活動の状況	28
(1) 教育実施体制	28
(2) 教育内容・方法	29
3. 教育成果の状況	32
(1) 学業の成果	32
(2) 進路・就職の状況	33
3 法学研究科（法律実務専攻）	35
1. 教育目的と特徴	35
(1) 教育目的	35
(2) 特 徴	35
2. 学生の受け入れ状況	37
(1) 入学選抜の実施状況	37

(2) 入学者数の状況	3 9
3. 教育活動の状況	4 0
(1) 教育実施体制	4 0
(2) 教育内容・方法	4 3
4. 教育成果の状況	4 7
(1) 学業の成果	4 7
(2) 進路・就職の状況	5 0
III 研 究	5 2
1. 法学研究科・法学部の研究目的と特徴	5 4
(1) 組織上の特徴	5 4
(2) 研究の目的	5 5
2. 分析項目ごとの評価	5 6
(1) 研究活動の現状	5 6
(2) 充実した研究会活動	5 7
(3) 定期学術刊行物の刊行状況	5 7
(4) 研究成果の現状	5 7
(5) 科学研究費等の外部資金獲得状況	5 9
3. 附属高等法政教育研究センターの活動	6 1
IV 国 際 交 流	6 4
1. 国際交流の理念と目標	6 4
(1) 国際交流の理念	6 4
(2) 国際交流の具体的な目標	6 4
2. 国際交流の実績	6 5
(1) 国際交流協定の拡充	6 5
(2) 教員の国際交流	6 5
(3) 学生の海外派遣等	6 7
(4) 留学生の受け入れ	6 7
(5) その他の学生交流の取り組み	6 9
V 社 会 貢 献	7 2
1. 社会貢献の理念と目標	7 4
2. 社会貢献の実績	7 5

外部評価報告書	7 6
外部評価委員名簿	7 8
I 外部評価委員の評価報告書	8 0
杉 田 敦（法政大学法学部教授）	8 2
寺 脇 研（京都造形芸術大学芸術学部教授）	8 4
長 田 正 寛（前北海道弁護士会連合会理事長，ながた法律事務所・弁護士）	8 6
山 口 厚（早稲田大学大学院法務研究科教授）	8 9
II 外部評価委員会会議録	9 2
1. 開会・挨拶	9 4
2. 出席者の紹介	9 5
3. 自己点検・評価内容の説明及び質疑応答	9 6
（1）「II 教育（学部）」	9 6
（2）「II 教育（研究科：法律実務専攻）」	1 0 4
（3）「II 教育（研究科：法学政治学専攻）」	1 1 1
（4）「III 研究」	1 1 7
（5）「IV 国際交流」	1 2 0
（6）「V 社会貢献」	1 2 2
4. 総括的な質疑応答及び評価意見	1 2 6

はしがき

本報告書は、第2期（2010年～2015年）中期目標・中期計画の実施4年目に当たり、北海道大学法学研究科・法学部（以下、「北大法学部」という。）が実施した自己点検・評価の結果をまとめたものであり、また、今後、本学が、学校教育法に基づく認証評価並びに国立大学法人法に基づく法人評価（中期目標期間評価）を受けることとなる際に必要な、基礎的資料としての性格を有するものである。

もともと、北大法学部における自己点検評価の歴史は、はるか以前にまで遡る。すなわち、北大法学部は、1982年以来、全国に先駆けて教員全員の研究活動の内容を詳細に公表する「法学部研究年報」の刊行を開始し、1987年刊行の第4号からは「法学部教育・研究年報」として教育活動の実績をも含めて広く公表してきた。また、1991年の大学設置基準改正が、大学に対して教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について自ら点検・評価を行い公表することを求めたことを受け、1995年には、「北海道大学法学部の現状と課題」と題した自己点検・評価報告書を公にした。大学における研究教育や組織運営等に高度な質を確保しその向上を図るには、構成メンバー各人のたゆまぬ努力とともに、構成メンバー相互の信頼感と批判的精神に裏打ちされた自由闊達な評価が必要不可欠であることに鑑みれば、以上のような自己点検評価の伝統は、特筆に値するものであると言えよう。

その後、大学院重点化を経た北大法学部は、2003年に研究教育活動に加え、社会貢献、国際交流など研究科の諸活動を包括する自己点検・評価を行うこととなり、さらにこれらの活動について外部の専門家による客観的かつ厳正な評価を受けるため、初めての外部評価を実施し、その成果を公表した。客観的な外部評価に裏打ちされた自己点検・評価という点で、本報告書は、この2003年に実施したものと、第1期（2004年～2009年）中期目標・中期計画の実施状況に関する前回（2010年）の自己点検・評価書に続く、3回目の自己点検・評価書ということになる。第2期中期目標・中期計画は、複雑化・高度化・グローバル化した現代社会において本学並びに北大法学部に課せられた使命に、的確に応えるために設定されたものであり、本報告書は、このような課題に対する到達状況を検証しようとするものである。

近時の点検評価や認証の制度は、客観的な評価基準や洗練された評価手法を編み出すことにより、大学に対する社会の信頼感を高める効果をもたらしているが、いかに優れた制度といえども、ややもすれば画一化や形式化に陥りがちなものである。そのような中で、北大法学部が今日まで受け継いできた内発的な自己点検評価の気風は貴重なものであり、このような伝統を今後とも維持し発展させていく必要があると考える。

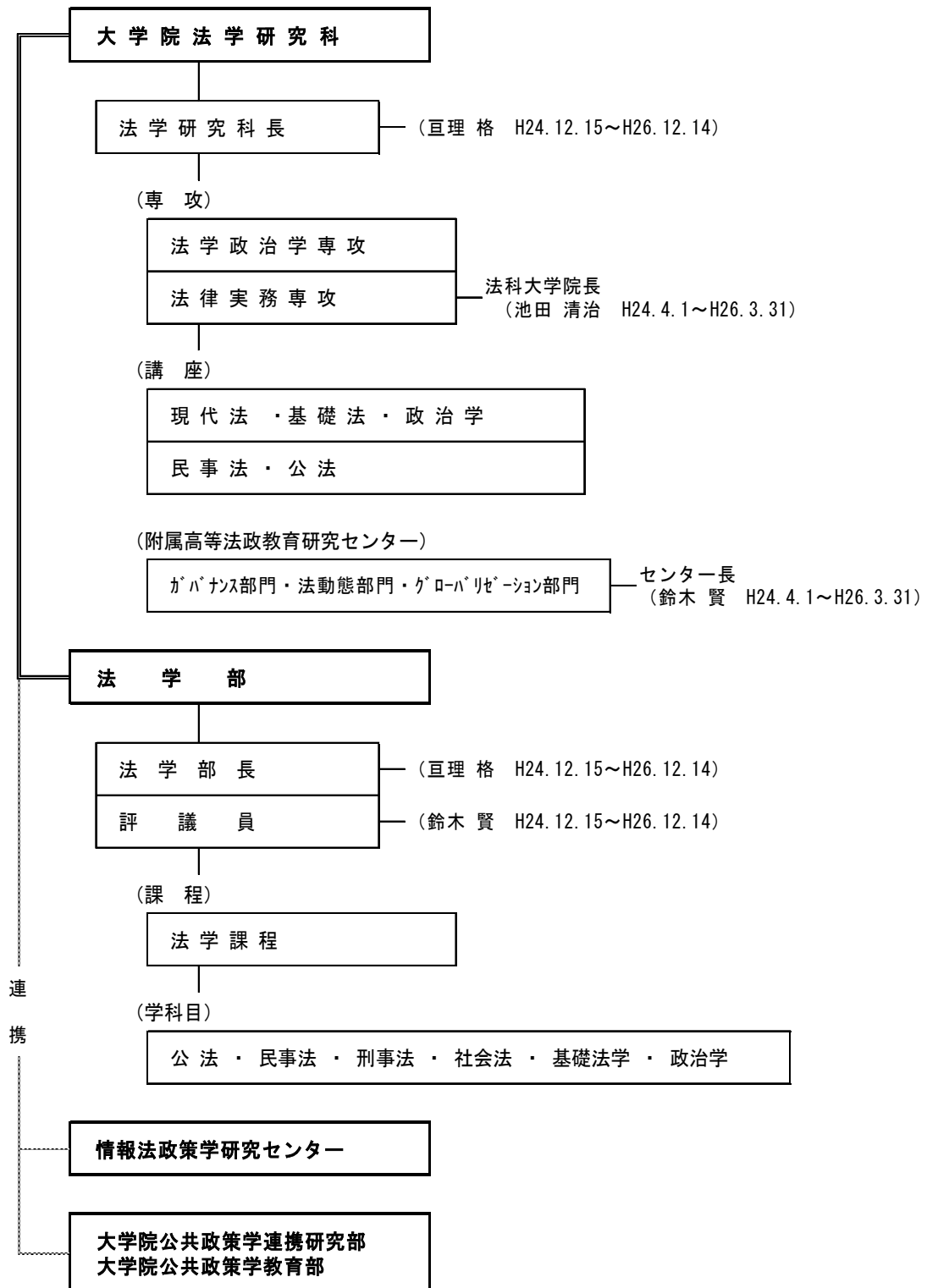
最後に、本務で御多忙を極めるなかで外部評価委員をお引き受け頂いた杉田敦（法政大学法学部教授）、寺脇研（京都造形芸術大学芸術学部教授）、長田正寛（前北海道弁護士会連合会理事長、ながた法律事務所・弁護士）、山口厚（早稲田大学大学院法務研究科教授）の4氏に、深甚なる感謝の意を表させて頂きたい。また、点検評価の実施及び報告書の作成を中心になって担われた鈴木賢副研究科長ほかの自己点検評価委員各位のご尽力にも、この場を借りて御礼申し上げることをお許し頂きたい。

北海道大学大学院法学研究科長・法学部長 亘理 格

自己点検・評価報告書

**I 法学研究科・法学部の組織と
 中期目標・中期計画**

1 組織体制（平成 25 年 10 月 1 日現在）



教 員 総 数

平成25年10月1日現在

	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	計
大 学 院 法 学 研 究 科	26 [6]	17		4	2	49 [6]
附属高等法政教育研究センター	8	3	2	4	1 (1)	18 (1)
計	34 [6]	20	2	8	3	67 [6] (1)
大学院公共政策学連携研究部	5	2				7
合 計	39 [6]	22	2	8	3	74 [6] (1)

※ [] は外数で、特任教授【実務家教員(弁護士、検察官、裁判官)】 ()は外数で、特任助手【再雇用教員】

※ 大学院公共政策学連携研究部所属教員のうち、法学研究科・法学部教授会構成員となっている教員

学 生 総 数

平成25年5月1日現在

学 士 課 程	修 士 課 程	専門職学位課程	博士後期課程	合 計
721	41	168	50	980

2 第2期中期目標・中期計画（平成22年度～平成27年度）

（学 部）

中期目標	中期計画
1 教育に関する目標 (1) 複雑化・高度化・グローバル化した現代社会の要請に応えることができる問題解決能力・基礎的思考力を養成する。	1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 法学部教育に適合したFDプログラム等の開発・実施を推進する。 (2) 学生同士による自主的学習のための空間整備など、勉学環境の充実に努める。
(2) 学生の社会性の涵養及びキャリアデザインを意識した教育を推進する。	(1) 種々の資格試験受験学習を含む専門分野の学修を引き続き奨励する。 (2) 他大学との合同ゼミ開催等の教育交流により、プレゼンテーション能力や社会関係形成能力を養成する。 (3) 企業法務担当者による企業法務及び企業実務に関する授業を実施し、将来進路と結びつけた学修を奨励する。
(3) 国際的コミュニケーション能力の養成を促進する。	(1) 学生交流協定大学の増加並びに留学生の派遣及び受入れの促進に努める。

（大学院法学研究科）

中期目標	中期計画
1 教育に関する目標 法学政治学専攻 (1) 次世代の法学・政治学を担う研究者志望の入学者受け入れを拡大し、現代社会の諸課題に適切に応えることができる研究者を養成する。	1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 法学政治学専攻（研究大学院）の広報体制を整備し、大学院進学説明会などを定期的に開催する。 (2) 法学・政治学の研究者養成に適合したFDプログラム等の開発・実施を推進する。 (3) 研究活動の組織能力を養成するため、他大学・外国大学の大学院生との研究交流を推進する。 (4) 大学院生紀要（北大法政ジャーナル）を充実させることを含め、学生の研究成果の公表・出版を支援する。
(2) 留学生に対する教育及び学習支援を整備・充実する。	(1) 留学生向け科目を含む教育体制を充実させるとともに、サポーター・チューター制度など留学生支援に向けた取組をさらに強化する。

中期目標	中期計画
法律実務専攻（法科大学院） (1) 未修者教育方法の改善、段階的教育指導の具体化、実務基礎教育の充実などにより、法科大学院の設置目的に即した教育を推進する。	(1) 法科大学院教育に適合したFDプログラム等の開発・実施を推進する。 (2) 計画的学習の実現を図るため、各科目の到達目標を適切に設定する。 (3) 学習意欲の増進を図るため、進級要件・修了要件を適切に設定する。 (4) 学習スペースの確保・充実、IT設備の継続的改善など、学習環境のハード面の整備に向けた取組を進める。 (5) エクスターンシップの受け入れ先の拡大など、学習環境のソフト面の整備に向けた取組を進める。
2 研究に関する目標 (1) 法学研究・政治学研究の連携を進め、国内外の大学・研究機関との研究交流を推進する。	2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 法学政治学理論の革新を図るため、グローバルCOEや大型科学研究費等による研究活動を推進する。 (2) 海外の大学・研究機関との共同研究を推進するため、大学間及び部局間交流協定を増加させる。
(2) 現代的な課題に取り組む先端的研究を推進するとともに、そのための基礎研究の構築を継続する。	(1) 附属高等法政教育研究センターを中心に、学際的共同研究に積極的に取り組むとともに、研究科内外の研究会・研究活動との連携を促進する。 (2) 外部資金導入の促進を図るとともに、研究支援体制の整備を進める。 (3) 研究成果を学術雑誌や著書、国内外の学会・シンポジウム等において積極的に発信する。
3 社会貢献・その他に関する目標 (1) 教育及び研究の成果を発信するための広報機能を強化するとともに、社会活動を通して研究成果を社会に還元する。	3 社会貢献・その他に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) ホームページやパンフレットなどによる社会及び受験生に対する広報活動を強化する。 (2) マスメディアでの発信やNPOでの活動などを通じて、研究成果を広く社会に還元する。 (3) 国や地方自治体の審議会・委員会などへの参画を通じて、政策立案、行政運営等に貢献する。

II 教 育

1 法学部

1. 教育目的と特徴

(1) 教育目的

北海道大学は138年の歴史の中で、「フロンティア精神」「国際性の涵養」「全人教育」「実学の重視」という教育理念を培ってきた。すなわち、それぞれの時代の課題を受け止め新しい道を拓くこと、多様な世界に精神を開くこと、豊かな人間性と高い知性を兼ね備え、広い視野と高い識見を求めること、そして常に社会と学術双方に向けられた旺盛な実証的探求心を重視することを教育理念とする。北海道大学はこれらの基本理念の現代における具体化を志向し、教育研究を通じて人類の福祉・科学・文化及び産業の発展に寄与することを社会的使命としている。

このような全学の理念及び使命をうけて法学部では、学生が法学・政治学に関する体系的な学習を通して、複雑多様な社会現象に適切に対処しうる基礎的能力を修得することを目指している。基本的な教育目的は、第1に幅広い科目について基礎的な素養を有し、法学・政治学の勉学に強い意欲と潜在的な能力を有する者を受け入れること、第2に教育内容に関しては、学生の自主性、自発性、多様な志望・進路を尊重し勉学意欲を喚起しつつ、法学・政治学に関する基礎的知識と問題解決能力を涵養し、学生の幅広い分野への進出を実現すること、第3に教育の成果を常に測定し、学生のニーズを把握し、授業方法等に常に改善を加えること、第4に学生の自主的・自発的な勉学及びその他の活動を積極的に支援すること、第5に学生間の異文化交流を推進し、広い国際的・社会的視野を備えた人材を養成すること、の5つである。

平成16年度以降の現行カリキュラムにおいては、「法の支配」の実現を志向した司法制度改革ならびに法科大学院開学に対応すべく骨太な専門的学識を有する学生の輩出に注力する一方で、伝統的に法学部卒業者に期待されてきたバランス感覚に富む論理的思考力を備えた人材の育成という社会的使命もないがしろにすることなく、法学部の教育活動は営まれている。

(2) 特徴

北海道大学法学部の教育の第1の特徴は、スタッフの充実である。実定法学・基礎法学・政治学の多分野にわたって、全国でも有数の資質・実績を備えたスタッフを誇っている。スタッフは全国・世界の学界で活躍しているだけでなく、日々の研究会や各種会議・交流を通じて、北大法学部の一員としての教育・研究の水準の維持と向上に努めている。

第2に、恵まれた学習環境である。図書館の充実に象徴される伝統校として蓄積してきた文化資本の厚みに加えて、過剰な情報や経済変動に煩わされずに勉学に取り組むことのできる自然環境・社会環境が維持されている。

第3に、学生に対するきめ細やかな対応である。古くから正規授業以外で学生向け補習講座や論文添削が教員のボランティアによって行われ、多大な成果を残してきた。教

員 1 名当り学生数が少なく教員と学生の垣根が低い環境を生かして、教員は学生の要望を常に敏感にキャッチし、レジュメの配布増加や IT の利用など授業方法の改善やカリキュラムの修正に生かしてきたといえる。

[想定する関係者とその期待]

法曹界、官界、財界、政界、教育界、マスコミ、国際関係、学界、およびそれらへの就職を希望する学生（高校生等将来の学生を含む）が、想定する主な関係者である。関係者が北海道大学法学部の教育に対して寄せている期待は、法学・政治学に関する体系的かつ基礎的な知の伝達を通じ、現代の幅広い問題に臨機応変に対応できる実践的な力を備えた人材を育成することであると考えられる。

2. 教育活動の状況

(1) 教育実施体制

組織編成上の工夫

法学部には1課程(法学課程)が置かれ、その教育は、大学院法学研究科及び大学院公共政策学連携研究部(一部を除く)の教員によって担当されている。法学研究科には、平成25年10月1日現在、教授34名(法科大学院実務家教員を除く)、准教授20名、講師2名が在籍する。各教員は、各人の専門に応じて6つの大講座(現代法、基礎法、政治学、民事法、公法、附属高等法政教育研究センター)に属し、法学研究科の法学政治学専攻・法律実務専攻(法科大学院)の教育、公共政策大学院等の教育とともに、法学部の教育にあたっている。このような教員の組織編成によって、学生全員に対する演習等の少人数教育を可能とするスタッフ数が確保され(教員1人当たり学生数は12.9人)、また、全学教育科目として提供されている導入科目、憲法2科目、行政法4科目、国際法2科目、民法4科目、商法3科目など十分な数の基幹的科目、知的財産法、社会保障法、法史学2科目(西洋法制史、日本法制史)、比較法2科目(英米法、アジア法)、西洋政治思想史、日本政治思想史など先端的・発展的な科目など計49科目が原則として毎年開講され、さらに演習・専門外国語・特殊講義などが多数開講されており(平成24年度の総開講数は116)、法学・政治学の幅広い分野の教育を極めて充実したかたちで実施している(資料1、資料集4-4)。

〔多様な教員の確保〕 近年は本学の人事ポイント優遇制度も用いながら女性教員・外国人教員の積極的採用に努めている。平成25年度では女性教員は7名、外国人教員は8名となり、順調に増加している(資料2)。

〔入学者選抜の工夫〕 法学課程の学生定員は1学年200名である。1年生は総合教育部に所属するが、うち20名は平成23年度より「総合文系」として学部を決めない形で入学し、2年次進級の際に本人の希望と成績(GPAに基づく移行点)によって法学部に進級することになっている。法学部の移行点は文系学部、全学を通じて極めて高いランクに位置しており、優秀な学生のリクルートに成功している。いわゆる「法学部離れ」が言われる中、北大法学部の入試倍率は安定しており、かつ北海道外の出身者が45%(平成25年度入学者182名中82名)にのぼり、女子の比率も30%(55名)に達している(資料集3-1~2)。また別枠として2年次・3年次からの編入をそれぞれ10名行っており、多様なバックグラウンドを持つ学生の獲得に成功していると評価できよう。以上まとめて定員は計650名であり、平成25年4月1日現在現員は721名となっている(資料3)。

資料 1 教員数（平成 25 年 10 月 1 日現在）

平成25年10月1日現在

	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	計
大 学 院 法 学 研 究 科	26 [6]	17		4	2	49 [6]
法 学 政 治 学 専 攻	14	13		4	1	33
法 律 実 務 専 攻	12 [6]	4			1	16 [6]
附属高等法政教育研究センター	8	3	2	4	1 (1)	18 (1)
合 計	34 [6]	20	2	8	3	67 [6] (1)

※ [] は外数で、特任教授【実務家教員(弁護士、検察官、裁判官)】 () は外数で、特任助手【再雇用教員】

	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	計
大学院公共政策学連携研究部	5	2				7

※ 大学院公共政策学連携研究部所属教員のうち、法学研究科・法学部教授会構成員となっている教員

(出典：庶務関係資料)

資料 2 女性教員・外国人教員数

平成25年10月1日現在

	女性教員数	外国人教員数 (うち女性教員数)
平成 2 2 年度	6	4 (0)
平成 2 3 年度	8	4 (0)
平成 2 4 年度	8	8 (2)
平成 2 5 年度	7	8 (2)

※女性教員数には、外国人女性教員は含まれない。

(出典：庶務関係資料)

資料 3 学生数（定員及び現員）

平成25年5月1日現在

定 員		在 籍 数	
入学定員	200	2 年 次	212
2 年 次 編入学定員	10	3 年 次	229
3 年 次 編入学定員	10	4 年 次	280
		合 計	721

(出典：教務関係資料)

これらの正規在籍学生のほか、他大学・学部の学生（卒業者を含む）を科目等履修生として受け入れている（平成 24 年度 7 名）。また、北海道大学短期留学プログラム（HUSTEP）や大学・学部間交流協定で来日した外国人留学生も例年一定数受け入れている（資料 4）。

資料 4 外国人留学生入学者数（法学部）

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	4月入学	10月入学	4月入学	10月入学	4月入学	10月入学	4月入学	10月入学
正規生	1		0		0		0	
特別聴講学生	0	4	4	3	3	1	2	3
北大短期留学プログラム (HUSTEP)		4		2		6		3
計	1	8	4	5	3	7	2	6
年度計	9		9		10		8	

（出典：教務関係資料）

内部質保証システムによる教育の質の改善・向上

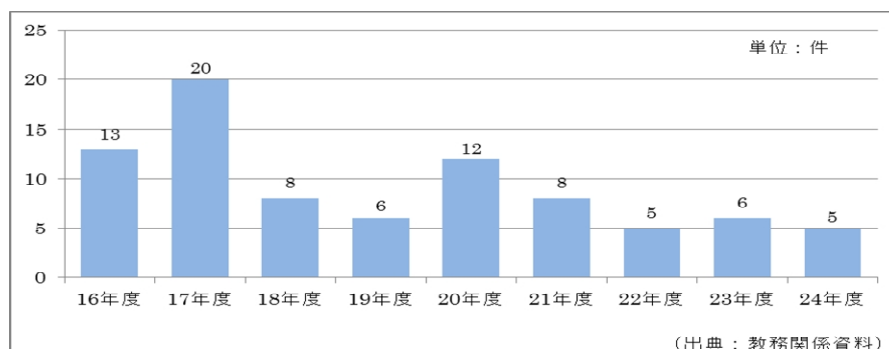
法学部教授会が毎月1回開催され、教育内容・方法について情報の共有と協議の場となっている。また、必要に応じて改革懇談会を開催しよりインテンシブに議論を行うほか、大講座ごとに講座会議を開催し、教授会での審議を実質化している。これらの会議を補助する者として、学部教務委員（2名）及び教務担当職員（3名）を置いており、これらの委員等は学部教育を専門に担当している。学部教務委員は、大学院教務委員・法科大学院教務委員・公共政策大学院教務委員と合同で教務委員会を構成し、緊密な連絡・協議によって、時間割・部屋割を含めて良好な教育実施体制の確保に努めている。

教員は本学が全学単位で毎年実施しているファカルティ・ディベロップメント事業に参加しているほか、TA（ティーチング・アシスタント）の積極活用を行っている。

〔質向上・質保証のための工夫〕 法学部では毎学期終了時に授業アンケートを実施してきた。アンケート実施主体が平成24年度より全学評価室から法学部へ移管された結果、アンケートの集計に要する時間が大幅に短縮され、結果のフィードバックがスムーズに行えるようになっている。結果は教授会に報告され、また極めて優れた評点の教員は全学の制度でエクセレント・ティーチャーズと認定される（平成21年度6名、22年度4名、23年度5名、24年度1名（24年度以降は全学教育科目のみ認定対象））。

平成16年度より事務室前に投書箱を設け、学生からの意見を普段から積極的に聴取している。授業の内容・方法に対する投書については、適宜教務委員あるいは学部長が担当教員に説明し、授業の改善に役立ててきた。なお、投書で指摘された問題の多くは自習室の使用時間・使用方法などの施設利用に関するものであり、対応措置を採ったことにより投書件数はここ数年低位で安定している（資料5）。

資料 5 投書箱の投書件数（学部）



(2) 教育内容・方法

学位授与の方針と教育課程編成上の工夫

法学部では、大教室での講義がその授業の大半を占めてきたこともあり、学生の質保証のために伝統的に極めて厳格に成績評価を行ってきた。その際に冒頭に掲げた教育目的の達成が常に念頭におかれてきたことはいうまでもないが、法学については規範に基づく論理的説得の技芸の修得、政治学であれば自由や民主主義を根本的価値として重視する思考を展開できることが重視されてきたといえよう。

本学では全学レベルで現在ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの策定が進んでおり、法学部も平成 26 年度中に両ポリシーを決定することになっている。同様に全学レベルで平成 28 年度からの実施を目指して国際的に通用するかたちでの GPA 制度の導入が目指され、法学部における成績評価・学位認定もそれに対応するものに变革されることになる。これらの動きは法学部がこれまで自明のこととして行ってきた「ポリシー」を明文化する機会であると同時に、今日的な課題、即ち大学・学部教育の国際化や学業成果の客観的な質の保証の要請に対応するものとして位置付けられる。

〔社会のニーズへの対応〕 法学部では平成 16 年度入学生よりそれまでの 3 コース編成を改め、法専門職コースと総合法政コースからなる 2 コース編成の新カリキュラムを適用している（資料集 4－1、4－3）。法専門職コースは法知識を活かした専門職につくことをめざすコースであり、法科大学院進学や法曹資格取得を志向する学生が効率的に法律学の学習をするために実定法科目の履修を強化している（選択必修科目 B を 26 単位、C を 16 単位以上要求）。総合法政コースは社会の多様な分野で活躍することを希望する学生が、その前提となる法的素養と政策判断能力等を身につけることをめざすコースであり、実定法・基礎法学・政治学をバランスよく学べるよう必修のしばりを緩めている。コース選択は 2 年次 1 学期終了時に行われ、3 年次に一回変更することができる。この 2 コース編成は学生の専門職志向と多様な志望の双方に対応するためのものであり、学生は自由にいずれかのコースを選択でき、例年ほぼ半々に分かれる。

総合法政コースについては総花的な学習に陥らないようにするため、重点学習領域として①行政・ガバナンス、②ビジネス、③市民生活、④歴史・思想、⑤国際を設け、何れか(2 つまで選択可)の領域に属する科目を 20 単位以上修得することを奨励している。要件を満たした者には卒業時に「履修認定書」を交付しているが、その数は例年総合法政コース学生の 2 ～ 3 割に達する（資料 6）。カリキュラムの工夫によって柔軟な選択と系統的履修が両立させられているといえよう。

カリキュラムは 2 年次開講の基礎的科目から 4 年次の高度専門科目群まで、有機的で体系的な学修が可能となるように構築されている。法学部では伝統的に講義を中心とした授業形態を採用してきたが、同時に演習科目を多数開講し（平成 25 年度の開講数は 50）、演習 6 単位以上を必修とすることで、法学・政治学についての深い修得を可能にしている。

平成 26 年度からは授業科目のナンバリングを実施し、学生が体系的に履修プランを構築することをより容易にするとともに、27 年度より実施予定のディプロマ、カリキュラム両ポリシーと連動させることで、授業科目展開の適正性を不断にチェックする体制を整えることにしている。

資料 6 総合法政コース重点学習領域認定証明書発行者数

※二領域まで申請できるため延べ数

年度	証明書発行者数					
	行政・ガバナンス	ビジネス	市民生活	歴史・思想	国際	合計
平成20年度	15	13	1	6	6	41
平成21年度	13	7	2	1	6	29
平成22年度	12	1	3	1		17
平成23年度	10	3	3	3	1	20
平成24年度	12	3	5	4	3	27

(出典：教務関係資料)

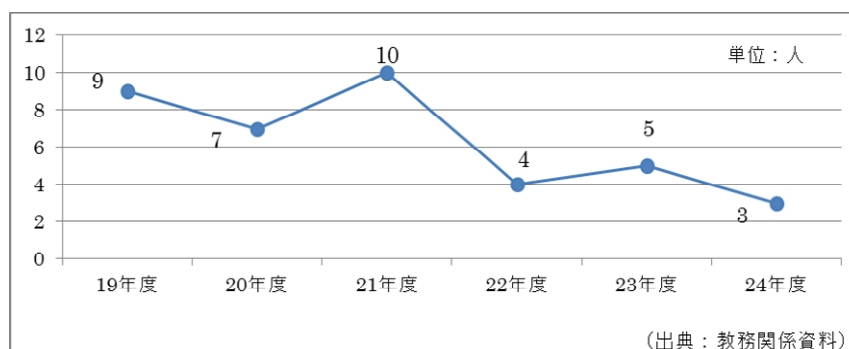
教育方法・学習支援の工夫

現在の法学部での学習は伝統的な座学に留まるものではなく、交換留学制度による国際的視野の涵養や、エクスターンシップ・法律実務特講などによる実社会への関与とスムーズに接合されており、実際に多くの学生がこれらの仕組みを利用している。学生たちは幅広く体系的な知を効率的に摂取し、加えて「実戦」経験も得ることで、社会において高く評価される人材として巣立っているといえる。

〔国際通用性〕 法学部は例年5～10名程度の学生を欧米・アジアの協定校（全学レベルの協定と部局間の協定がある）に派遣している（資料7）。この交換留学は半年ないし1年間行われるのに対し、近年は短期留学も増えている。短期留学は大学・部局間協定により行われるもの（パリ政治学院など）、文部科学省の事業（SS・SV）の枠組みで行われるもの（中国・台湾の諸大学）がある。留学先で取得した単位は一定の要件の下30単位まで法学部の単位として認定されることができる。就職活動との両立という難しい問題があるとはいえ、留学は必ずしも4年間で卒業することの障害にはなっておらず、（留年した者も含め）留学経験者はおおむね有名企業に就職・大学院に進学している。法学部は独自の基金を設け、海外留学を行う学生に経済的援助を行っている。

平成25年度より文部科学省の事業「グローバル人材育成事業」の枠組みにより全学レベルで開始された「新渡戸カレッジ」では、学部学生のおおむね1割（1学年200名）に最低1学期間の海外留学を義務付けている。平成26年度より新渡戸カレッジ生が法学部に進級してくる（1学年あたり約20名）ことを見据え、法学部でも「英語のみによって行う専門科目」の開講にむけたスタッフの確保・英語による法学や政治学教材の開発・教務事項の整備を鋭意行っている。

資料 7 交流協定校への学部学生派遣実績



〔教育方法の工夫・主体的学習〕 法学部では古くから1年生向けに「夜間法学教室」を開催し、教員による課外学習指導が行われてきた（毎年50名前後）。また、法学部公認サークルにおいては、学生の主体的運営による種々の学習活動が活発に行われている。「法律相談室」による実務練習（室員は1学年10名前後、計40～50人）、「北法会」による法科大学院入学試験準備（毎年40名前後）、「裁判問題研究会」による判例勉強会（毎年30名前後）などである。これらの学生の主体的学習に対しては、関係教員による助言・出題・添削等のほかに、研究科の基金からの資金援助などにより学部は積極的にサポートしている（資料集10－1）。

平成16年度より、法律問題に関する英語・日本語のディベート訓練を内容とする演習（3単位。通称「交渉ゼミ」）を展開し、学習の集大成として「大学対抗交渉コンペティション」に毎年参加している。また、世界各国から学生が参加するヴィス模擬国際商事仲裁大会、その国内大会である模擬仲裁日本大会への参加を行う「ムートゼミ」も開講されてきた。他の演習でも近年の学生気質の変化に対応すべく、小グループ学習などにより発言の活性化を図るなど、教員レベルで様々な工夫が行われ効果を上げており、学生アンケート調査でも演習に対する評価は大変高い（資料13を参照）。

また、法曹志望・非法曹志望を問わず学生に早い段階で現実の社会問題と大学での勉学をリンクさせる機会を与えることが、法学部での専門的学習のみならずキャリア・デザイン構築のためにも重要だと考え、平成18年度より多数の実務法曹（平成25年度13名）の協力のもと、2年生向け科目として「法律実務特講 法律家への架け橋」を実施している。本科目は小グループによる問題調査のフィールドワークや全体での論集冊子作成など学生主体の運営を行っており、かなり多数の学生が履修する人気科目として定着している（平成24年度49名、平成25年度34名）。

エクスターンシップ派遣について法学部は北海道庁・札幌市役所と協定をもつほか（平成22年度7名、平成23年度6名、平成24年度7名、平成25年度1名）、近年は自らエクスターンシップ先を見つけて行う学生も目立ってきている。今後は学部が主体となっていくエクスターンシップ先を増加させるとともに、学生が自主的に行ったエクスターンシップを単位として認定するための規定整備が求められているといえよう。

カリキュラムのレベルでの取り組みとしては、1年次について履修登録科目の上限制（CAP制）を導入し、いわゆる単位の実質化に向けた方途を模索している。さらに2年次から3年次への進級に際し要件を付し、学生が中だるみしないようインセンティブを与えており、その結果進級率は極めて高い水準で安定している（資料8）。TAによる個別サポート、成績不振者へのクラス担任および学部教務委員による個別指導などにより、丁寧な学習指導を行っている。教員単位で授業に関わる詳細なレジュメを作成・配布することは日常化している。レジュメ配布や情報連絡のためにウェブやメーリングリストといったITを活用している教員も多い。

資料 8 3年次進級率

	進級者数	母 数 (3年次在籍数)	割 合
平成20年度	228	240	95.0%
平成21年度	225	232	97.0%
平成22年度	216	223	96.9%
平成23年度	203	212	95.8%
平成24年度	214	226	94.7%

（出典：教務関係資料）

3. 教育成果の状況

(1) 学業の成果

在学中・卒業時の状況から判断される学業の成果

法学部の卒業生は、複雑多様な社会現象に対応するのに十分な、体系的で骨太な法学・政治学の知識と、専門的知識を武器に効率的・生産的に現代社会の様々な問題を解決し、制度を変革していく実践的能力を身につけている。さらに、社会学・歴史学・哲学など隣接諸分野の知見も手に入れ、幅広い視野を持つ教養人として巣立っている。

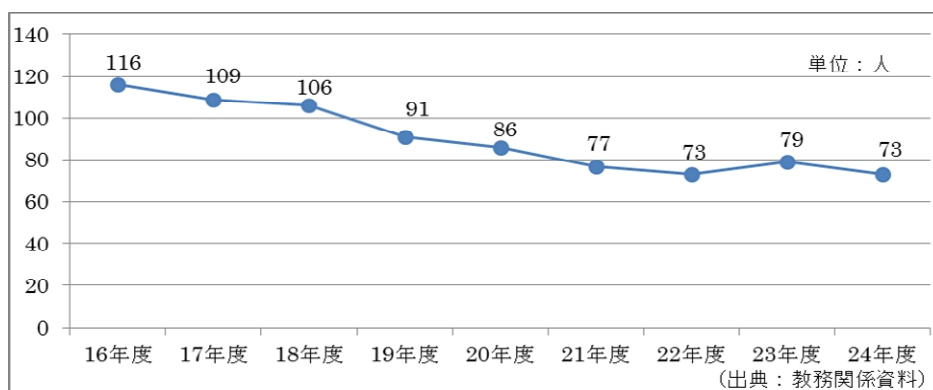
成績評価が厳格なため法学部の学生は一般に勤勉であり、真摯な学習態度を身につけている。従前、法学部では成績評価の厳しさや各種資格試験に取り組む学生の多さから、全国の主要法学部と同様に留年者が多かったが、近年は早期よりキャリアパスを意識させるために様々な指導を行っていることなどにより、卒業率が漸増し留年者数が減少する傾向を見せている（資料9、資料10）。

資料 9 卒業率

	卒業者数	母 数 (4年次在籍数)	割 合
平成20年度	224	299	74.9%
平成21年度	230	303	75.9%
平成22年度	221	296	74.7%
平成23年度	220	287	76.7%
平成24年度	202	259	78.0%

(出典：教務関係資料)

資料 10 留年者数



〔資格取得状況など〕 法学部は伝統的に法律家・公務員を志望する学生が多い。

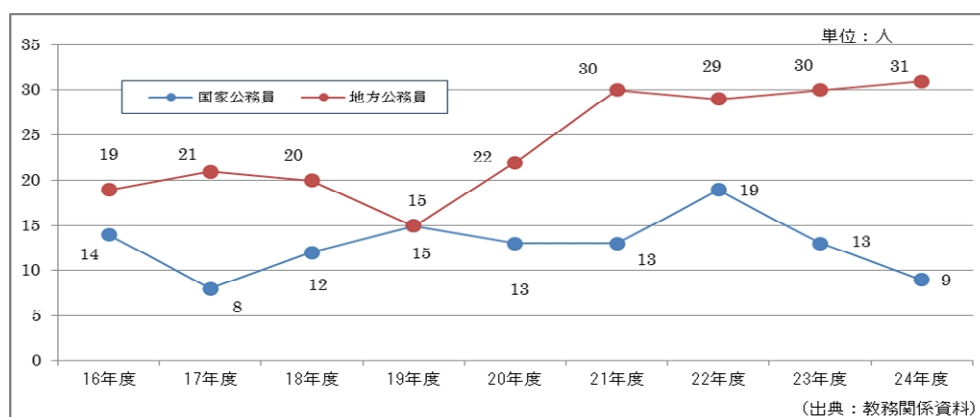
法学部と関連の深い専門職大学院である法科大学院（ロースクール）や公共政策大学院には例年多数の者が進学している（資料11）。国家・地方公務員採用試験の合格者もコンスタントに輩出しており（資料12）、裁判所職員採用試験の合格者も平成22年度6名、23年度1名、24年度3名を数える。これらを合わせると卒業生に占める比率は3分の1に達している。

資料 11 大学院進学者数（法学部→研究大学院・法科大学院・公共政策大学院）

卒業年度 大学院 大学別	平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	本学	他大学	計	本学	他大学	計	本学	他大学	計
研究科大学院	9	5	14	2	1	3	5	2	7
法科大学院	20	3	23	21	7	28	17	3	20
公共政策大学院	6	0	6	7	1	8	10	1	11
計	35	8	43	30	9	39	32	6	38

（出典：教務関係資料）

資料 12 国家・地方公務員採用試験合格者数



なお、平成 25 年度より全学の事業として開始された「新渡戸カレッジ」（1 学年 200 名。うち法学部生は 20 名前後を想定）では、カレッジ生の大学卒業時点での成績により以下の 3 段階の称号を付与することになっている。新渡戸マスター（TOEFL-iBT 100 以上、所属学部学科における通算 G P A が上位 15% 以内）、新渡戸シニア（TOEFL90 以上、G P A 上位 30% 以内）、新渡戸ジュニア（TOEFL80 以上、G P A 上位 50% 以内）である。将来においては、法学部卒業生に占める新渡戸マスターの取得者数も在学中の学業の客観的指標として機能してゆくことになると思われる。

〔学生アンケートの結果と分析〕 毎学期末に行われる学生授業アンケートの結果（平均値）は資料 13 のとおりである。

（※5 点が最も高評価。但し項目 3・4 については 3 点、項目 11・13 については 1 点が最も高評価となることに注意されたい）

評点から、法学部の授業は全体的にきわめて高い水準の評価を得ているといえる。相対的に若干低い評点となっている項目 8・12・14 については、大教室での講義形式の授業が多いことが影響していると思われる。現在のキャパシティからはすぐに改善することが難しい問題ではあるが、今後も授業方法の工夫などにより地道にレベルアップを図ってゆく必要があろう。

演習（各学期で終了するものと通年のものがある）のみの値をとると全科目の平均値より有意に高くなっている。少人数授業に対する学生の意欲・評価が高いことが示されており、演習を 6 単位必修にしているカリキュラムは適切なものであるといえる。項目

8・12・14 の値を見ても、演習が学生に対して主体的学習へのインセンティブを与える場として有効に機能していることが読み取れる。

項目 13 については低い値になっているといわざるを得ず、とりわけ講義形式の授業において授業時間外の自発的学習があまりなされていない。これはひとり北大法学部に限らず、わが国の中等教育以降全ての段階について指摘されている問題であり、即効性のある対策はなかなか見いだせないが、教員一人ひとりが小さな試みを積み重ねてゆくしかないと思われる。

授業アンケートには自由記入欄が設けられている。そこには数値化は困難であるが、毎回多数の建設的見解が記されており、そのうち大多数は授業をポジティブに評価するものであることも付記しておきたい。

資料 13 学生授業アンケート結果の平均値（平成 24 年度・法学部実施）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
前期	4.06	4.01	2.98	2.69	3.91	4.02	3.93	3.33	3.85	3.58	1.92	3.06	3.92	3.29	3.74	3.99
後期	4.19	4.15	3.06	2.77	4.19	4.29	4.24	3.63	4.01	3.88	1.96	3.25	4.02	3.44	3.89	4.15
前期演習	4.4	4.3	2.7	2.7	4.4	4.5	4.4	4.3	4.5	3.8	1.6	3.7	2.7	3.7	4.2	4.4
後期演習	4.4	4.3	2.9	2.7	4.4	4.4	4.4	4.4	4.5	3.9	1.8	3.9	3.2	3.9	4.2	4.5
通年演習	4.4	4.3	2.8	2.7	4.4	4.4	4.4	4.3	4.5	3.9	1.7	3.8	2.9	3.8	4.2	4.5

（出典：教務関係資料）

設問内容

1	シラバスは、授業の目標、内容を明快に示していた
2	授業はシラバスにそって行われていた
3	授業で要求される作業量（レポート、課題、予習、復習など）は適切であった ①きわめて多い ②多い ③適切 ④少ない ⑤極めて少ない
4	授業内容の難易度は適切であった ①極めて難しい ②難しい ③適切 ④やさしい ⑤極めてやさしい
5	教員の説明はわかりやすかった
6	教員の熱意が伝わってきた
7	教員の話し方は聞き取りやすかった
8	教員は効果的に学生の参加（発言、自主的学習、作業など）を促した
9	教員は学生の質問・発言等に適切に対応した
10	板書、教科書、プリント、パワーポイント等の使われ方が効果的であった
11	この授業の自分の出席率は（ ）%程度であった ①100 ②80 ③60 ④40 ⑤20
12	質問、発言、自習などにより、自分はこの授業に積極的に参加した
13	この授業1回（90分）のための予習・復習に費やした時間は平均（ ）であった ①4時間以上 ②3時間 ③2時間 ④1時間 ⑤30分以下
14	自分はシラバスの到達目標を達成できた
15	授業により知的に刺激され、この学問分野を更に深く勉強したくなった
16	授業は総合的に満足できるものであった

①全くそう思わない ②そう思わない ③どちらとも言えない ④そう思う ⑤強くそう思う

なお、全学レベルで平成 28 年度からの実施を目指し、国際的通用力を持つ成績評価制度である G P A の導入を目指した検討が進行中である。法学部においても卒業生の G P A 値によって在学・卒業時点での学業の成果を客観的指標により把握し、法学部卒業生の修学レベルを対外的に保証し、かつ今後のカリキュラムや教育内容の改善に役立てることを今後検討してゆくことになろう。

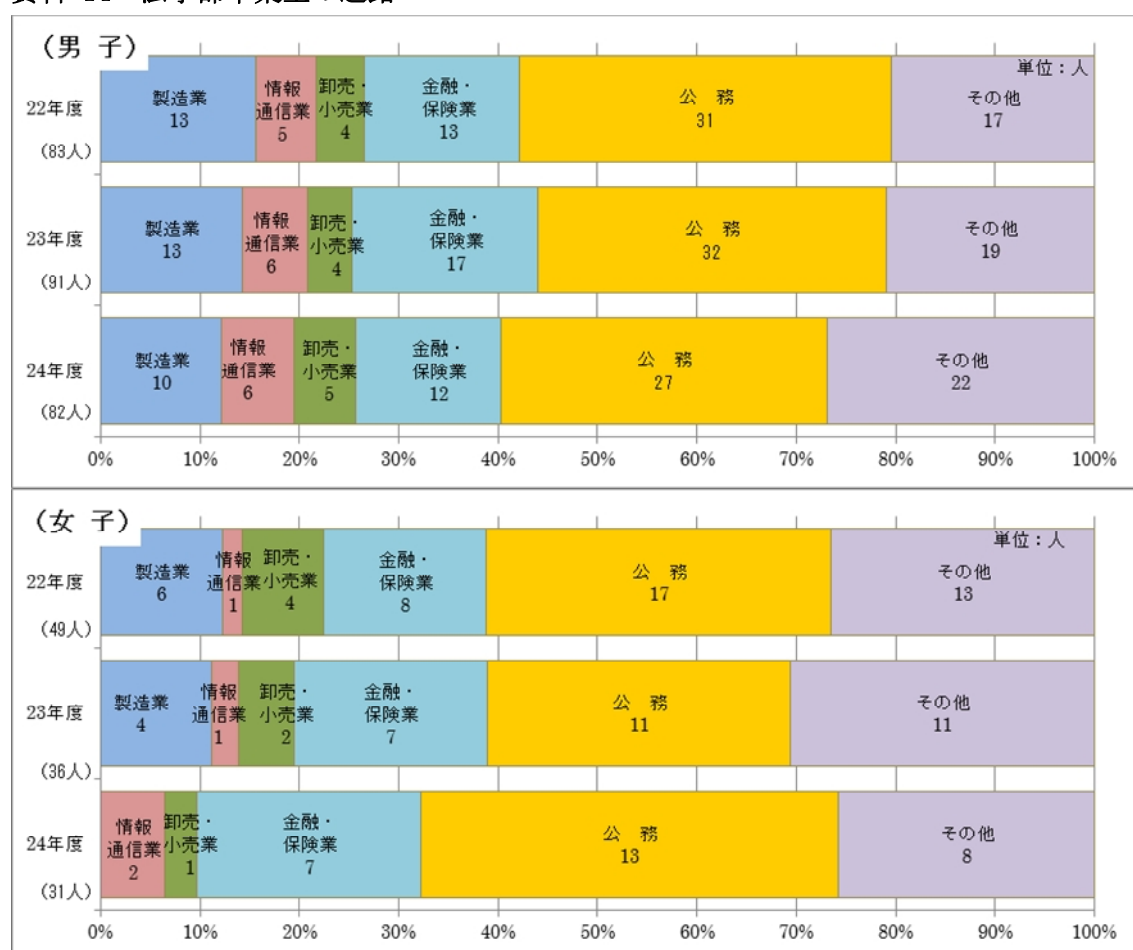
(2) 進路・就職の状況

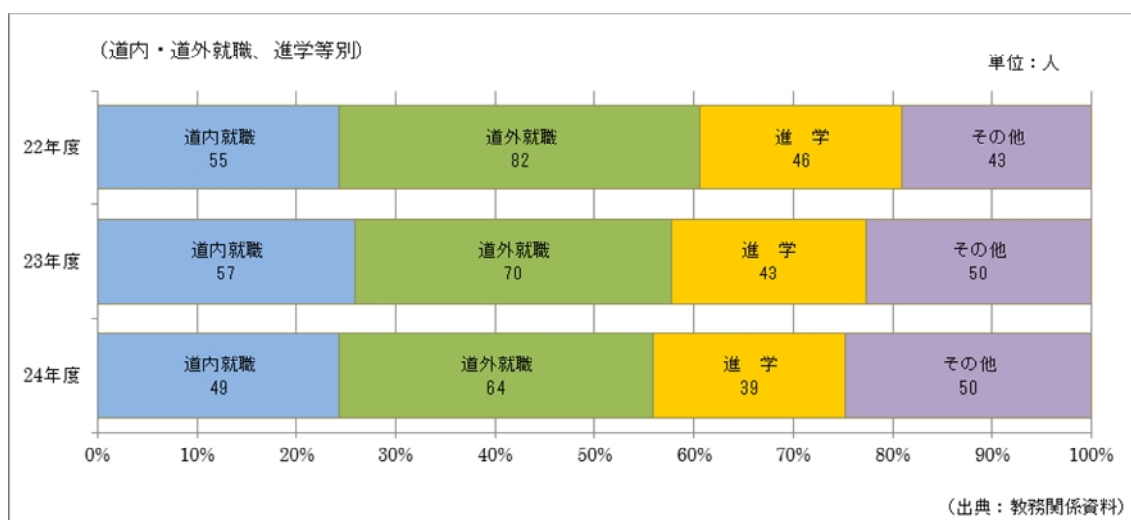
卒業(修了)後の進路の状況

就職については、国家・地方公務員、民間企業など、北海道内よりも道外が多い傾向を近年は示しており、人材を多岐にわたり全国に輩出しているといえる（資料 14）。男子では情報通信、金融、製造業、女子では製造業、卸売小売、情報通信・保険が比較的高い比率を占める傾向にあり、有名企業への就職が多くなっている。法学部では学部主催の就職ガイダンスの開催、キャリアセンターとの連携に注力している。キャリアセンターでは全国から北海道大学にやってくる数多くの企業・官庁の説明会や就職活動ガイダンスを開催し、学生への個別サポートをきめ細やかに通年行っている。その結果、就職活動に際して本州（首都圏・関西圏）から離れているデメリットは最小限に抑えられ、業種を問わず全国各地で活躍する道が開かれている。

また、公務員試験合格者の推移は前掲資料 12 のとおりである。

資料 14 法学部卒業生の進路





法学部では例年多数の卒業生が進学している。近時は法科大学院、公共政策大学院といった専門職大学院への進学を希望する者がかなりの数に達し、また実際多くが進学している。本学の法科大学院を受験する学生は例年 3 割前後に達する（平成 21 年度入試 75 名、22 年度 65 名、23 年度 67 名、24 年度 61 名、25 年度 46 名）。従来からの研究大学院への進学者もコンスタントに輩出しており、このように大学院での学習の継続が志向されていることは、法学部での学習に対する学生の満足度の高さを間接的に証明するものといえる。

「その他」の大半は各種資格試験受験者である。概して、法学部卒業生は順調に就職・進学していると評価できよう。

〔在学中の学業についての卒業生への調査〕 法学部ではこれまで卒業生に対し、在学中の学業についてシステマティックな調査を行ったことはなかったが、平成 25 年度より全学的な事業の一環として卒業生に対する大規模なアンケート調査を行うこととなった（資料集 4－5）。卒業の時点で在学中の学業についてアンケート調査を行う。また OB／OG についても 25 年度は卒業後 25 年・20 年・15 年・10 年・5 年の卒業生から抽出調査を行い、翌年度以降は年数をずらして 5 年間ですべての年数の卒業生に対し調査を行う計画となっている。

それに先立ち、平成 25 年度には法学部卒業生 6 名のご協力を得て、合同インタビューを行った（参加者は特別職地方公務員、民間企業役員、民間企業部長、判事、弁護士 2 名）。その場で多く聞かれた声は以下のようなものである。

- ・印象に残っている授業として、多くの参加者が演習を挙げた。
- ・法学部教育を受けたことにより身についたものとして、狭義の法的知識の他に論理的思考力や説得の技術を挙げる声が多かった。

その一方で、就職活動の際に在京企業などでは「北大法学部生」であることがいわゆるブランドとして必ずしも通用しない、という声もあり、北大法学部の優位性を道外企業にどのようにアピールしてゆくべきかは今後の課題といえる。全学の事業として平成 25 年度から行われている「新渡戸カレッジ」では、前述のようにカレッジ生の大学卒業

時に TOEFL スコアと大学の成績に応じた称号（「新渡戸マスター」など3種類）を付与することになっており、これらの称号を取得したことが対外的にも優秀学生の証として機能してゆくことが期待されている。

なお、エクスターンシップ協定を結んでいる北海道庁・札幌市役所での学生評価はほぼ最高評価に近い（資料 15）。進学先・就職先共通して、北大法学部卒の学生は勤勉で安定感があるという評価を得ているものと思われる。

資料 15 エクスターンシップ評価票（北海道庁が作成したもの）

平成24年10月12日

北海道大学
法学部長 松久三四彦 殿

インターンシップ制度による実務実習報告書

インターンシップ制度による実務実習結果を下記のとおり報告します。

記載責任者（役職・氏名）：石狩振興局地域政策部地域政策課 地域政策係長 印

1. 実 習 内 容

実習を受ける者	
実 習 機 関	石狩振興局地域政策部地域政策課
実 習 期 間	9月13日（木）から 9月27日（木）間のうち10日間
実習指導担当者 （所属・職・氏名）	石狩振興局地域政策部地域政策課 地域政策係長
実 習 概 要 （配属部署・ 実習内容等）	○配置部署：石狩振興局地域政策部地域政策課 ○実習概要：地域振興・広報広聴・市町村財政・防災など 地域政策課所管事務全般

2. 実習終了後の評価及び成果

評価方法	（該当の数字を○で囲んでください。） [5 段 階 評 価] 5:非常にいい 4:いい 3:普通 2:よくない 1:非常に悪い	特記事項があればご記入願います。
職責の認識及び 実習中の態度	⑤ 4 3 2 1	研修中、疑問に思ったことを積極的に質問するなど研修に対する前向きな姿勢が見られた。
実習の成果	⑤ 4 3 2 1	研修生による取材を通じて、振興局「プラザ」の更新を行うなど、広く道民に対して情報発信を行った。

実習の成果及び実習上の問題点等につきお気付きの点があればご記入ください。
（用紙が不足する場合は別紙としてご記入願います。）

- ・当課職員が同伴の上、道庁総合政策部や石狩管内自治体に出向いた業務実習を行うなど幅広く地域振興に係る研修を実施できた。
- ・道州制や権限移譲など道政執行上タイムリーな課題への関心が高かったことから、その研修姿勢について、現役職員としても見習うべき点が多かった。

※ 個人名は削除

2 法学研究科（法学政治学専攻）

1. 教育目的と特徴

（１）教育目的

北海道大学はその中期目標において、大学院課程においては高度な専門性と高い倫理観をもって社会に貢献しうる指導的・中核的な人材の育成を掲げている。これに対応して本研究科も、多角的な研究によって得られた知見に基づき、高等教育、企業法務、ジャーナリズム等の幅広い分野で活躍する高度な専門性を有する知的職業人、及び、高度な法律知識、幅広い視野、人権感覚と倫理性を備えた実務法曹を養成することを、目的としている。

（２）特 徴

以上のような目的の達成に資するため、本研究科は、研究科内部に、法学政治学専攻と並んで、平成 16 年度以降専門職大学院としての法律実務専攻（法科大学院）を設けるとともに、研究科附属高等法政教育研究センターを擁している。

法学政治学専攻の教育は、法律実務専攻および高等法政教育研究センターとの緊密な連携のもとに行うとともに、公共政策学教育部（公共政策大学院）とも密接な関連を保って展開している。法学政治学専攻修士課程は、複眼的専門知を身に付けた専門的職業人の養成をめざして、研究者・企業法務・マスコミ・教員などの知的職業人を志望する学生、リカレント教育・生涯教育を希望する社会人、現代日本の法学政治学を学びとうとする外国人留学生を受け入れている。ここでいう複眼的専門知とは、自分の専門分野だけでなく、これに関連する他の分野の知識も併せ持ち、問題の所在を多角的に捉えることのできる視野の広い専門知を指す。法学政治学専攻博士後期課程は、修士課程で修得した複眼的専門知を深めることにより専門研究を完成させ、国際的舞台で活躍できる能力も身に付けた研究者・高度な専門的職業人を養成することをめざしている。

[想定する関係者とその期待]

関係者としては、法学研究科に在籍する学生、法学研究科への進学を希望する学部学生・社会人・留学生、法学研究科修了者、修了者を受け入れる企業・官庁・法曹界・マスコミ・国際組織・大学・研究機関・学校などを想定する。こうした関係者の法学研究科の教育への期待は、法学・政治学の知識を体系的に教授し、また学生自身が主体的に研究をすすめる機会を提供することを通じて、専門的学識と幅広い視野を兼ね備え、現代世界の諸問題に理論的・実践的に対処できるような人材を養成することであろう。

（３）入学者の状況

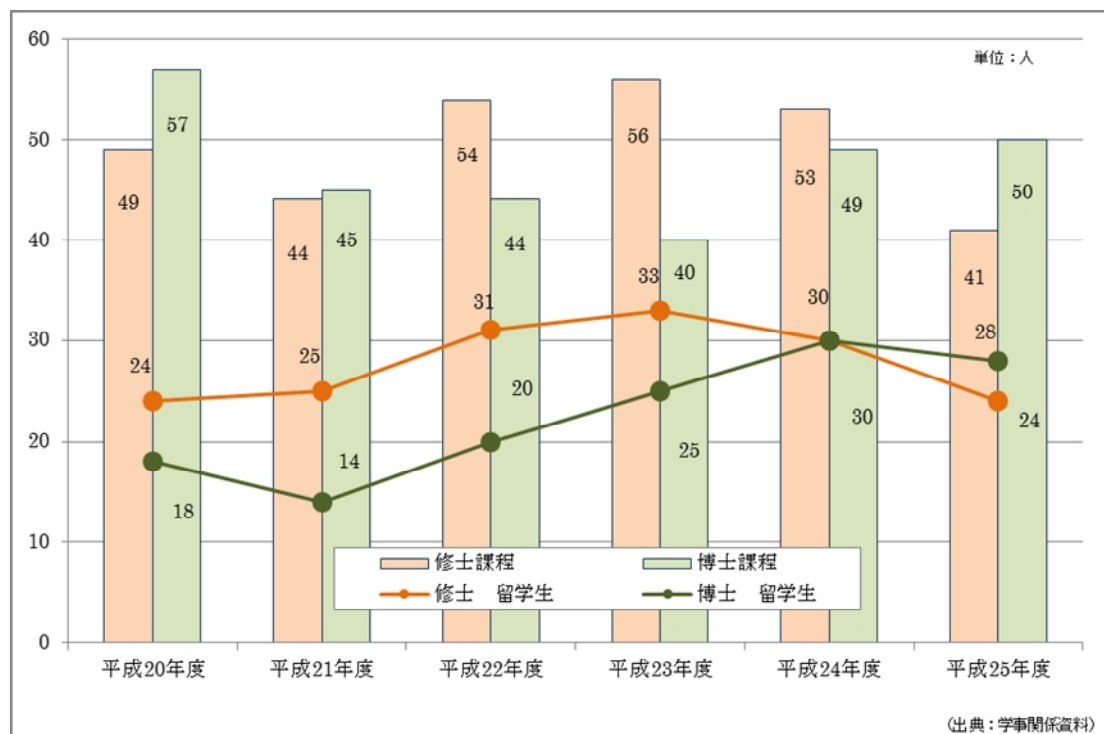
学生定員と在籍学生数は資料集 5－1 のとおりである。学生定員の充足で苦勞している大学が多い中、本研究科が学生定員をほぼ充足している点は特記すべきである。いわゆる法科大学院の設置に伴い法学研究科を廃止する大学も見られたが、本研究科では、法律実務専攻（法科大学院）と並行して研究者養成にも力を注いでおり、他大学の学部あるいは修士課程から本研究科に入学する学生も多い（資料 16）。

資料 16 法学研究科（法学政治学専攻）学生数

5月1日現在

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法学政治学専攻 修士課程	49	44	54	56	53	41
うち 留学生	24	25	31	33	30	24
法学政治学専攻 博士後期課程	57	45	44	40	49	50
うち 留学生	18	14	20	25	30	28
合 計	106	89	98	96	102	91
うち 留学生	42	39	51	58	60	52

（出典：学事関係資料）



2. 教育活動の状況

(1) 教育実施体制

●教員組織編成や教育体制の工夫とその効果

法学研究科は、法学政治学専攻、法律実務専攻、および高等法政教育研究センターに、教授 34 名、准教授 20 名、講師 2 名、助教 8 名、助手 3 名、特任教授 6 名、特任助手 1 名（計 74 名、平成 25 年 10 月 1 日現在）という多数のスタッフを擁する。

教育体制の工夫として、法学政治学専攻の教育は、公共政策大学院（法学・政治学関係の教授 5 名、准教授 2 名）との密接な連携のもとに行われている。このような組織編成によって、質の高い知的職業人と実務法曹の養成という、研究科の目的を実現するための体制が整っている。（資料集 1-1 参照。）

具体的には、双方向的科目セッティングが採用され、法学政治学専攻の科目に加えて、法律実務専攻や公共政策大学院での先端的研究に関わる科目の一部が法学政治学専攻でも共通開講されている。また高等法政教育研究センターからも科目が展開されている他、センターが開催する研究会の一部については、学生の出席と参加によって単位が認定される。

その結果、学生には、充実した教員陣容と多彩な科目展開によって、幅広く丁寧な教育を受ける機会が保障されている。

●多様な教員の確保の状況とその効果

法学研究科のスタッフには、実務家教員 6 名、外国人教員 6 名が含まれている。

その結果、学生は、最先端の実務や海外の最新情報に触れることができる。

●入学者選抜方法の工夫とその効果

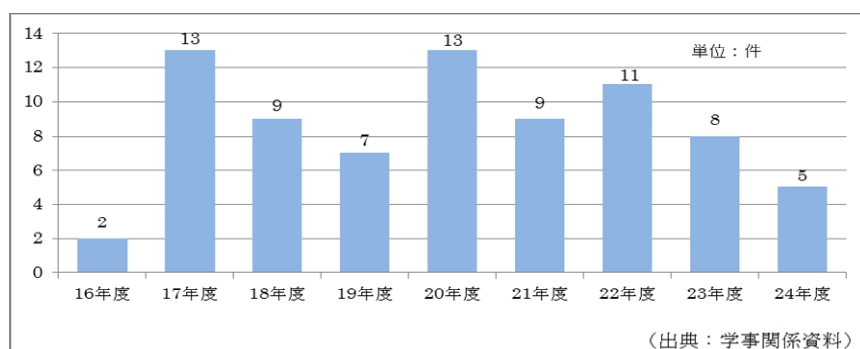
修士課程、博士後期課程いずれの学生についても、一般入試の他、いわゆる社会人入試、外国人入試の 3 種類の選抜方法を実施している。また、修士課程の学生については、試験会場として、札幌会場の他、北京でも試験を実施し、外国人が試験を受けやすいように工夫をしている。さらに、入試は、毎年 8 月と 1 月の 2 回実施している。その結果、資料集 5-2 及び 5-3 にあるように、多様な学生が法学研究科で研究を行っており、女子、留学生いずれも約半数を占めている。

●教員の教育力向上や職員の専門性向上のための体制の整備とその効果

法学研究科では、法学研究科及び法学部の教務委員で構成されるファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、教員の教育力向上に努めている。

また、授業のやり方や職員の対応等に関する在籍学生からの意見や要望については、投書箱を設けて常時受け付けている。寄せられた投書に対しては、大学院学生委員や関係教員が回答を作成して公表するとともに、学習環境改善のための措置を講じている。投書件数は資料 17 のとおりである

資料 17 投書箱の投書件数（大学院）



●教育プログラムの質保証・質向上のための工夫とその効果

法学研究科では、学生の研究テーマ等を考慮して、主指導教員と副指導教員の複式指導体制をとっている。これによって、学生は、複数の教員から指導を受けることによって、本究科の特徴の一つである複眼的専門知を身につけることができる。

(2) 教育内容・方法

資料集 6-1 にあるように、本研究科では、多くの授業科目を開講している。これらの教育課程を編成・実施するにあたり、次のような工夫を行っている。

● 社会のニーズに対応した教育課程の編成・実施上の工夫

修士課程においては、大学院入学前履修制度などによって、入学前に他の大学院や学部、外国の大学院などで修得した単位を一定の限度で単位認定している。これらの制度により、学生の多様な背景と勉学パターンに対応するよう配慮がなされている。

また、修士課程の社会人入学者が、入学前に公表された論文等や、社会経験を踏まえたレポートを提出した場合には、審査を経て単位として認定される（6単位）。

さらに、修士課程および博士後期課程において、長期履修学生制度を設け、職業等を有しているなどの事情のある学生について、標準修業年限を越えて在学したうえで課程を修了することを可能にしている。これらの仕組みにより、特に社会人学生の事情に対して対応がなされている。

● 国際通用性のある教育課程の編成・実施上の工夫

博士後期課程の授業においては、「外国語・クラシックス科目」や「外国語特別研究」を配し、外国語文献の講読に力を入れるほか、一部で、英語での授業も展開している。

また、本研究科は、アジア、北米、ヨーロッパの大学と交流協定を締結しており(本研究科と部局間協定を締結する部局は 17 大学に上る。資料集 8-2 参照)、授業料免除などの有利な条件のもとに留学の機会を提供している。留学中に留学先で取得した単位についても、本研究科の単位として認定されることが可能である。資料集 8-1-2 にあるように、実際に、平成 16 年度 2 名、平成 20 年度 1 名、平成 21 年度 1 名、平成 22 年度 1 名が 3 ヶ月から 13 ヶ月の海外留学を行っている。

● 養成しようとする人材像に応じた効果的な教育方法の工夫

法学政治学専攻の授業の多くは少人数による演習の形態で展開されており、個々の学生の関心とレベルに細かく対応した教育が行われているが、加えて研究会出席・報告についても単位認定がなされ（対象となるのは10の研究会）、研究の最先端に触れる機会が提供されている。また、外国語については、英語・中国語によるディスカッションを伴う演習（毎年度1・2コマ）などが開講され、外国語能力の強化とバランスのとれた発達が図られている。授業教材については、研究科内に教材センターを設置して、作成・配布を効率的に行っている。

修士課程においては、教育目的を実現するために、当該学生が選択した主履修科目群を担当する教員1名が主指導教員として、また当該学生が選択した副履修科目群を担当する教員1名が副指導教員として、互いに連絡をとりつつ指導にあたる複式指導によって、複眼的専門知を修得した人材を育成している。また、研究会への出席・報告によって単位認定される研究会科目4単位を必修とし、研究の最前線を体験させている。

博士後期課程でも教育目的を実現するために、研究会自由聴講の仕組みを設け、コースワークで1単位必修としている。法学研究科および公共政策大学院で行われる定期的な研究会、もしくは高等法政教育研究センターなどが関係する研究プロジェクトによるシンポジウム・ワークショップ等のうち、学生自身の専攻分野に関連する研究会とは異なる領域のものについて、一定回数出席して聴講し、レポートを提出することによって、単位として認定される。これにより、博士後期課程でも自身の専門に閉じこもらず、広い視野を保つ人材を育成している。

● 学生の主体的な学習を促すための取組

修士課程の学生のうち、博士後期課程への進学を希望する学生については、外国語科目2科目を必修とし、加えて修士修了予定年度の11月末までに、専攻分野の研究会で、主・副指導教員を含む3人以上の関係教員の出席のもとに論文構想報告を行うことを義務付けて、修士論文完成へのステップとしている。

博士後期課程の学生は、1年目終了時まで、指導教員が所属する大講座が認める研究会において中間報告を行ったうえで、「研究経過報告書」（当該年度の研究・発表状況、学会・研究会報告などをまとめたもの）を提出する。これによって学生に早期に研究の区切りをつけさせると共に、その進捗状況を全教育スタッフが掌握できることを可能としている。さらに学生は、2年目終了時まで、博士論文の「事前審査論文」（博士論文の一部）を提出する。「事前審査論文」については、研究科教授会構成員2名が委員となって審査し、その可否を判断する。事前審査論文を提出しない学生、または事前審査論文の審査に合格しない学生については、研究科長が退学の勧告を含めた教育的指導を行う。その後も博士論文を完成させるまで継続的に、各年度終了時に「事前審査論文」の提出を義務付け、複数指導体制に基づいて進捗状況を審査し、学生が着実に博士論文の完成に至るよう綿密な指導を行っている。実際の事前審査論文提出数と可否状況は資料18のとおりであるが、この仕組みは課程博士論文の着実な完成に寄与していると考えられる。

資料 18 事前審査論文提出数と合否状況

	事前審査論文 提出数	合 否 状 況	
		合 格	不 合 格
平成 2 0 年度	24	24	0
平成 2 1 年度	24	24	0
平成 2 2 年度	15	15	0
平成 2 3 年度	17	17	0
平成 2 4 年度	17	17	0

(出典：学事関係資料)

留学生の修士論文・博士論文については、研究科の基金（本学部創基 40 周年記念募金「学術振興基金」、同 50 周年記念募金「国際交流振興基金」）により論文作成チューター制度を設けて作成作業を支援している。

平成 20 年度に採択された文科省グローバル COE プログラム『多元分散型統御を目指す新世代法政策学』（平成 20 年から平成 24 年）の研究会などには本研究科修士・博士の学生も多数参加し、雑誌『新世代法政策学研究』や『知的財産法政策学研究』に研究成果を論説や判例研究として公表している（修士課程 1 名、博士課程 8 名）。なお、このプログラムを引き継ぐものとして平成 25 年度には「研究拠点形成費等補助金（卓越した大学院拠点形成支援補助金）」が採択され、今後も東アジア地域での国際シンポジウムの開催や学生の報告や博士論文の成果を公表できる学術雑誌の継続的な発行をめざしている。

この他、博士後期課程院生に対しては、研究科の基金からの旅費補助等により、学会出席・資料調査研究等を援助している。また、修士・博士の学生に対し、研究助成応募を支援している（本研究科附属高等法政教育研究センターによる学振申請アドバイス・セミナーの開催）。

3. 教育成果の状況

(1) 学業の成果

● 履修・修了状況から判断される学習成果の状況

修士課程については、2009 年度から 2012 年度の 4 年間で合計 86 名が要修得単位を修得して、修士課程を修了した（資料集 6－3）。彼らが執筆した修士論文（リサーチ・ペーパーを含む。）のうち、内容のすぐれたものは、『北大法政ジャーナル』（年 1 回発行）に掲載された。また特にすぐれたものは、加筆修正された上で、『北大法学論集』（年 6 回発行）に「研究ノート」として掲載された。

博士後期課程については、2009 年度から 2012 年度の 4 年間で合計 34 名が要修得単位を修得して、博士後期課程を修了した（資料集 6－3）。そのうち、25 名の者が課程博士論文を提出し、学位（博士）を授与されている（資料集 6－4）。博士論文の多くは、『北大法学論集』誌上で「論説」として公表されている。また、すでに述べたように、雑誌『新世代法政策学研究』でも研究成果が公表されている（修士課程 1 名、博士課程 8 名）

資料 19 法学研究科学位論文数

	修 士 論 文		北大法政 ジャーナル掲載数	北大法学論集 掲載数	博 士 論 文	北大法学論集 掲載数
		うち リサーチペーパー				
平成 20 年度	19	13	4	1	7	4
平成 21 年度	13	5	2	5	7	1
平成 22 年度	23	8	5	0	9	0
平成 23 年度	24	8	4	0	4	0
平成 24 年度	26	5	6	1	5	0

（出典：学事関係資料）

● 資格取得状況、学外の語学等の試験の結果、学生が受けた様々な賞の状況から判断される学習成果の状況

資料編 6－2 にあるように、本研究科の学生がコンスタントに日本学術振興会特別研究員に採用されている（DC、PD 合わせた在籍者数は、平成 22 年度 5 名、平成 23 年度 3 名、平成 24 年度 5 名）。同研究員の採用審査にあたっては、修士論文や今後の研究計画の内容が重視されていることを考えると、一定レベル以上の学習成果が上がっているものと考えられる。

● 学業の成果の達成度や満足度に関する学生アンケート等の調査結果とその分析結果

本研究科で実施している複式指導も学生の中に定着しており、複眼的専門知の修得に資していると思われる。また、教育プログラム「バックグラウンド多様化を活かす大学院教育」では、中国人学生との討論を学生の力だけで行うなどして、学生に大きな刺激と自信を与えた。なお、これまで本研究科の学生に対しアンケートをとってこなかったため、2013 年度修了生からアンケートをとることとなった。

（２）進路・就職の状況

● 進路・就職状況、その他の状況から判断される在学中の学業の成果の状況

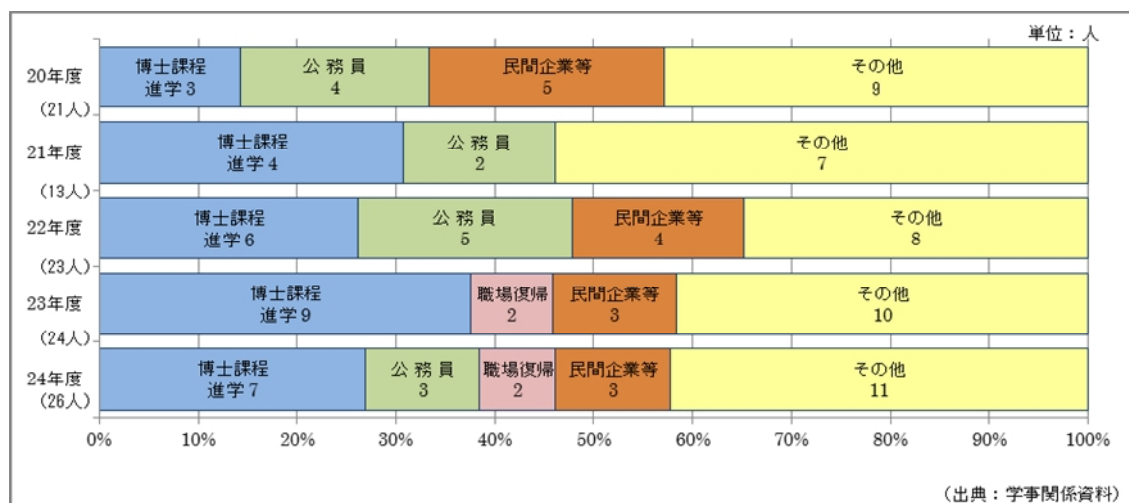
修士課程については、本研究科および他大学の博士後期課程への進学のほか、官公庁、民間企業（金融機関・メーカー・サービス業・マスコミ）への就職、社会人の場合は元の職場への復帰などが主要な進路となっている。具体的な人数は、資料集 6－3 のとおりである。修士課程での学業を通じて、博士後期課程への進学の基礎を固める他、専門的職業人として大学外での活躍の場を見出していることがうかがわれる。

博士後期課程については、本研究科の助教、他大学の教員、留学生の場合は母国へ帰国して大学教員や就職、などが主要な進路となっており、研究者や高度な専門的職業人として活躍している。

修士課程においては、コンスタントに一定数の修了者を出しており、相当数の修士論文・リサーチペーパーが雑誌誌上に公表されている。博士後期課程においても、多数の学生が、課程博士論文を完成して博士号を授与されており、専門的学識と幅広い視野を身につけるといふ学生自身の目標を達成している。

博士後期課程について、上記のように、研究経過報告書および事前審査論文の提出を求め、博士論文完成までの過程を段階化し、従前よりもきめの細かい指導を行った。そうした取り組みの結果、一定数の学生がコンスタントに博士号を取得している（資料集 6－4）。前述のように、法科大学院の設置に伴い、研究者養成が十分にできない大学も多い中、本研究科では、着実に研究者を養成して点は特筆すべきである。

資料 20 法学政治学専攻修士課程修了者の進路状況



● 在学中の学業の成果に対する社会的評価

上記のように、修士課程・博士後期課程とも、研究者、法律家、公務員、企業人などとして広く受け入れられ、活躍の場を得ているところから、修了者の質は受入れ先から十分満足すべきものと評価されているものと考えられる。

修士課程の修了者は、おおむね本研究科での勉学の成果を生かした進路に進んでおり、企業や官庁など大学外の関係者にも受け入れられている。博士後期課程においても、多

くの学生が、内外の学界などから専門的能力を認められて、大学教員などに採用され、活躍している。

もつとも、大学教員の空きポストが十分にあるわけではないため、博士号を取得してもすぐに就職先が決まらない学生も一定数存在する。そのため、本研究科では、博士号を取得している学生を助教（任期2年、延長1年）に採用し、学生が博士号を取得してから大学の常勤ポストに就職するまで間の研究を保障している（資料集6－5）。

3 法学研究科（法律実務専攻）

1. 教育目的と特徴

（１）教育目的

司法制度改革審議会は、日本社会において司法が十分な役割を果たすための、質の高い法曹を養成する機関として、法科大学院の設置を決定した。また、本学の中期目標・中期計画は、高度の専門性と高い倫理観を有する高度専門職業人を育成することを教育目的とした。北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻（以下、本法科大学院という）は、これらの理念・目的を受けて、平成 16 年に専門職大学院として設置された。

こうして設置された本法科大学院は、「21 世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成」を目的としている。具体的には、変容する社会の高度な要請に応えうる、次の能力・資質を備えた法曹を養成することである。

- （i）基本的法分野における体系的で深い理解
- （ii）先端的・応用的法分野における専門的知識
- （iii）これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- （iv）柔軟で創造的な思考力
- （v）交渉能力と説得能力
- （vi）人権感覚・倫理性
- （vii）グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- （viii）他の専門分野に対する理解能力

本法科大学院は、以上の教育理念に基づく教育を行うため、次の施策を実施している。

- ① 上記の（i）～（viii）の能力・資質を開発しうる人材を確保するためのアドミッション・ポリシーを策定し、それに応じた入試制度を工夫する。
- ② それにより入学した人材が上記の能力・資質を身につけうる体系的かつ実践的な教育プログラムを提供する。
- ③ 組織的・系統的なファカルティ・ディベロップメント等を通じて、提供する教育の質を維持しかつ向上させるように努める。
- ④ 日常的かつきめ細かな修学指導等を通じて、学生の勉学意欲を喚起する。
- ⑤ 厳格な成績評価によって、本法科大学院修了生の質を確保する。

（２）特 徴

本法科大学院は、以上の施策の実施によって、その教育理念の実現に努めている。その教育の特徴は、以下の諸点にある。

- ① 全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指し、ホームページでの情報公開・PR に努め、東京試験会場の開催、北海道内だけでなく首都圏でのエクスターンシップを実施している。
- ② 実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と協議を行い、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップを実施している。

- ③ 少人数教育体制を確保し、双方向的・多方向的な授業等を重視し個々の学生に応じた指導を実施している。
- ④ 予習復習用の教材配布の外、法律各分野においてより高度な知識・理解を求める者が指導を受けられるように、専任教員のオフィスアワー制を採用している。

[想定する関係者とその期待]

- ① 本法科大学院は、法曹養成を教育目的とする。想定する関係者は、法曹志望者である本法科大学院在学生・修了生、新司法試験合格者を受け入れる司法研修所、及び、実務修習修了者を採用する各機関（裁判所・検察庁・弁護士事務所）である。
- ② これらの関係者の期待は、本法科大学院の教育目的と共通しており、高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成にある。

2. 学生の受け入れ状況

(1) 入学選抜の実施状況

本法科大学院の入学選抜にあつては、まず適性試験の成績を主に考慮して第1次選抜を行い、その合格者に対して第2次選抜試験を実施して最終合格者を決定する、という方式を採っている。また、札幌と東京の二箇所に試験会場を設け、北海道外の志願者の便宜と開放性を図っている。

資料 21 出願者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
2 年 課 程	187	237	170	97
東京会場	153	192	126	69
札幌会場	34	45	44	28
3 年 課 程	93	91	73	63
東京会場	63	63	48	38
札幌会場	30	28	25	25
併 願	104	113	98	91
東京会場	44	67	52	45
札幌会場	60	46	46	46
合 計	384	441	341	251
東京会場	260	322	226	152
札幌会場	124	119	115	99

(出典：学事関係資料)

2年課程と3年課程の選抜方法は以下のとおりである。

(1) 法学既修者を対象とする2年課程に関しては、第1次選抜を行った上で、合格者に対して法律科目試験を実施し、その成績によって最終合格者を決定する。法律科目試験の試験科目は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の7科目である。入学選抜委員会の下に置かれる法律科目試験部会が出題及び採点を担当する。試験問題は合議によって決定し、採点は複数の委員が担当し、科目ごとの偏差を調整するなど、客観性・公平性を担保する措置を講じている。

また、公法系（憲法及び行政法）、民事系（民法、商法及び民事訴訟法）、刑事系（刑法及び刑事訴訟法）という各系ごとに（試験は各系ごとに実施される）、最低合格点を定めている。

(2) 法学未修者を対象とする3年課程でも、第1次選抜を行った上、小論文部会が出題・採点する小論文試験を実施し、適性試験の成績、小論文試験の成績、学修評価を考慮して最終合格者を決定する。具体的には、次の3つの枠を設けて選抜を行う。第1は、適性試験の最上位層を合格とする適性試験枠である。第2は、小論文試験の最上位層を合格とする小論文試験枠である。第3は、適性試験においても小論文試験においても、それぞれ比較的良好な成績を修めた者を合格とする総合評価枠である。

なお、3年課程にあっては、第1次選抜においても第2次選抜においても、法律関係の資格試験における成績や本法科大学院の実施する法律科目試験における成績は一切考慮していない。

各年度に実施した入学試験における出願者、第1次選抜合格者、第2次選抜受験者、最終合格者の状況は次の通りである。

資料 22 入学試験における出願者、第1次選抜合格者、第2次選抜受験者、最終合格者の状況

	課 程	志 願 者	第1次選抜合格者	第2次選抜受験者	最 終合格者	入 学 者
平成23年度	2 年 課 程	237	295	242	76	50
	3 年 課 程	91	178	151	35	28
	併 願	113				
	合 計	441	473	393	111	78
平成24年度	2 年 課 程	170	249	200	77	49
	3 年 課 程	73	156	75	33	23
	併 願	98				
	合 計	341	405	275	110	72
平成25年度	2 年 課 程	97	188	152	62	40
	3 年 課 程	63	154	134	31	23
	併 願	91				
	合 計	251	342	286	93	63

(出典：学事関係資料)

（２）入学者数の状況

各年度の入学者数の状況は以下の通りである。定員８０名に対して若干の定員割れを示している（資料集５－２ 大学院入学状況（専門職学位）参照）。

各年度の入学者のうち、主な出身大学別の入学者の内訳が下に示したものである。出身大学は、関東圏のみならず、関西圏にまで及んでいる。

資料 23 主な出身大学別の入学者

	入学者全体			２年課程			３年課程		
	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
北海道大学	27	28	24	18	19	19	9	9	5
早稲田大学	8	4	5	5	3	4	3	1	1
中央大学	7	4	4	3	2	3	4	2	1
慶應義塾大学	4	5	1	3	3	1	1	2	0
東京大学	3	3	0	3	1	0	0	2	0

（出典：学事関係資料）

平成２４年度の入学者のうち、法学部出身者と他学部出身者を比較したものが次の表である。２年課程、３年課程を問わず、法学部出身者の割合が非常に大きくなっていることがわかる。

資料 24 法学部出身者と他学部出身者の割合

	平成２３年度			平成２４年度			平成２５年度		
	入学者	法学系課程出身者	法学系課程以外の出身者	入学者	法学系課程出身者	法学系課程以外の出身者	入学者	法学系課程出身者	法学系課程以外の出身者
２年課程	50	42 84.0%	8 16.0%	49	44 89.8%	5 10.2%	40	36 90.0%	4 10.0%
３年課程	28	21 75.0%	7 25.0%	23	19 82.6%	4 17.4%	23	13 56.5%	10 43.5%
合 計	78	63 80.8%	15 19.2%	72	63 87.5%	9 12.5%	63	49 77.8%	14 22.2%

（出典：学事関係資料）

3. 教育活動の状況

(1) 教育実施体制

(1) 本法科大学院の運営の重要事項(教育課程の編成・学生の入学及び修了等の事項)は、法科大学院教員会議が審議決定する。法科大学院教員会議は専任教員によって構成される。

(2) 本法科大学院の専任教員は、21 人である(平成 25 年 10 月 1 日現在)。専任教員中、実務家教員は 6 人である。兼任教員は 22 人、兼任教員は 15 人である。教育目的を達成するために必要な教員数を確保している。

(3) 専任教員 21 人中 15 人が研究者教員であり、これらの教員が、法律科目について、高度な専門教育を担当する。その全員が、各専攻分野について教育上及び研究上の優れた業績を有している。専任の実務家教員 6 名が実務法教育を担当する。実務家教員は裁判官、検察官、及び弁護士であり、全員が法曹として 10 年以上のキャリアを有する。

この外に、法曹としての視野を広げさせるために、社会現象に対する幅広い理解力を涵養するうえで有効な、多数の授業科目を開講し、これを担当する兼任教員及び兼任教員数を十分に確保している。このように法律基本科目について適切な専任教員の配置を確保すると同時に、理論と実務の架橋という理念の下で充実した実務家教員を専任教員として配置しており、また、展開・先端科目についても、特色ある専門職教育の理念と目標に応じた専任教員の配置を確保している。

(4) 本法科大学院の 1 学年の定員は 80 人であり、総収容定員は 240 人である。平成 25 年度の在籍者数は、168 人である。在籍者中、法学既修者は 91 名(2 年課程)、法学未修者は 77 名(3 年課程)であり、収容定員と在籍者数、既修者数と未修者数はバランスがとれている。専任教員 1 人あたりの学生数は 8 名であり、密度の濃い少人数教育を実施している。

資料 25 学生の状況

平成25年5月1日現在

法律実務専攻	収容定員	240名	
法律実務専攻	在籍者数	168名	(うち女性 31名)
	2 年 課 程	91名	(うち女性 12名)
	3 年 課 程	77名	(うち女性 19名)

(出典：学事関係資料)

(5) 多様な能力・資質を持った入学者を確保するため、入試制度としては、第一次選抜において学部成績だけでなく語学検定試験の成績等も斟酌することとし、3 年過程の入試では、論理的文章力に秀でた者が合格しやすい仕組みとするなど、多面的な選抜方法を採用するとともに、東京試験場を設けるなど、広く全国から人材を求めている。その成果として、社会人及び非法学部出身者の割合、出身大学、年齢構成など

の点において多様な学生が、実際に入学している。

(6) 法科大学院は、教育内容及び教育方法を改善するため、ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下、FD委員会という)を設けている(資料 26)

(7) FD委員会は、全授業科目につき、アンケートにより学生の授業評価を実施している。アンケート結果は、集計分析を経たうえで、教員へ個別に通知し、法科大学院教員会議に報告している。また、分析結果は報告書にまとめ、学生に公開している(法科大学院図書室及び学事担当窓口に配備)。

(8) FD委員会は、学生投書箱を設置し、投書を月1回収し、教務担当委員等が回答し掲示している。

(9) FD委員会は、全授業科目について、教員相互の授業参観の機会を設けている。さらに、教員による教育方法に関する懇談会を、年に1～2回程度、開催している。具体的には、上記の学生による授業アンケートで特に高い評価を得た授業科目の担当者から、担当する授業の内容、レジュメ等のサンプルの開示、授業の進め方、成績の評価方法等について報告を受け、参加者全員で質疑応答をして、より望ましい教育方法について議論を行う、という形で実施している。

このように学生からの意見に基づく教育方法・内容の改善、ならびに教員相互の意見交換による教育方法・内容の改善の機会が確保され、授業内容の改善、向上に役立てられている。

資料 26 法科大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会の設置に関する申し合わせ

○法科大学院ファカルティ・ディベロップメント 委員会の設置に関する申し合わせ

平成15年6月19日
研究科教授会決定

(趣旨)

1 法科大学院において充実した教育を提供するために、法科大学院にファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「FD委員会」という。)を置き、ファカルティ・ディベロップメントの組織的実施を図る。

(授業評価の実施)

2 FD委員会は、すべての授業科目について、学生による授業評価を行う。また、FD委員会は、この結果を集約し、授業担当教員にフィードバックする。

(授業に関する教員の相互批評の実施)

3 FD委員会は、授業に関する教員の相互批評(ピア・レビュー)を組織する。具体的には、授業科目ごとに授業参観を受け入れる仕方(常時受け入れ可能か、特定の日時についてのみ可能か、後者の場合には受け入れ可能な日時など)を集約し、法科大学院の教員に案内する。また、FD委員会は、授業を参観した教員と授業担当教員の間で授業の方法等について検討する会合を開催する。

(学生投書箱の設置)

4 法科大学院生から授業内容に関する要望・意見等を受け付けるために、「学生投書箱」と専用のメールアドレスを開設し、法科大学院として責任をもって対応する。授業内容に関する要望・意見等に対する対応にはFD委員会が当たる。

(実務研修及び教育研修等の実施)

5 研究者教員については、関係機関との連携のもとで、実務研修を行う。具体的には、一定期間、弁護士事務所に滞在するなどして実務の流れや問題意識等を学ぶ。

実務家教員については、たとえば模擬授業等を通じて、実践的な教育研修を行う。

(その他必要な事項)

6 FD委員会は、教員の教育能力向上のために、その他必要と判断した活動を行う。

- (10) 理論と実務を架橋する法科大学院教育を実施するために、札幌弁護士会法科大学院支援委員会との協議会（年3回）において、法科大学院教育の理念を確認し、現状認識を共有しつつ、エクスターンシップの実施体制、実務家教員担当の授業の教材作成・支援方法、実務家教員と研究者教員との共同授業などを検討している。
- (11) 法律基本科目及び法律実務基礎科目においては、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（いわゆる「コアカリキュラム」）を、ミニマムに求められる達成度として設定するように努め、シラバスに「到達目標」欄を設けることとし、到達目標を達成できるような授業内容とすることに努めている。
- (12) このように、本法科大学院は、高度な専門性と幅広い視野、人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成というその教育理念からみて適切に組織されている。また、授業アンケート、学生投書箱、授業参観、教育方法懇談会、弁護士会との協議会等を通して、教育内容・教育方法の改善に有益な情報を組織的に収集し、有効に活用することにより、教員の教育力の向上、授業内容の向上に生かされている。

本法科大学院生は、優秀な成績で修了し、新司法試験において高い合格実績をおさめ、実務修習の後に実務法曹として活躍しているが、それは、以上の組織・編成、教育方法・内容改善の成果であり、本法科大学院が、法科大学院在學生と、修了生を採用する法曹各機関の期待に十分に応える水準にあることを示している。

(2) 教育内容・方法

(1) 本法科大学院の教育理念に基づく教育のためには、理論的教育と実務的教育を有機的に関連させ体系的に実施する必要がある。この必要に応えるために、教育課程を、以下の5つの教育プログラムから構成している。

- ① 基礎プログラム：法律基本科目に関する基礎的知識を修得するプログラム。
- ② 法実務基礎プログラム：法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務を架橋するプログラム。
- ③ 深化プログラム：基礎プログラムで修得した基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討により理論・手続の両面で一層深化させるプログラム。
- ④ 先端・発展プログラム：知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得するとともに、労働法、社会保障法など応用的・発展的な専門知識を修得するプログラム。
- ⑤ 学際プログラム：基礎法学や政治学の知識を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、それらの知識を実践にも活かす能力を涵養するプログラム。

(2) 法律基礎科目は、「高度の専門性」を備えた法律知識を付与する授業科目である。法律基本科目として、第1学年（3年課程1年次）で、基礎プログラムの17科目、第2学年と第3学年で深化プログラムの12科目を展開する。

基礎プログラムの憲法2科目、行政法2科目、民法4科目、商法3科目、民事訴訟法2科目、刑法2科目、刑事訴訟法2科目では、法律学の基礎を理解する。

深化プログラムの公法事例問題研究3科目、民事法事例問題研究4科目、商事法事例問題研究2科目、刑事法事例問題研究3科目では、基礎プログラムで修得した知識を事例問題の検討を通して深化させるとともに、具体的な法律問題を解決する力を養う。

(3) 法実務基礎プログラムでは、実務法曹にとって不可欠な基礎的能力・調査能力を養うとともに、人権感覚及び倫理性を涵養する。法曹倫理Ⅰ・Ⅱ、民事実務演習A・B、刑事実務演習A・B・C、ローヤリング＝クリニックA・Bは、実務家教員が担当する。法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習では、実例に基づく教材を用いて、実際の手続に即した授業をし、ローヤリング＝クリニックでは、弁護士の実務家教員が、札幌弁護士会法律相談センターの現実の法律相談の場で指導をしている。

(4) 先端・発展プログラムでは、先端的・応用的法分野についての専門的な法知識を修得する。先端・発展プログラムの〈先端ビジネス部門〉18科目、〈生活関連部門〉13科目、〈共通科目〉8科目、〈部門共通科目〉1科目、合計40科目を展開している。それらは、租税法、環境法、情報法などを含み、社会の多様な新しいニーズに応え、先端的・応用的な法領域の基礎的な理解を与える。とりわけ、知的財産法は、本法科大学院の特色として、6科目・合計12単位を展開している。

(5) 学際プログラムである基礎法学・隣接科目は、法曹として期待される「幅広い視野」を身につけさせるための授業科目であり、15科目を展開する。人間や社会に対する関心を広げ、かつ理解を深めるために、多数の科目の展開を確保している。

(6) 各教育プログラムの目的は、基礎プログラム、深化プログラム、先端・発展プログラムについては、法曹にとって不可欠な「高度な専門的法知識」を修得させること、法実務基礎プログラムについては、法曹が身につけるべき基礎的能力・調査能力、及び、人権感覚と倫理性を涵養すること、学際プログラムについては、法曹として期待される「幅広い視野」を身につけさせることにある。

以上の教育プログラムの実施によって、本法科大学院の教育目的を達成することが可能となっている。

(7) 法実務基礎科目の大部分（法曹倫理・民事実務演習・刑事実務演習・ローヤリング＝クリニック）は、実務家教員（現職の裁判官・検察官・弁護士）が担当しており、その授業内容には、社会の進展にともなって発生する複雑な社会紛争の実態が反映されており、授業では、そのような紛争の公正な法的解決に対する社会からの要請についても検討がなされている。

また、他大学院において履修した授業科目の修得単位は、計 30 単位を越えない範囲で、本法科大学院において履修すべき単位の一部とみなすことができることとして、多様な分野からの学生の要望に応じている。

(8) エクスターンシップは、法実務基礎プログラムの選択科目（1 単位）として、札幌のほか、東京・旭川の弁護士事務所で実施している。

エクスターンシップは、相談者との接触等により、法律問題に対する社会の要請を知り、かつ法曹としての職責の重要性を直接に体験する機会として、多数の法科大学院生が強い関心を持っており、履修する学生が増えている（資料 27）

(9) 模擬裁判は、刑事実務演習 A・B の授業の一部として、実施されている。模擬裁判では、社会で現実発生する具体的な訴訟に即して、実務法曹としての活動を体験することができるため、多数の法科大学院生が強い関心を有しており、その実施は学生のニーズに応えるものであると評価される。

(10) 移動法律相談も、ローヤリング＝クリニックに織り込む形で、北海道内遠隔都市において年に 1 度実施している。エクスターンシップと同じく、学生が法律問題に対する社会や地方の要請を知る機会であり、学生の要望も多い。

資料 27 エクスターンシップ参加学生数

	エクスターンシップ参加学生数		
		未修者	既修者
平成21年度	54	25	29
平成22年度	45	22	23
平成23年度	35	10	25
平成24年度	41	12	29

（出典：学事関係資料）

本法科大学院では、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力、その他法曹として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた授業方法を採用している。基礎的知識の習得

を目指す**基礎プログラム**にあつては、知識を効率的に教授できる講義方式を中心としつつ、適宜確認の質問等をするなどして双方向性を確保している。この基礎的知識を前提に、更に法律基本科目に対する理解を深化させる**深化プログラム**では、事例に基づきつつ、学生との問答を通じて授業を展開する対話方式が中核となる。また、深化プログラムでは、文書作成の指導も行っている。更に理論と実務の架橋を図る**法実務基礎プログラム**では、基礎プログラムや深化プログラムよりも少人数の演習形式で授業を展開する。また法実務基礎プログラムでも、ローヤリング＝クリニックでは実際の相談者に応対することで実習的な要素も取り込んでいる。

(11) 本法科大学院は、密度の濃い学習を確保するため、1年ごとに履修できる科目上の上限を定めている（キャップ制）。

（北海道大学大学院法学研究科規程）

第23条 法律実務専攻において、履修登録することができる授業科目の単位数は、原則として第1年次及び第2年次において各36単位以内、第3年次においては44単位以内とする。ただし、法学既修者にあつては、原則として第1年次に36単位以内、第2年次に44単位以内とする。

(12) 授業には、「TKC教育支援システム」を利用することができる。このシステムでは、課題やレジュメを掲示したり、学習上必要と思われる文書ファイルや関連リンクをアップロードすることなどができ、十分な予習を前提とした授業が行われている。

(13) 学生にはシラバスを配付し、1年間の授業計画、各授業の目的、到達目標、内容、成績評価基準等を事前に提示している。この中で到達目標とは、各授業において達成が望まれる学生の具体的な能力を示すものである。

授業担当教員は、学生の理解度を把握するため、小テスト等を実施し、理解が不十分であると確認した部分については、特に丁寧な指導を行うなど、法科大学院生が事前事後の学習を効果的に行うための措置をとっている。

(14) 授業内容に関する学生の質問等を受け付けるために、オフィスアワー制を実施している。また、学生の修学指導を行うため、クラス担任制を導入している（1学年2名）。

さらに、進級できなかった学生（留年学生）に対して、就学相談に応ずるとともに、就学指導など必要な方策を講じる担当教員を付けている。（資料28）

資料 28 進級できなかった学生への指導方法について

平成18年4月20日
法科大学院教員会議決定

- 1 進級できなかった学生（以下、「留年学生」という。）に対して、法科大学院長は、教務委員会委員長の推薦する専任教員を、留年学生の担当教員として指名する。この際、クラス担任を担当教員とすることを妨げない。
- 2 担当教員は、日常的に留年学生の修学相談に乗るとともに、修学指導など必要な方策を講じるものとする。

(15) 法科大学院生に、専用の自習室を整備し、各自に仕切り付きの固定席を割り当て、24 時間、土日を含めて利用可能とした。自習室は、法科大学院図書室、附属図書館や法令・判例新刊雑誌室等の図書室に近接しているので、膨大な図書資料や最新法律情報に容易にアクセスすることができる。このほかに、ID 付与により、学生は電子ロー・ライブラリーを学内外から利用することができる。

また、ミーティングルームを 3 室に増やし(206 号室、216 号室、217 号室)、法科大学院生の自主的な共同学習を促している。

(16) 成績評価が客観的かつ厳正なものとして行われることを確保するため、次のような取組みを行っている。評価の方法および求められる到達度を学生に周知する。成績評価の公平性・透明性を確保するため、成績判定会議を設け、各試験科目の担当者は、履修者数・試験問題・評価基準・合格率・成績分布をそれぞれ報告し、それらについて詳細な検討を行っている。成績評価の結果が個々の学生へ通知された後、成績分布を掲示し、公表している。また、再試験と追試験で用いた試験問題は、成績判定会議及び法科大学院教員会議に報告されており、本試験と同一又は類似のものとならないように配慮している。

(17) このように、本法科大学院の教育課程は、専門職大学院としての法科大学院の教育理念・目的を達成するために、体系的に組織されている。また、本法科大学院は、実務家教員による授業の実施、なかでも現実の法律相談窓口での指導、首都圏でのエクスターンシップ・模擬裁判・移動法律相談の実施等によって、教育内容に、学生及び社会の要請を反映させる制度上の仕組みを備えている。

また、高度な専門性をもつ法曹の養成のため、密度の濃い少人数教育を徹底し、かつ、学生との対話・文書作成の指導を含む双方向的な授業方法を実施している。

さらに、シラバスによる授業内容の事前開示、キャップ制、オフィスアワーにより、密度の濃い学生の主体的な学習を促している。このほかに、学習支援システム・修学指導体制の整備、学習環境の充実が図られており、これによって、いっそうの主体的な学習を促している。

4. 教育成果の状況

(1) 学業の成果

- (1) 平成 20 年度修了者数は 107 名、修了率は既修者 96.6%、未修者 80.4%である。過年度修了生を含めた 156 名が平成 21 年実施の新司法試験を受験し、63 名が合格した。
- (2) 平成 21 年度修了者数は 99 名、修了率は既修者 98.1%、未修者 87.2%である。過年度修了生を含めた 144 名が平成 22 年実施の新司法試験を受験し、62 名が合格した。
- (3) 平成 22 年度修了者数は 90 名、修了率は既修者 96.2%、未修者 85.7%である。過年度修了生を含めた 160 名が平成 23 年実施の新司法試験を受験し、48 名が合格した。
- (4) 平成 23 年度修了者数は 78 名、修了率は既修者 93.9%、未修者 84.2%である。過年度修了生を含めた 159 名が平成 24 年実施の新司法試験を受験し、54 名が合格した。
- (5) 平成 24 年度の修了者数は 70 名、修了率は既修者 94.0%、未修者 80.0%である。過年度修了生を含めた 150 名が平成 25 年実施の新司法試験を受験し、50 名が合格した。
- (6) 平成 20 年度～23 年度の平均修了率は約 90%であり、既修者では 95.8%、未修者では 83.5%である。留年者は少数である。

法曹の養成を目的とする本法科大学院にとって、新司法試験の合格実績はその成果等を判断する重要な一要素であるが、修了者の合格率は、平成 21 年実施から平成 25 年実施の司法試験では、40.38%（全法科大学院中 8 位）、43.06%（同 6 位）、30.00%（同 13 位）、33.96%（同 10 位）、33.33%（同 12 位）であり、合格実績は良好であると評価することができる。

法科大学院教育の成果及び効果は、研修所における研修の結果や修了生の進路等を考慮して、慎重に判断されるべきであるが、修了者数・留年者数、司法試験の合格者数の点からは、本法科大学院の教育はその成果をあげていると判断される。

- (7) 法科大学院生による授業アンケートでは、すべての質問項目の平均値が高いが、なかでも、「教員の熱意」「シラバスとの整合性」「質問に対する適切な対応」などの基本的な教育姿勢に対する評価が高い。授業担当教員が、FD 委員会を中心にファカルティ・ディベロップメントに取り組んだ成果だといえる。（資料 26）

また、この授業アンケートの実施結果から、法科大学院生は、本法科大学院における教育の内容及び方法等に強い信頼感を有しているものと判断される。

資料 29 北海道大学法科大学院修了生の司法試験合格実績

(1) 各年度修了者の司法試験合格状況

司法試験 合格状況 修了年度	修了者数 (A)	新司法試験合格者数 (B)	合格率 B/A (%)	A - B
平成17年度	41	(18～22年 合格者数) 32	78.0%	9
平成18年度	95	(19～23年 合格者数) 55	57.9%	40
平成19年度	89	(20～24年 合格者数) 46	51.7%	43
平成20年度	107	(21～25年 合格者数) 72	67.3%	35
平成21年度	99	(22～25年 合格者数) ※1 66	66.7%	33
平成22年度	90	(23～25年 合格者数) ※1 53	58.9%	37
平成23年度	78	(24～25年 合格者数) ※1 38	48.7%	40
平成24年度	70	(25年 合格者数) ※1 22	31.4%	48

※1 修了後5年間が経過していない。

※2 旧司法試験合格者は含まない。

(典拠：中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（第56回）資料から抜粋)

(2) 各年度の司法試験合格状況

	出願者数	受験 予定者数	(A) 受験者数			(B) 短答 合格者数	(C) 最終合格者数			合格率 (C/A)	合格率による 法科大学院別 の順位
			既修者	未修者			既修者	未修者			
平成18年度	38	—	38	38	—	35	26	26	—	68.4%	6
平成19年度	105	105	98	61	37	81	48	30	18	49.0%	11
平成20年度	134	134	108	70	38	92	33	27	6	30.6%	24
平成21年度	175	174	156	90	66	131	63	45	18	40.4%	8
平成22年度	188	187	144	80	64	125	62	39	23	43.1%	6
平成23年度	195	195	160	83	77	122	48	29	19	30.0%	13
平成24年度	201	201	159	83	76	123	54	35	19	34.0%	10
平成25年度	185	183	150	87	63	115	50	33	17	33.3%	12

※ 出拠：出願者・受験者・合格者は、法務省HP（司法試験法科大学院等別合格者数等）

資料 30 学生による授業アンケート集計結果——2009 年度～2012 年度

設 問		2009	2010	2011	2012
1	授業内容とシラバスが一致していたか。	4.39	4.57	4.38	4.51
2	教員の話し方は聞き取りやすかったか。	4.33	4.44	4.35	4.42
3	教員の熱意は伝わってきたか。	4.36	4.54	4.53	4.49
4	授業のスピードは適切であったか。	4.14	4.33	4.32	4.27
5	授業の内容は分かりやすかったか。	4.02	4.24	4.16	4.22
6	授業の難易度は適切であったか。	4.02	4.21	4.19	4.12
7	教材(配付資料、ビデオ、スライド、OHP、パワーポイント等)は、授業の理解のために効果的に用いられたか。	4.10	4.24	4.32	4.28
8	教員は学生の質問に適切に対応したか。	4.27	4.47	4.42	4.39
9	授業の準備のため要求される作業量(一般的な予習のほか、宿題や課題レポート等を含む)は適切であったか。	4.08	4.32	4.38	4.34
10	この授業の当初期待していた知識や成果を、実際に得ることができたか。	4.05	4.25	4.28	4.26
全体平均		4.18	4.36	4.33	4.33

出典：法科大学院における「学生による授業アンケート」集計結果に関する報告書より作成

(8) このように、法科大学院の修了者数・留年者数、修了判定時の成績、司法試験合格率から判断すると、本法科大学院の修了生が身につけた学力や能力・資質は高い水準にある。

さらに、法科大学院生は、その授業アンケートの内容から、学業の成果について、高く評価していると判断される。

（２）進路・就職の状況

（１）平成 20 年度修了者（107 名）と過年度修了生のうち、63 名が平成 21 年実施の新司法試験に合格した。平成 21 年度修了者（99 名）と過年度修了生のうち、62 名が、平成 22 年実施の新司法試験に合格した。平成 22 年度修了者（90 名）と過年度修了生のうち、48 名が、平成 23 年実施の新司法試験に合格した。平成 23 年度修了者（78 名）と過年度修了生のうち、54 名が、平成 24 年実施の新司法試験に合格した。平成 24 年度修了者（70 名）と過年度修了生のうち、50 名が、平成 25 年実施の新司法試験に合格した。

法科大学院教育の成果及び効果は、研修所における研修の結果や修了生の進路等を考慮して、慎重に判断されるべきであるが、修了生の司法試験合格状況からすれば、本法科大学院における教育はその成果をあげているといえる。

（２）司法試験合格後の就職の状況、司法試験に合格できなかった者の状況からみた法科大学院教育の成果の検証については、分析材料を収集するためには修了後の修了生の所在を把握する必要があるが、所在の把握が困難な状況にあるため、現在、検証の方法を検討中である。

（３）法科大学院教育の成果は、慎重に判断すべきであるが、本法科大学院修了生の新司法試験及び合格実績からすれば、本法科大学院における学業の成果が上がっているものといえよう。

合格実績以外の状況把握については、修了生の所在の把握が困難であるという大きな問題があるため、現在、方法を検討中であり、今後、何らかの形で状況を把握し、本法科大学院の学業の成果の分析に役立てることを考えている。

III 研 究

1. 法学研究科・法学部の研究目的と特徴

(1) 組織上の特徴

北海道大学法学研究科・法学部（以下、本研究科という）は、現在、学部と大学院法学政治学専攻および同法律実務専攻（法科大学院）からなり、70名の法学・政治学を専攻する教授（特任教授6名（実務家教員）を含む）・准教授・講師・助教を擁し（このほか、研究補助業務を担う助手が3名、教務職員が2名在籍）、これまで多くの基礎研究、理論研究、応用研究を生み出してきた。

昭和49年度の学部改組によって、教育部と研究部との間で教員が一定期間ごとにローテーションするユニークな研究体制の基礎を作り上げた。平成12年からは研究部を研究科附属高等法政教育研究センター（以下、高等研センター）へと改組して、学際的、先端的、実務的研究を促進するとともに、その成果を大学院教育に反映させ、また広く社会に発信、還元する体制を強化した。

さらに、平成16年度の大学院法律実務専攻（法科大学院）の設置、引き続く平成17年度の公共政策大学院への主体的参加と同時に、従来の大学院研究科を法学政治学専攻（研究大学院）として再編成をはかった。加えて、21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」の成果を発展的に継承し、知的財産にとどまらない、「情報」というより広範な切り口から各種法制度を横断的に俯瞰する学問領域を構築することを目的として、平成20年4月、情報法政策学研究センター（田村善之センター長）を設置して、今日の体制に至っている。

こうした新たな組織体制のもとで、本研究科の研究組織は民事法、公法、現代法学、基礎法学、政治学の5講座編成とし、さらに協力講座を提供する前述の高等研センターを配することとなった。各教員はそれぞれの大講座に所属しながら、個人ないし各種の共同研究に従事し、活発に成果を公表している。他方、高等研センターは、本研究科の特色ある研究の重点軸として、公共的制度の展開にかかわるガバナンス部門、私法秩序の変容にかかわる法動態部門、地球規模の法-政治変動にかかわるグローバリゼーション部門の3部門から構成されている。

（２）研究の目的

本研究科規程によれば、本研究科の研究目的は、法学・政治学の「最先端の研究を推進する」こと、「多角的な研究」にもとづいて知見を獲得し、それを社会に発信すること、「広い分野での高度な専門性」および「幅広い視野、人権感覚と倫理性」を備えた人材を育成することに資する研究活動を展開することである（研究科規程第１条の２）。本研究科の伝統として長く引き継がれている研究の特質としては、内外の学界をリードする高水準性、独創性、学際性、国際性、そして社会的ニーズへの機敏な応答力などとして整理することができる。これらの研究目的は、北海道大学全体の目標である「国際的に高く評価される研究や新領域を開拓する創生的な研究の推進」にも即応したものとなっている。

（北海道大学大学院法学研究科規程）

第１条の２ 本研究科は、法学および政治学の最先端の研究を推進するとともに、多角的な研究によってえられた知見に基づき、高等教育、企業法務、ジャーナリズム等の広い分野で活躍する高度な専門性を有する知的職業人、および、高度な法律知識、幅広い視野、人権感覚と倫理性を備えた実務法曹を養成することを目的とする。

2. 分析項目ごとの評価

(1) 研究活動の現状

本研究科では、従前から、大講座制による教育と研究の有機的結合、職業経験豊富な人材や外国人教員の積極的登用、高等研センターの学内、学外客員研究員、協力研究員制度（外国人）を運用することにより、教員の多様性を確保し、研究組織の柔軟化、流動化をはかることを重視してきた。また、大学院生を TA、RA として採用して教育、研究に参加させ、日本学術振興会特別研究員、外国人客員研究員などの積極的受け入れなどにより研究環境の活性化を推進してきた。

さらに、平成 24 年度からは暫定的な空きポストを活用して外国の大学などから招へい教員を迎えるユニークな制度を創設した。平成 24 年度後期から下表のように 4 名ずつの外国人教員を採用することにより、戦略的に研究科の教員構成の一層の国際化を図り、研究環境のグローバル化を推進している。

この間、本研究科では本学が提供する外国人研究者宿舍などを活用し、10 カ国から 30 名もの短期、長期の外国人客員研究員を受け入れた（資料 38 参照）。客員研究員には研究室、図書利用、文献複写、ネット利用環境などの便宜を提供することで、本研究科構成員との国際交流を促進している。とくに東アジア近隣諸国からの多くの客員研究員が来ており、本研究科はさながら東アジアにおける法学、政治学研究交流の一大結節点をなしている。

本研究科では教員各位に対して積極的に大型外部資金を獲得することで、強力に共同研究の組織化をはかるべく支援してきた。具体的には研究科内に学術振興支援室（助手 1 名を配置）を設置し、研究費申請、執行のための調書作成、申請事務、円滑で適正な研究費の執行支援を行った。その結果、これまで JSPS の学術創生や 21 世紀 COE（平成 15 年度～）、グローバル COE（平成 20 年度～）などの大型プロジェクトをはじめとする多くの外部資金の獲得に成功し、本研究科の研究の発展を大いに促進してきたところである（詳細は後述）。

加えて、本研究科では、事務部学術担当、法令判例新刊雑誌室（教務職員 1 名、助手 1 名を配置）、各専門領域資料室（公法、民事法、刑事法・社会法、基礎法、政治学に助手ないし契約職員を 1 名ずつ配置）、情報システム運用室（助手 1 名配置）などを通じて、従来から充実した教員への研究サポート体制を整えている。具体的には、研究情報資料の提供・管理・レファレンス、図書整備、研究助成申請支援、情報ネットワーク管理などにより、円滑で快適な研究環境の提供に努めている。

また、今期から創設した特筆すべき本研究科独自の制度として、研究支援室を設置し（契約職員を配置）、教員に対して論文のコピーサービスを提供している。教員は電子メール（shien1@juris.hokudai.ac.jp）により論文名、筆署名、掲載雑誌名、号数、頁数などを指定すれば、即日ないし翌日には本学図書館で当該論文をコピーし、教員のメールボックスまで届けシステムを構築、運用している。これにより教員は図書館へ自ら赴くことなく、必要な論文を入手することができ、研究活動の効率化を図っている。

（２）充実した研究会活動

本研究科では従来から法学会、公法研究会、民事法研究会、労働判例研究会、社会保障法研究会、刑事法研究会、知的財産法研究会、経済法研究会、法理論研究会、ローマ法研究会、「体制転換と法」研究会、政治研究会、金融法研究会、新世代法政策学研究会など、多くの研究会が学内外の研究者、院生の参加のもと、定期的ないし不定期に活発に開かれてきた。近時はグローバル COE プログラムなど大型研究費の獲得とも相まって、これらの研究会の開催頻度がより高まり、毎週のように多くの研究会が競うように開かれるようになっている。外国を含む学外から報告者を招くことも多く、北の最果てに位置しながら、最先端の研究に触れ、議論に参加する機会を提供している。

（３）定期学術刊行物の刊行状況

本研究科が刊行する学術雑誌としては、『北大法学論集』（年 6 号発行、平成 24 年度末までに通算 63 巻 6 号まで発行）、『知的財産法政策学研究』（不定期、平成 21～24 年度には合計 19 号発行）、『新世代法政策学研究』（不定期、平成 21 年～24 年度には合計 20 号発行。グローバル COE プログラムの終了にともない平成 24 年度にて停刊）がある。これらの雑誌は印刷版のほかに、本学附属図書館が運営する電子データベース HUSCAP (<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/index.jsp>) 通じて発行後即時に全文の電子版をインターネット上で無償開放し、全世界での利用に供している。

これらの雑誌に掲載された諸論文は、頻繁に他の研究者に引用され、毎年の学界回顧欄（「法律時報」誌）では常連雑誌になっており、本研究科の研究力のプレゼンスを高めるうえで大きな貢献をなしている。

また、大学院生の修士論文のうち優秀なものをセレクトし、『北大法政ジャーナル』（年 1 号発行、平成 24 年までに通算 20 号まで刊行）に掲載し、成果を公表している。本誌についても HUSCAP による電子版の即時発行を行っている。

（４）研究成果の現状

本研究科教員（講師以上 63 名（公共政策学連携研究部所属の 7 名を含む実現員で調査））による平成 21 年度～平成 24 年度までの 4 年間の研究成果を、点数でカウントすれば以下の資料 31 のとおりである。すなわち、トータルで著書（単著）46、著書（共著、編著など）80、学術論文 494、論説文など 360、書評など 406、学会などでの報告 283 を数える。

もとより研究業績は量だけで評価すべきものではないが、研究のレベルの点からも同規模の他大学法学部・法学研究科と比べて遜色のない水準にあると言えるであろう。それはとくに学術的な賞を受けた著作が資料 32 のように 4 点あり、論文の多くが法学、政治学の主要雑誌、研究誌において寄稿依頼や査読制を経て掲載されたものであり、学界に大きな影響力を発揮していることからもうかがえる。

資料 31 本研究科所属教員研究成果一覧（平成 21 年度～24 年度）

番号	講 座	職 種	氏 名	教育科目	著 書 (単 著)	著 書 (単著以外)	論文	論説文等	書評等	学会報告	計
1	現代法講座	教授	加藤 智章	社会保障法		4	8	2	3	1	18
2	現代法講座	教授	児矢野 マリ	国際法		2	6	7	5	10	30
3	現代法講座	教授	嶋 拓哉	国際私法			13	8		1	22
4	現代法講座	教授	城下 裕二	刑法	2	2	10	11	3	6	34
5	現代法講座	教授	新堂 明子	民法			4	8		1	13
6	現代法講座	教授	町村 泰貴	民事訴訟法		4	10	20	3	1	38
7	現代法講座	教授	吉田 邦彦	民法		7	23	7	3	1	41
8	現代法講座	准教授	川村 力	商法		1	5	1			7
9	現代法講座	准教授	櫛橋 明香	民法				1		1	2
10	現代法講座	准教授	田中 啓之	行政法				2			2
11	現代法講座	准教授	得津 晶	商法		3	9	5	7	14	38
12	現代法講座	准教授	中川 晶比兒	経済法		1	4	7			12
13	現代法講座	准教授	西村 裕一	憲法		3	10		1	2	16
14	現代法講座	准教授	根本 尚徳	民法	1		4	1		1	7
15	現代法講座	准教授	水野 浩二	法史学		1	3		2	3	9
16	現代法講座	准教授	緑 大輔	刑事訴訟法	1	4	7	31	2	3	48
17	現代法講座	准教授	三宅 新	商法				3			3
18	現代法講座	准教授	山木戸 勇一郎	民事訴訟法			2	3			5
19	現代法講座	准教授	山本 周平	民法			6		2		8
20	基礎法講座	教授	會澤 恒	比較法			9	5	2	6	22
21	基礎法講座	教授	田口 正樹	法史学		2	6	2	13	1	24
22	基礎法講座	教授	林田 清明	法社会学			2	1	3	1	7
23	基礎法講座	准教授	郭 舜	法哲学・法社会学			1	2		4	7
24	基礎法講座	准教授	桑原 朝子	法史学		1				1	2
25	政治学講座	教授	権左 武志	政治思想史	1		5	2	9	3	20
26	政治学講座	教授	辻 康夫	政治学			6		5	2	13
27	政治学講座	教授	山口 二郎	行政学	3	1	4	4	2	3	17
28	政治学講座	准教授	中島 岳志	政治史	12	2	6	74	35	1	130
29	民事法講座	教授	池田 清治	民法		1	7	7	6	3	24
30	民事法講座	教授	曾野 裕夫	民法		2	24	13	5	13	57
31	民事法講座	教授	田村 善之	知的財産法	1	6	35	8	40	37	127
32	民事法講座	教授	藤原 正則	民法		3	12	20	9	1	45
33	民事法講座	教授	松久 三四彦	民法	1	1	9	13	4		28
34	民事法講座	教授	山本 哲生	商法		4	10	9		3	26
35	民事法講座	准教授	池田 悠	労働法			13	4	1	2	20
36	民事法講座	准教授	栗原 伸輔	民事訴訟法				2			2
37	公法講座	教授	岡田 信弘	憲法	1	2	5	2	1	5	16
38	公法講座	教授	小名木 明宏	刑法			8	11	3	6	28
39	公法講座	教授	佐々木 雅寿	憲法		1	3	3			7
40	公法講座	教授	白取 祐司	刑事訴訟法	3	1	10	6	1	1	22
41	公法講座	教授	山下 竜一	行政法			4	5	7		16
42	公法講座	教授	亙理 格	行政法		1	8	7	6	2	24
43	公法講座	准教授	中川 寛子	経済法		2	4	3		5	14
44	附属センター	教授	尾崎 一郎	法社会学			9		5	5	19
45	附属センター	教授	鈴木 一人	国際政治	1	1	21	7	39	15	84
46	附属センター	教授	鈴木 賢	比較法		3	16		7	15	41
47	附属センター	教授	空井 護	現代政治分析				4	7	1	12
48	附属センター	教授	張 千帆	一	10		38				48
49	附属センター	教授	常本 照樹	憲法	1	2	7	5		5	20
50	附属センター	教授	長谷川 晃	法哲学		1	11	1		8	21
51	附属センター	教授	吉田 広志	知的財産法		2	8	1			11
52	附属センター	講師	高 影娥	一				3		1	4
53	附属センター	講師	徐 行	一			7		3	5	15
54	附属センター	准教授	蘇 義淵	一			9				9
55	附属センター	准教授	HAZUCHA BRANISLAV	一			7			36	43
56	附属センター	准教授	米田 雅宏	行政法			12	8			20
57	公共政策学	教授	遠藤 乾	国際政治	1	4	16	1	48	20	90
58	公共政策学	教授	岸本 太樹	行政法		1	2	4		1	8
59	公共政策学	教授	眞壁 仁	政治思想史			2	1	3	5	11
60	公共政策学	教授	宮脇 淳	行政学	4	1	8			1	14
61	公共政策学	教授	山崎 幹根	政治学	1	1	3	4	11	6	26
62	公共政策学	准教授	小浜 祥子	アメリカ政治史					1	3	4
63	公共政策学	准教授	吉田 徹	政治史	2	2	3	1	99	11	118
合 計					46	80	494	360	406	283	1,669

資料 32 所属教員受賞一覧

氏 名	年 度	受賞名	対 象
権左武志 教 授	2010年度	第23回和辻哲郎文化賞・学術部門	『ヘーゲルにおける理性・国家・歴史』 (岩波書店)
池田 悠 准教授	2012年度	平成24年度日本労働法学会奨励賞	
鈴木一人 教 授	2012年度	第34回サントリー学芸賞〈政治・経済部門〉 北海道大学研究総長賞	『宇宙開発と国際政治』 (岩波書店)
吉田 徹 准教授	2012年度	第6回相磯まつ枝記念「法と民主主義賞」	

(5) 科学研究費等の外部資金獲得状況

先述のように本研究科では従来から学術振興支援室を中核として、日本学術振興会科学研究費補助金などをはじめとする外部研究経費の獲得による研究の活性化を強力に推進してきた。その結果、従来から全国の法学部・法学研究科のなかではトップクラスの研究資金を獲得することに成功してきた。

この傾向は今期についても継続している。資料 33 は COE プログラム、基盤研究 S、A の本研究科における採択状況を整理したものである。資料 34 及び 35 は平成 21 年度から 24 年度の科学研究費補助金の獲得状況を法学研究科について大学別に整理したものである。件数ベースでは、本研究科は 4 年連続で全国 1 位を維持し、4 年間の総計では 180 件を数えた。2 位の東京大学、九州大学を 45 件上回っている。金額（直接経費）ベースでは、平成 21 年度に名古屋大学（大型の学術創成が寄与）について 2 位になったものの、22 年度以降はやはり 1 位にある。4 年間の合計では 4 億 7000 万円余りと 2 位の京都大学以下を大きく引き離し、国内トップをキープしている。

周知の通り、どれだけの研究資金を獲得しているかは、その研究機関の研究の力量をはかる一つの有力な指標と目されている。その意味では本研究科の研究面での力量は、日本の法学・政治学分野におけるトップレベルにあることを示している。

資料 33 大型外部資金の採択状況（大学院法学研究科）

【21世紀COEプログラム】

種 別	拠点リーダー	研究期間	拠点のプログラム名称	採択額 (直接経費)
21世紀COEプログラム	田村 善之	平成15年度～ 平成19年度	新世代知的財産法政策学の国際拠点形成	583,180,000 円
グローバルCOEプログラム	田村 善之	平成20年度～ 平成24年度	多元分散型統御を目指す新世代法政策学	753,809,000

【科学研究費補助金 基盤研究（S）及び（A）】

種 別	研究代表者	研究期間	研 究 課 題 名	採択額 (直接経費)
科学研究費補助金 (基盤研究（S）)	長谷川 晃	平成17年度 ～ 平成21年度	<法のクレオール>と主体的法形成の研究	50,700,000 円
	山口 二郎	平成19年度 ～ 平成23年度	市民社会民主主義の理念と政策に関する総合的考察	75,800,000
科学研究費補助金 (基盤研究（A）)	稗貫 俊文	平成18年度 ～ 平成21年度	構造調整をふまえた東アジア経済法の新段階へ：共同体を先取りするモデル競争法の提言	34,400,000
	宮本 太郎	平成18年度 ～ 平成21年度	脱「日独型レジーム」の比較政治分析	26,000,000
	常本 照樹	平成19年度 ～ 平成22年度	「先住民族の権利に関する国連宣言」の国内の実現に係る総合的・実証的研究	29,900,000
	白取 祐司	平成19年度 ～ 平成22年度	刑事法学と心理学-刑事裁判心理学の構築に向けて-	28,500,000
	岡田 信弘	平成21年度 ～ 平成25年度	二院制の比較立法過程論的研究	29,700,000
	吉田 克己	平成21年度 ～ 平成25年度	ネットワーク社会における都市空間のガバナンスー新たな実定法パラダイムの構築	32,000,000
	鈴木 賢	平成22年度 ～ 平成26年度	権威主義体制と市場を媒介する法と政治ー中国のメカニズムの解明	32,700,000
	亘理 格	平成22年度 ～ 平成26年度	関係性及び連携と連帯に着目した新たな行政観の構築可能性とその具体像に関する研究	30,300,000
	宮本 太郎	平成22年度 ～ 平成25年度	日本型福祉・雇用レジームの転換をめぐる集団政治分析	34,300,000
	山口 二郎	平成24年度 ～ 平成29年度	政権交代の比較研究と民主政治の可能性に関する考察	35,000,000

資料 34 科学研究費補助金採択件数大学別ランキング（法学研究科のみ）

(単位：件)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		4年合計	
1位	北大	43	北大	50	北大	40	北大	47	北大	180
2位	東大	40	九大	43	神戸	34	東大	34	東大	135
3位	九大	35	東大	38	早大	30	京大	30	九大	135
4位	京大	32	神戸	35	九大	29	神戸	30	神戸	127
5位	名大	32	早大	34	東大	23	九大	28	名大	116
6位	神戸	28	名大	33	名大	23	名大	28	早大	109
7位	早大	22	京大	26	東北	22	早大	23	京大	103
8位	東北	22	東北	22	阪大	16	東北	22	東北	88
9位	一橋	10	一橋	16	京大	15	阪大	15	阪大	56
10位	阪大	10	阪大	15	一橋	14	一橋	13	一橋	53

資料 35 科学研究費補助金直接経費大学別ランキング（法学研究科のみ）

（単位：万円）

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		4年合計	
1位	名大	12,140	北大	12,180	北大	9,197	北大	15,120	北大	47,364
2位	京大	12,028	京大	9,351	京大	8,210	東大	11,840	京大	39,009
3位	北大	10,867	東大	8,683	神戸	8,194	名大	10,800	東大	34,811
4位	東大	9,710	早大	6,925	早大	7,044	京大	9,420	名大	33,010
5位	神戸	5,460	神戸	6,268	九大	4,980	神戸	8,620	神戸	28,542
6位	早大	4,670	名大	6,260	東大	4,578	早大	6,520	早大	25,159
7位	九大	4,610	九大	5,315	名大	3,810	九大	5,836	九大	20,741
8位	東北	3,340	一橋	2,810	東北	2,625	東北	4,570	東北	13,227
9位	一橋	1,780	東北	2,692	阪大	2,110	阪大	2,650	一橋	8,650
10位	阪大	871	阪大	1,630	一橋	2,000	一橋	2,060	阪大	7,261

※科学研究費：学術創成研究費、科学研究費基盤、挑戦的萌芽、若手研究、新学術領域研究、特定領域研究

典拠：

- ・「平成21年度科学研究費補助金配布一覧（文部科学省・日本学術振興会）」『科学新聞』5月22日3244号付録（科学新聞社・2009年）
- ・「平成22年度科学研究費補助金配布一覧（文部科学省・日本学術振興会）」『科学新聞』5月21日3292号付録（科学新聞社・2010年）
- ・「平成23年度科学研究費補助金配布一覧（文部科学省・日本学術振興会）」『科学新聞』5月20日3340号付録（科学新聞社・2011年）
- ・「平成24年度科学研究費補助金配布一覧（文部科学省・日本学術振興会）」『科学新聞』5月25日3389号付録（科学新聞社・2012年）

3. 附属高等法政教育研究センターの活動

附属高等法政教育研究センターは、設立された平成14年度以来、今日に至るまで、シンポジウム、ワークショップ、セミナー、講演会、研究会などの主催、センター教員が参加する研究プロジェクトとの共催企画、法学研究科の大型研究プロジェクトと連携したワークショップなどを活発に実施してきた。これらの活動を通じて、先端的、実務的な研究課題を軸に、学内外の研究者が参加した専門的、領域横断的な議論が活発に展開されている。それはセンターのホームページやセンターニュースレターj-mailでも公表され、一部はセンターブックレットとして公刊されて、社会的な発信にも意を尽くしている。

平成20年度から24年度までにセンターにおいて開催されたシンポジウム、講演会、レクチャー、セミナー、ワークショップ、研究会などの概要は資料36の通りである。また、毎年夏期には一般市民を対象とした公開講座（毎回2時間、4回連続）をセンター主催（後援・札幌市教育委員会、道民カレッジ連携講座「教養コース」、有料）で開催している。毎年市民が関心を寄せるタイムリーなテーマを設定し、好評を博している（60名定員）。資料37はこの4年間の公開講座の開催状況、テーマ、受講人数をまとめたものである。

資料 36 センターにおいて開催されたシンポジウム等

	シンポジウム	講演会	セミナー	ワークショップ・研究会
平成20年度	17	2	4	19
平成21年度	12	4	2	8
平成22年度	9	4	2	3
平成23年度	11	4	0	5
平成24年度	11	1	2	5
合計	60	15	10	40

資料 37 市民公開講座の開催状況

年 度	講 座 名	受講者数
平成20年度	先進諸国（G 8）の緊急課題 洞爺湖サミットの夏に	54
平成21年度	経済危機と新しい生活保障	59
平成22年度	政治の混迷 歴史の回顧	62
平成23年度	地域再生を考える～危機を超える法と行政～	60
平成24年度	東アジアのなかの北海道	60

（出典：庶務関係資料）

IV 国 際 交 流

1. 国際交流の理念と目標

(1) 国際交流の理念

本研究科は、21 世紀の研究、教育におけるグローバル化を先取りし、かねてから国際交流に人的・物的な資源を注入してきた。国際交流に対する取組及びその実績は、本評価書の学部教育、大学院教育、研究、及び社会貢献の個所ですでに触れられているが、それらは国際交流という側面で互いに結び合っている。

本研究科の国際交流の目的は、第 1 に、法学、政治学の基礎的・応用的学力に加え、国際的な視野と素養を有する人材を育成することである。第 2 は、諸外国の研究者、研究機関との交流を深め、世界的な水準の研究の拠点となることである。第 3 は、諸外国、特に東アジアの法制度、政治制度の改善に寄与する有為の人材を育成し、世界の発展に貢献することである。

(2) 国際交流の具体的な目標

- a 国際的な視野と素養を有する人材の育成
 - ① 学生の海外派遣と支援
 - ② 協定校との学生交換
 - ③ 外国語学力の向上
 - ④ 外国人教員の採用
- b 諸外国の研究者、研究機関との交流拡大
 - ⑤ 教員の海外派遣
 - ⑥ 協定校等との学術交流
 - ⑦ 外国人教員（講師、助手を含む）の積極的採用
 - ⑧ 外国人客員研究員等の受入
- c 諸外国、特に東アジアにおける指導的人材の育成（法的支援をおこなうのではなく、当方も法律・行政・政治面で先方から学ぶ、アジアとの双方向的関係の構築）
 - ⑨ 外国人学生の受入
 - ⑩ 外国人学生に対する学習支援
 - ⑪ 外国人学生の生活支援
 - ⑫ 外国人若手研究者の育成
 - ⑬ 外国政府職員、研修生等の受入

2. 国際交流の実績

上記の具体的な目標については、資料の中の国際交流関係の各種統計を参照していただきたい。協定校は年々増加し、それに伴って派遣、受け入れの留学生も増加している。

また、研究面においては、精力的に国際会議を開催し、知的財産権、福祉国家・社会民主主義研究については、国際的な研究拠点として、高い評価を得ている。

以下、本自己点検評価期間における特筆すべき取り組みを、今後の動向の見通し及び課題とともに述べる。

（１）国際交流協定の拡充

2013 年 10 月 1 日現在で部局間協定を締結している協定校は資料集 8－2－2 にまとめられている。本自己点検評価期間内に、中国人民大学法学院・知識産権学院（中国、2010 年 10 月）、慶熙大学校法科大学（韓国、2011 年 3 月）の 2 大学 3 部局と新規に交流協定を締結した。東アジア諸国・地域を中心に着実に研究・教育の交流ネットワークを拡充しつつある。

また資料集 8－2－1 には、全学レベルでの大学間交流協定の内、本研究科が関係しているものをまとめている。当期間内に新たに締結された大学間交流協定の内、責任部局となったものが淡江大学（台湾、2010 年 11 月）、華中科技大学（中国、2012 年 12 月）の 2 件、関係部局となったものがオクラホマ大学（米国、2010 年 3 月）、延世大学校（韓国、2010 年 12 月）、国立中興大学（2012 年 3 月）の 4 件あり、全学レベルの国際交流の拡充にも貢献している。

（２）教員の国際交流

この間、本研究科では本学が提供する外国人研究者宿舎などを活用し、10 カ国から 30 名もの短期、長期の外国人客員研究員を受け入れた（資料 38 参照）。客員研究員には研究室、図書利用、文献複写、ネット利用環境などの便宜を提供することで、本研究科構成員との国際交流を促進している。とくに東アジア近隣諸国からの多くの客員研究員が来ており、本研究科はさながら東アジアにおける法学、政治学研究交流の一大結節点をなしている。

さらに、部局としての教員の国際交流の取り組みとして、2012 年度より、暫定的な空きポストを活用して外国の大学などから招へい教員を迎えるユニークな制度を創設した。外国人の研究者を期間を区切って招聘し、本学で研究に従事すると共に教育に当たってもらうことで、戦略的に研究科の教員構成の一層の国際化を図り、研究・教育環境のグローバル化を推進している。これまでの招聘実績は資料 39 にまとめている。

資料 38 外国人客員研究員の受け入れ状況 平成 21 年～24 年度

招へい期間	氏 名	国 籍	所 属
H21. 4. 1～H22. 3. 31	Lee Nari 李 ナリ	大韓民国	ヨエンスー大学
H21. 4. 15～H21. 9. 26	Zhao Min 趙 敏	中華人民共和国	湖北中医学院
H21. 7. 1～H21. 7. 28	陳 自強	台湾	国立台湾大学法律学院
H21. 11. 20～H21. 12. 1	趙 鉄鎖	中華人民共和国	南開大学マルクス主義学院
H21. 12. 2～H22. 1. 30	Xie Gen 解 亘	中華人民共和国	南京大学法学院
H22. 2. 9～H23. 2. 8	Min、Young-Sung 閔 永盛	大韓民国	釜山大学校法学専門大学院
H22. 3. 9～H23. 2. 28	Yi、Kye-Soo 李 桂洙	大韓民国	建国大学校法科大学
H22. 4. 6～H22. 9. 20	Michaël Kefi	フランス	パリ第11大学 附属サイバー通信法研究所
H22. 4. 7～H22. 6. 8	Wei Xiao Yang 魏 暁陽	中華人民共和国	中国伝媒大学
H22. 5. 17～H22. 5. 26	Stephanie Tai	アメリカ合衆国	ウィスコンシン大学 ロー・スクール
H22. 7. 8～H22. 8. 7	陳 栄隆	台湾	輔仁大学法学院
H22. 8. 17～H22. 8. 27	Gunther TEUBNER	ドイツ	フランクフルト大学法学部
H22. 9. 1～H23. 8. 31	崔 官戸	大韓民国	弘益大学校法学研究センター
H22. 9. 28～H22. 10. 18	Hostiou Rene	フランス	ナント大学法学政治学部
H23. 1. 17～H23. 2. 11	Jumpita RUANGVICHATRON	タイ	スリパトム大学
H23. 2. 20～H24. 2. 19	林 相珉	大韓民国	釜山地方法院
H23. 6. 1～H23. 8. 31	周 宗憲	台湾	台湾国立勤益科技大学 通職教育中心
H23. 7. 1～H24. 2. 27	Emma Mendoza	メキシコ	コリマ大学政治社会科学部
H23. 7. 24～H23. 8. 16	Mark Levin	アメリカ合衆国	ハワイ大学マノア校
H23. 9. 20～H24. 8. 10	全 銀珠	大韓民国	忠北大学校国家危機管理研究所
H23. 10. 17～H23. 10. 31	Luke Richard Nottage	オーストラリア	シドニー大学法学部
H23. 11. 14～H23. 11. 18	Luke Richard Nottage	オーストラリア	シドニー大学法学部
H24. 2. 27～H25. 2. 26	尹 貞仁	大韓民国	ソウル行政裁判所
H24. 7. 1～H25. 2. 28	桂 承均	大韓民国	釜山大学校 法学専門大学院
H25. 3. 1～H25. 8. 31			
H24. 7. 11～H24. 7. 23	Sieh-chuen Huang 黄 詩淳	台湾	国立台湾大学
H24. 8. 30～H25. 2. 28	林 素鳳	台湾	台湾中央警察大学
H25. 1. 1～H25. 12. 31	許 正順	台湾	台湾高等裁判所
H25. 1. 24～H25. 2. 20	金 春陽	中国	西安交通大学法学部
H25. 3. 1～H26. 3. 1	宋 海彬	中国	西北政法大学
H25. 3. 3～H26. 3. 2	朴 濬佑	韓国	西江大学法学専門大学院

(出典：庶務関係資料)

資料 39 外国人招へい教員の採用状況 平成 24 年～25 年度

期 間	氏 名	職 名	国 籍	所 属	専 攻
平成24年度	常 凱	教 授	中国	中国人民大学	労働法
	林 素鳳(*)	教 授	台湾	台湾中央警察大学	行政法
	ハズハ・ブラニスラブ	准教授	スロバキア		知的財産法
	高影娥(*)	講 師	韓国		民法
平成25年度	張 千帆	教 授	中国	北京大学	憲法
	蘇 義淵	准教授	台湾	中興大学	国際法
	ハズハ・ブラニスラブ	准教授	スロバキア		知的財産法
	高 影娥(*)	講 師	韓国		民法

* 本学OG

(出典：庶務関係資料)

(3) 学生の海外派遣等

学部学生の海外の大学等への派遣については資料集 8－1－1 にある通りである。年度によって若干の増減はあるが、概ね 5～10 名程度の学生を数ヶ月から約 1 年程度の期間で派遣している。その際、必要に応じて各種助成により学生の経済的負担の軽減を図るよう努めており、本研究科独自のものとして法学研究科学術振興基金からの助成（今村スカラシップ）を行っている。

本自己点検評価期間の傾向として、派遣先の多様化が進んでおり、歓迎すべきことである。（この期間に初めて学生を派遣した大学もある。）他方、従来の主要な派遣先であった中国・台湾へ留学する学生が当期間では少数にとどまっており、ここにいかに梃子入れするかは今後の課題である。

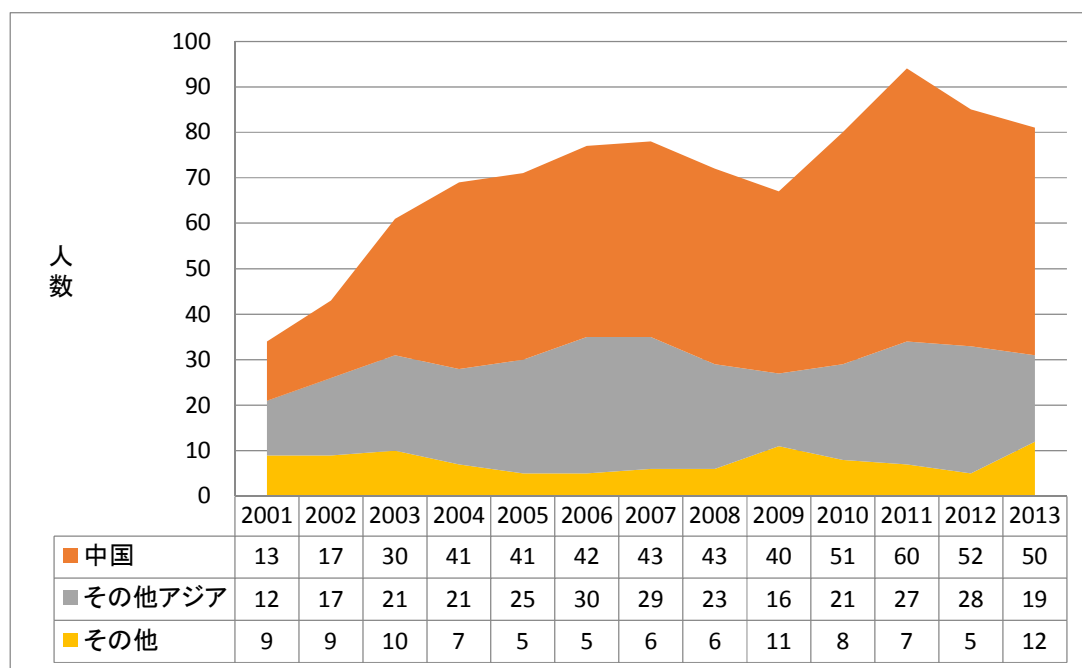
また別の課題として、2013 年度から全学的に開始した新渡戸カレッジにより、今後、在学中の海外留学を希望する学生が急増することが予想される。これに伴う派遣先の確保、教務事項を含む派遣学生のケア体制の整備、財政支援の拡充等が必要である。

大学院学生の海外の大学等への派遣については資料集 8－1－2 にある通りである。母数の違いや各学生の研究テーマとの関連もあり、少ない数字にとどまっている。研究のグローバル化、研究成果の海外発信という観点からは、大学院時代に在外研究を経験する学生を増加させることが今後の課題である。

(4) 留学生の受け入れ

法学部・法学研究科の受け入れている留学生は 2013 年 5 月 1 日現在で 81 名である。この受け入れ数は学内の部局別では 5 番目となる。本期間のこの数字は 2009 年の 67 名、2010 年 80 名、2011 年 94 名、2012 年 85 名と、若干の増減はあるものの高い水準を維持している。資料 40 は留学生の数の推移を示している。

資料 40 留学生数の推移



学部レベルでの交換留学生の受け入れは資料集 8－3、8－6 にまとめている。従前より継続して、中国・韓国・台湾の東アジア諸国・地域からの留学生が中心となっている。本学では学部レベルの入試として私費外国人特別選抜を実施しており、これに合格した者は一般入試で合格した他の（主として日本人の）学生と同様に、全学教育を含めた 4 年間の課程を履修することとなる。また、資料集 8－3 には全学の国際本部（従来の留学生センター等が 2010 年に改組）の事業である北海道大学短期留学プログラム（HUSTEP）の学生が各年度若干名ずつ含まれている。学部レベルで本学に留学後、本籍校を卒業してから本研究科に進学する等、着実に実績を積みつつある。他方、オムニバス形式で提供されている「日本法入門」の授業を除くと、特に留学生向けにデザインした授業は現状では提供しておらず、留学生も日本人学生と同様の授業を履修している。現地の学生と机を並べて勉強することが留学の醍醐味である一方で、交換留学生の日本語能力にはばらつきも大きく、中には履修に苦勞する学生もいる。この点をどう考えるかは今後、学部レベルの留学生の拡充を図るに際してポイントとなろう。

なお、協定校との交換留学生に対しては従来より法学研究科学術振興基金からの奨学金を支給していたが、部局間協定を締結している協定校の拡大、部局間協定の全学協定化といった事情の変更に対応する形で体制を再整備し、2012 年より運用している。

本研究科の受け入れている留学生の主体は、研究大学院（修士課程、博士課程）における正規課程学生としてである。なお、正課の学生として入学する前に半年から 1 年半程度、研究生として在籍し、日本語の習得を初めとする大学院入試の準備に当てる者が多い。大学院の正規学生としての留学生の受け入れ状況は資料集 8－4 に、研究生の受

け入れ状況は8－5にまとめてある。学部レベルの留学生と同様に、中国からの学生が圧倒的に多く、続いて韓国、台湾からの学生と、東アジア諸国・地域からの受け入れが中心となっている。従来から前記の研究生経由で修士課程に入学する者が中心であり現在でもその通りであるが、2007年より始まった中国政府国家建設高水平大学公派研究生項目（いわゆる「中国5000人プロジェクト」）との関係もあり、海外の大学で修士課程を修了した後に直接博士課程に入学する者が散見されるようになったのが近時の特徴である。学生の進路としては、修士課程のみを修了し、博士課程に進学せずに本国に帰国して就職する者も少なくない。博士号取得者も最終的には本国に帰国して研究職を得ている者が多い。

大学院生の指導に当たっては指導教員が中心となるが、教員により担当する学生数に偏りがあり、専攻分野との関係上やむを得ない面もあるとは言え、課題の一つである。教員の負担を軽減するために、留学生の日常の勉学・生活のサポートにあたるチューター制度、学位論文執筆中の留学生に対し日本語での論文作成を補助する論文チューター制度を従来より運用しており、法学研究科学術振興基金からの財政的支援も行っている。しかしながら、チューター・論文チューターの担い手となるべき日本人大大学院生の数が近年減少している。チューター・論文チューターの担い手を如何に確保していくかが課題である。

（５）その他の学生交流の取り組み

鈴木賢教授を中心として、年に数回、中国ないし台湾の学生グループが本学を訪問し、あるいは本学の学生グループが中国・台湾の大学を訪れて、各自の研究を報告し、討論する企画が行われている。大学院生が中心であるが一部学部学生も参加している。各学生がそれぞれの研究テーマを整理する共に、それについて異なるバックグラウンドを持つ同世代の学生と共に討論することで、国際的なセッティングにおけるプレゼンテーション能力・討論能力を涵養する機会となっている。2011年度には競争的資金である留学生交流支援制度に応募して資金を獲得し、この企画に対する財政的補助とした。但し、この資金は時限的なものであり、この種の企画のための恒常的な財政的基盤の整備が望まれる。

V 社会贡献

1. 社会貢献の理念と目標

かつて、大学の社会貢献とは正規の学生の教育および研究にあり、それ以外の非正規学生等に対する教育サービスの提供や、研究成果の社会への還元は、大学の第一義的な任務でないとする考えが見られた。しかし、今日の大学は、外部の社会に対して閉ざされた小宇宙ではなく、社会との関連で絶えずその存在意義を問われる組織であり、社会と緊密なコミュニケーションを保ちつつ、変動する社会のニーズに対応することは、大学制度を維持し活性化するうえでも欠かせない要素となりつつある。

北海道大学は幸い基幹総合大学として豊富な人材を擁し、社会貢献においても多彩な分野、多彩な形態で社会の要請に応じてきた。法学部・法学研究科に対する社会の期待は、正規学生に対する教育や研究者相互の研究交流の域にとどまらず拡大している。こうした地域社会の期待に応えるべく、法学部・法学研究科は、科目等履修や聴講生制度、各種公開講座、公開シンポジウム、講演会などの教育機会の提供から、研究情報の積極的公開、他組織（国、自治体、民間機関、NGO）との研究面での協力・連携、地域専門家との共同研究、研究施設の相互利用、研究情報、データの提供、国・自治体の政策立案等への参画など、多様な活動を展開している。また、新聞、雑誌、テレビなどの各種メディアを通して、社会に対して積極的に知見を提供する研究者を多数抱えていることも、本研究科の特徴である。

2. 社会貢献の実績

公開講座については、毎年定員 50 名のところ、その定員を埋める形で実施されているほか、法学研究科・附属高等法制教育研究センター主催のシンポジウムが毎年 9 回から 12 回の頻度で、多様なテーマ、多彩な顔ぶれのもとで開催されている。

審議会・委員会等の参加状況について、国、自治体、その他の組織で分類整理した資料集 9－4 によれば、延べ人数で毎年 60 名近くが何らかの形で、政策立案や審議会活動などに参加している。資料には明らかにされていないけれども、法学部という組織の性格上、弁護士会懲戒委員会の委員や日弁連法務研究財団の評議員、消費生活審議会委員、労働委員会公益委員としての関与などがみられるほか、公益財団法人末延財団評議員、財団法人衛星測位利用推進センター施策提案委員会委員長、国際商業会議所日本委員会仲裁委員会委員としての貢献もみられる。

また、教育活動とも関連するが、法学部、法科大学院双方において、市民に対する法律相談事業を展開している。学部にあつては、毎週土曜日の午後、法律相談が行われている。また法科大学院では、設立当初から移動法律相談を実施してきたが、2009 年度以降、司法制度論という科目の一環として、学生による地域における法律相談指導という形で、移動法律相談を実施している。写真は、法学部の法律相談会が猿払村で実施した法律相談の際の集合写真である。

社会貢献のうち、公開講座、公開シンポジウム、各種審議会への参加状況については、資料集 9－1、9－3 及び 9－4 を参照していただきたい。



法律相談会の様子（猿払村）

外部評価報告書

外部評価委員名簿

杉 田 敦	法政大学法学部教授
寺 脇 研	京都造形芸術大学芸術学部教授
長 田 正 寛	前北海道弁護士会連合会理事長，ながた法律事務所・弁護士
山 口 厚	早稲田大学大学院法務研究科教授

（五十音順，敬称略）

I 外部評価委員の評価報告書

北海道大学大学院法学研究科・法学部外部評価報告書

杉 田 敦
(法政大学法学部教授)

1. はじめに

北海道大学・大学院法学研究科・法学部の外部評価委員をこのほど改めて拝命し、研究科長・学部長をはじめとする方々からご説明を受け、同研究科・学部の実態にふれ、同研究科・学部に対する筆者のかねてからの印象、すなわち日本で有数の研究拠点であると共に、学生に対して親身で指導する教育機関という印象は再確認された。

2. 学部教育

北大法学部の最大の特長の一つは、厳選された少数精鋭の学生に対して、能力の高い多数の教員が教育にあたる、その手厚い体制にある。現在でも、一学年200名定員の学生に対して、講師以上の教員63名という、国立大学でも最も教員比率の高い体制を保っている。このことが、学部生への高等教育において、高い効果をもたらすことは疑いない。学生へのアンケート結果もそれを裏付けている。

カリキュラムについても、法専門職コースと総合法政コースの2コース制という新しい枠組みを導入するなど、工夫がこらされている。

文部科学省の事業として北大で全学的に導入された、「グローバル人材」育成のための「新渡戸カレッジ」もよい試みであり、任期付教員を活用する形で、効率のよい教育を行っていると考えられる。

こうした高水準の教育もあり、学卒者の就職・進学状況も良好であり、文系学卒者の就職が厳しさを増す中で、優位性を示している。

3. 大学院教育

北大の法学研究科は、かねてから優秀な研究者の輩出をもって知られており、日本の法学・政治学研究の重要な拠点となっている。

とりわけ特筆すべきことは、法科大学院制度の導入と共に、他の多くの大学で実定法の研究者養成を法科大学院経由に限定したのに対して、北大では修士課程からの一貫した研究制度を維持し、それが機能しているという事実である。法科大学院経由の研修者養成では、基礎法分野や憲法分野等の研究者が十分に確保できるかは、かねてから疑問視されており、この点で、北大に期待するところは大きいと言えよう。

修士課程修了者の進路も良好であり、博士学位の取得状況も順調である。

4. 法科大学院教育

法科大学院制度は、全国的には必ずしも順調に機能していると言いがたく、現在、さまざまな対策が講じられつつある。こうした中で、北大の法科大学院は、入学定員の確保という点でも、出身者の合格率という点でも、日本で有数の教育施設としての役割を果たしている。

このことは、北海道地域において競合する大学が少ないといった事情による点もあると思われるが、東京会場での入試を積極的に行うなど、道内に限らず全国から

人材を集める努力を進めており、そのことの効果が認められる。

道内に加えて、東京地区でも弁護士事務所と提携してエクスターンシップを実現するなど、修了者のニーズに合ったシステムを構築していることも評価できる。

5. 研究

すでにふれた通り、法学・政治学分野における北大の研究実績はきわめて高い。このことは、同分野での科研費獲得状況において、同研究科・学部が全国一位など、きわめて高い実績を示していることから伺いしれる。また、研究会活動もきわめて活発であり、国内外の学者・知識人を招聘して、多数の研究会が行われている。

筆者が属する政治学分野において、同研究科・学部の多くの研究者が、国内でも有数の学術賞を受けており、このことも研究水準の証明となっている。

こうした研究水準の維持については、法人化以後も、国立大学の中では比較的恵まれた研究環境を維持していることが、プラスに作用していることは疑いない。今後、そうした環境が維持されることが望まれる。

6. 国際交流

北大の法学研究科・法学部は、教員についても学生についても、きわめて活発な国際交流を進めていると言える。

中でも中国語地域との交流はきわめて密接であり、留学生への手厚いケアもあって、模範的なあり方を示している。これは、全国の多くの大学に先駆ける形で、中国現地での入試を行うなどの実践的な蓄積によるものであろう。

7. 社会貢献

北海道地域における有数の総合大学として、北大に対する地域の期待は大きい。こうした期待に対して、法学研究科・法学部は、メディア等を通じた研究成果の発信や人材の輩出に加えて、異動法律相談などの活動によって、十分に応えていると思われる。

8. 総括

これまでに述べて来たように、北大の法学研究科・法学部は、研究・教育・社会貢献などのあらゆる面において、きわめて高い水準にある。少子高齢化が大学の「冬の時代」をもたらす中で、同大学は有利な状況にあり、それを生かして、今後も日本の中心的な大学の一つとして機能して行くことが期待される。

同研究科・学部のスタッフの優秀さと、北の大地に根付いたフロンティア精神からすれば、その期待が裏切られることはなさそうである。唯一の不安は、昨今のさまざまな大学「改革」構想が、これまでの研究者・教育者による自由な議論にもとづく大学運営を批判し、教授会の自治を奪って上からの一元的な命令体系を目指すなど、およそ大学の高度化につながらないものである場合が多い点にある。

こうした外的「改革」によって日本の大学が破壊されるようなことにならないためにも、北大の法学研究科・法学部は、今後も従来の路線の延長上に、さらなる発展をとげていただきたい。

北海道大学大学院法学研究科・法学部外部評価報告書

寺 脇 研
(京都造形芸術大学芸術学部教授)

1 はじめに

今回、思いがけず北海道大学大学院法学研究科・法学部（以下「同機関」と呼ぶ）の外部評価委員として意見を述べる機会を与えられ、私立ではあるが同じように大学の質の向上に取り組む者として貴重な体験をさせていただいていると受け止めている。特に、旧帝国大学という伝統ある歴史と大きな規模を持つ大学がどのように教育・研究の質を高める努力をしているかは、厳しい環境下に置かれているわたしたち私学関係者にとって示唆に富んだものとなった。

また、過去に文部科学省に勤務し、国立大学行政に関与した者として、独立行政法人化以後の国立大学の新しい教育・研究環境を知ることができ、その取り組みに関わる方々の多大なエネルギーの傾注ぶりに敬意を覚えた次第である。

本報告は、同機関より提供された各種資料及び平成26年5月28日午後における研究科長、法学部長をはじめとする同機関教員の皆さんによる説明及びわれわれ評価委員との質疑応答に基づき、評価をとりまとめたものである。

2 教育（学部）

学部教育の充実には、まずその教育を受ける学習者たる学生の入口である入学者選抜が大きな意味を持つと考える。北海道大学の入学者選抜の特徴である「総合文系」の存在を生かし、その中の優秀な学生のリクルートに成功しているとの報告は、入学後の「総合文系」学生に対し適切な情報提供と法学部の魅力の提示ができていた表れだろう。古くからあるという「夜間法学教室」の効用もあるのかもしれない。

また、教員が全学単位で実施されるファカルティ・ディベロップメント事業に積極的に参加したり TA（ティーチング・アシスタント）を活用したりしている方向にも好感が持てる。学生の投書箱設置もいい方策だが、投書件数の減少を学部教育に対する不満が減ったと捉えるか関心が薄まったと捉えるか、注意が必要であろう。

一方で、26年度中に決定されるというディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーには、大いに期待したい。同年度には、大学全体の斬新な取り組みである「新渡戸カレッジ」に所属した学生が学部に進級してくることもあり、「英語のみによって行う専門科目」の開講などさらなる学部教育の充実が図られるものと予感させる。

3 教育（大学院）

「複眼的専門知を身に付けた専門的職業人の養成」という明確なポリシーに基づき、副専門分野を持つ形で修士課程教育を行っていることが、博士家庭教育における「国際的舞台で活躍できる能力も身に付けた研究者・高度な専門的職業人を養成する」という方針に結びついている。主指導教員と副指導教員の複式指導がこれに役だっていることも、想像に難くない。

実務家教員6名、外国人次員6名と多様な教員を確保するとともに、入試の年2回実施や北京会場での入試を行うなど、社会人、外国人など多様な学生を集めている。女子、留学生がいずれも約半数を占めるなど多様な学生が存在することは、大学院教育以外の

日常においても広い視野を醸成することに役立つだろう。

研究会出席・報告についても単位認定がなされるなど、随所に柔軟な対応があるのも見逃せない。

4 教育（法科大学院）

法科大学院制度については、平成 16 年に制度ができてから 10 年が経過し、さまざまな問題点が指摘されているところだ。入学者数と合格率、学費、法律未習学生と既習学生の学力格差など指摘は多岐にわたっている。

本研究科の場合、それらの問題点については問題の所在を十分承知の上で対応が行われている。入学選抜を札幌会場と東京会場に分けている中、それぞれの会場の受験者の特質を見極めるなど、きめの細かい対応がなされている。

その結果、新司法試験の合格実績が良好だったり、法律未習者と既習者の修了率の格差が少なかったりとの成果を生んでいる。

今後は、司法試験合格後の就職状況、合格できなかった者の状況を分析し成果の検証を行う必要があるだろう。終了後の修了生を所在把握することの困難さはあるだろうが、ぜひとも実現を望みたい。

5 研究

同組織における研究の充実は、各方面で夙に評価の高いところである。これは、科学研究費補助金採択件数などにおいて客観的に実証されてもいる。

今後はその成果を市民公開講座等において積極的に地域へ還元するなど、北海道の地域社会との連携強化をさらに望みたい。

6 国際交流

明確な理念の下に具体的な目標を定めて、極めて積極的に行われていると評価する。

今後は「新渡戸カレッジ」の拡大などによりさらに高くなると思われる学生の国際交流志向に応じていく対応が進むことを期待する。

7 社会貢献

法律相談会など札幌以外での活動が、さらに充実することを期待したい。そのためには道内市町村との連携を強めることが必要であり、社会教育・生涯学習に熱心な自治体との積極的な意見交換を行ってはどうか。

8 全体的評価

今日の大学が置かれている決して容易ではない状況を正しく認識し、同組織を挙げて明確な理念に立った改善方策を実施し、あるいは新たに模索している姿勢に敬意を表したい。

こうした姿勢が揺るがぬ限り、同組織の教育・研究体制がさらに充実したものになることを確信する。

北海道大学大学院法学研究科・法学部外部評価報告書

長 田 正 寛

(前北海道弁護士会連合会理事長，弁護士)

本年3月に北海道大学 大学院法学研究科・法学部（北大法学部）が取りまとめた自己点検・評価報告書について、本年5月28日に開催された外部評価委員会における議論状況などを踏まえ、以下のとおり、意見を述べる。

- 1 第2期中期目標において「グローバル化した現代社会の要請に応えることができる」人材の養成・輩出を掲げているところ、北大法学部がその目標を達成するために計画した諸課題への到達状況は、第三者的視点から、より客観的に評価することが望まれる。

また、これまでに基本的人権の守り手たる法曹を養成するために培ってこられたノウハウや実績をより発展させようとする視点が重要であり、忘れてはならない視点である。

このような視点に立脚して、北大法学部における中期目標への到達状況、中期計画の実現・実施状況を点検し、評価する必要があるだろう。

- 2 北大が掲げる「フロンティア精神」「国際性の涵養」「全人教育」「実学の重視」という教育理念、その理念実現のために採られている組織体制は素晴らしい。中でも、「国際交流への取り組み」は大いに評価できる。国際的な視野と素養を有する人材の育成、そして外国人留学生の受入体制、諸外国の研究者、研究機関との交流のあり方などはとても充実している。特に、昨年から始められた「新渡戸カレッジ」の試みは、グローバル化社会に対応する人材育成への要請に大いに応えるものとなるだろう。理念実現のためのこうした実践的な取り組みが、北大法学部における入試倍率の安定と、道外の出身者が多くを占めるという入試結果に結びついている。

私は、北海道で活動する弁護士として、この北海道にあって活躍する法曹の育成を、何よりもまず北大法学部に果たしていただきたいと願っている。そのためには、北大法学部が基幹となって、道内の人材を道内に留まらせず、積極的に道外、海外に送り出すことにより、研鑽を積ませ、より幅広い視野とより豊かな経験を備えた人材として、再び北海道に根付いて活動できるような仕組みや体制を作ること、外国人を含む道外の人材を発掘・糾合していくことが大切だと考える。

そうした仕組みや体制作りが容易ではないとしても、このような教育理念を実践しようとする真摯な姿勢により、大いなる志を抱き、未知なる世界を目指すよう、学生をエンカレッジすることはできるであろうし、そのような教育こそがまさしく北大が標榜する「フロンティア精神」の具現化と言えるだろう。素晴らしい人材が北海道に根付いて活動し、あるいは道外から北海道のために活動する、ということに大きな意義を見出してもらいたいと思うものである。

体に例えていうと、北海道の法曹界を活性化させるには、絶えず新しい血が必要であり、その血流の源となるのが総合基幹大学としての北大法学部である。

3 北大法科大学院～法学研究科（法律実務専攻）の評価

法科大学院制度はいわば全大学体制で始まったが、制度創設から10年を経た現在、法科大学院への志願者数が予備試験のそれを下回る状況となって、法曹志望者の法科大学院離れが顕著になっている。このような状況下において、北大法学部の存在意義に大きな影響を与える北大法科大学院に、いかに人材を集め、修了生の質を維持し、新司法試験の合格率、とりわけ（修了生の累積合格者数ではなく）修了生の修了直後の司法試験における合格者数を向上させることこそが、焦眉の急である。

そこで、「法学研究科（法律実務専攻）の評価」について、若干気の付いたところを触れておく。

- (1) 全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指すという目標は、称賛に価する。

法科大学院制度は、もともと適正配置により地方の法曹志望者にも道を拓くことを標榜しているところ、道外の出身者が北大法学部生の45パーセントに上り（P10）、本法科大学院にも道外の出身者が多数入学している現状は（P35）、この標榜を凌ぐ実績と言える。

北大法科大学院は、この実績を大いに誇り、道内外を問わず法曹志望者を全国から糾合するとともに、育成途上にある人材を積極的に道外・海外に送り出していきたい。

試される大地・北海道にとって、志の高い、（北海道の活性化や再生に強い関心がある）有能な人材の育成と養成した人材の活用が、日本全国の中のどの地域よりも必要とされている。そのためにも、北大法科大学院には、多種多様な人材を養成し、北海道の法曹界に輩出させるべき責務があろう。

- (2) 北大法科大学院は、札幌弁護士会、北海道弁護士会連合会など実務法曹団体との強力な連携体制の下、充実した実務法曹教育、道内法律事務所へのエクスターンシップを実施し、そして、司法試験に合格した多くの北大法科大学院修了生が札幌弁護士会をはじめとする北海道内4弁護士会に入会し、道民の基本的人権の擁護と北海道における社会正義の実現のために活動している。この実績は、全国の法曹志望者の北大法科大学院に対する進学意欲を大きく高めるものであるから、このような実績をより広く積極的に周知することに心がけ、例えば、関西圏以西での入学選抜の実施などといった方策も検討すべきであろう。広く全国から人材を求めるといった目的からすると、道外の試験会場が東京だけ（P33）というのは地域的範囲がやや狭いように思われる。

- (3) 平成25年度の北大法科大学院への入学者63名は、定員80名との関係では憂慮しなければならない状況である。この点を「若干の定員割れを示している」とする評価（P35）はやや実態にそぐわないのではないか。

本評価の対象とはなっていないものの、平成26年度北大法科大学院への出願者152名、最終合格者78名、入学者43名という結果に照らすと、再点検・評価する必要がある。

なお、「3年過程にあっては・・・法律関係の成績は一切考慮していない。」とする記述（P34）については、先日の外部評価委員会の席で、「（規則などで）決められていることである」という指摘があったと記憶しているが、そうであれば当該記述は不要である。

(4) 教育内容や方法についてはほぼ異存ない。

先に触れたとおり、札幌弁護士会との連携やエクシターンシップの充実は、教育効果だけにとどまらず、法曹志望者にとっては、法曹資格を取得した後の実務を展望し、北大法科大学院へ進学しようとする意欲をかき立てる要素があるため、より一層アピールしていくべきであろう。

なお、司法試験の受験を目前に控える法科大学院生の立場からすると、最終年次には履修しなければならない科目をより少なくしたいという思いがあるのではないかと。キャップ制（P 4 1）を採用するとしても上限を緩和させるなどのことを検討してはいかがであろうか。

(5) 教育成果の状況に関して、「良好である」「成果をあげている」とする評価に特段、異論を挟むものではないが、平成24年度修了者のうち同25年実施の司法試験における合格者が22名、合格率31.4パーセント（P 4 4）という数字自体には厳しい評価も有り得るところだろう。

全国の法科大学院における相対評価としてはそのとおりであるが、本来、点ではなく線・プロセスとして、連続性のなかで法科大学院の成果が新司法試験で試されるという位置付けであったことからすれば、目的からややそれた結果であると評価されても文句は言えまい。70名の当年度修了生のうち48名が修了直後の司法試験で不合格となり、あるいは受験を回避しているという現実を直視しなければならない。

(6) 法科大学院生に対する（授業）アンケートも、その設問内容や実施時期などをより一層工夫し、法科大学院生の真意が伝わるようにすべきであるし、修了生の新司法試験における成績分布の分析・調査は必須である。プロセスとしての通過点である新司法試験において、北大法科大学院修了生がどのような成績に位置して合格・不合格となっているのか、合格者においてはそのレベル、不合格者においては不合格の原因・要因を精査しなければ、修了生が身に付けるべき学力や能力・資質の水準を維持していくことは困難となろう。

以上のとおり、北海道の実務家の立場から思うところを述べさせていただいた。北大法学部の、更なる飛躍を期待する。

北海道大学大学院法学研究科・法学部外部評価報告書

山 口 厚

(早稲田大学大学院法務研究科教授)

1. はじめに

以下の評価は、北海道大学大学院法学研究科・法学部「自己点検・評価報告書」(2014年3月)及び同・評価資料集に基づき、さらに、2014年5月28日午後
に開催された外部評価委員会における研究科・学部側からの説明、それに関する質疑応答等をも踏まえて行ったものである。

2. 教育(学部)

教育のため、さまざまな努力が行われていることは評価に値する。たとえば、総合法政コースにおける「重点学習領域」の設定は、学修への動機付けを与えるものとして注目されるであろう。また、演習6単位以上を必修とすることによって、満足度の高い少人数授業を実現している。さらに、実社会への関心の涵養、キャリア・デザインの構築という点で、「法律実務特講 法律家への架け橋」は極めて意義ある授業であり、エクスターンシップ派遣も重要であるといえよう。これらの努力が今後とも継続されることを期待したい。

また、教育の質をいかに保証するかが、わが国の学部教育の課題となっているが、GPA 制度を導入することによってそれに応えようとしていることは評価される。こうした教育の質的保証に向けた努力は極めて重要である

課題としては、まず、学生の国際化に向けた継続的な努力が重要であり、この観点からは、英語による授業の開設数を増加させることが望ましいと思われる。関連して、新渡戸カレッジは注目されるプログラムであり、その成果に期待したい。

次に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの明確化は、法学部教育の在り方をどのようなものとするかを示す点で、極めて重要である。とくに、法学系学部の受験生間の人気が全国的に低下している中、前期日程試験の倍率が決して高くない状況をどのように改善するかが重要な課題であろう。一大学でなしうることには限界があるという意味で、困難があることは十分に理解されるものの、求められる法学部像・法学部教育像を明らかにし、明確なアドミッション・ポリシーを策定することを通じて、優秀な学生の確保へ向けた一層の努力が望まれる。

3. 教育(大学院)

修士課程の目的として「複眼的専門知を身に付けた専門的職業人の養成」を掲げ、主指導教員と副指導教員が指導する複式指導体制を採用していることは、修士課程の教育目的との関係で、極めて注目すべきことである。

次に、学位論文作成に向け、極めて綿密な指導体制が取られていることは、高く評価される。今後もこうした体制の維持・強化に期待したい。また、学位論文を公表する媒体を用意して、成果を社会に発信する体制をとっていることも高く評価できる。

4. 教育（法科大学院）

本法科大学院が、多様な人材を入学させるという点で一定の成果を挙げていることは評価されるべきことである。

充実した教授陣によって法曹養成教育が施され、かなりの成果を挙げていると思われるが、教育のさらなる充実のため、継続的な努力がなされることが期待される。

なお、留年学生に対して手厚い対応がとられていることがとくに評価される。今後とも、教育・学修の支援について、さまざまな工夫・努力がなされることを期待したい。

5. 研究

東アジア地域における研究拠点として活発な研究活動が行われており、高い評価に値する。こうした研究活動を支えるための、充実した研究サポート体制が整えられていることは特筆すべき点である。また、外部資金の獲得についても高い成果を挙げているが、今後ともこうした努力が継続されることが必要である。

なお、研究面で国際的なプレゼンスを示すためには、わが国の法学系若手教員の国際的な発信力の強化が課題である。本研究科においても、そのためのさまざまな努力がなされることが期待される。

6. 国際交流

研究者間の国際交流については、成果を挙げており、評価される。また、外国からの研究者による教育面での貢献も見られ、評価されるところであるが、この点については、さらなる前進を期待したい。

学生の国際交流については、留学資金の援助をはじめ、さまざまな課題があると思われるが、交流推進のため一層の努力を期待したい。また、外国人学生を受け入れ、国際的な多様性を備えたキャンパスを形成・実現していくためには、どうしても英語による授業の増設が欠かせないものと思われる。この点について今後の努力にも期待したい。

7. 社会貢献

さまざまな社会貢献活動が進められている点が評価できる。今後さらに活動を継続的に展開することを期待したい。

8. 全体的評価

全体としては、教育・研究の両面にわたり、評価すべき成果を挙げている。今後、国際化等の課題解決に向けて、さらなる努力が継続され、一層充実した教育・研究活動が展開されることを期待する。

Ⅱ 外部評価委員会会議録

北海道大学大学院法学研究科・法学部外部評価委員会会議録

日時：平成26年5月28日（水）13:05～16:34

場所：北海道大学人文社会教育研究棟 409 室

北海道大学大学院法学研究科・法学部は、平成25年度に自己点検評価を実施した。今回は、この評価結果を4名の外部評価委員にお願いし、平成26年5月28日に外部評価委員と本研究科スタッフとの間で、直接の質疑応答・意見交換の機会を得た。

以下はその様子を録音したテープに基づいて再構成したものである。

なお、当日の会議のメンバーは以下のとおりである。

<外部評価委員>

杉 田 敦	法政大学法学部教授
寺 脇 研	京都造形芸術大学芸術学部教授
長 田 正 寛	前北海道弁護士会連合会理事長，ながた法律事務所・弁護士
山 口 厚	早稲田大学大学院法務研究科教授

<法学研究科・法学部>

亘 理 格	法学研究科長・法学部長（教授）
鈴 木 賢	副研究科長・評議員（教授）
小名木 明宏	副研究科長・法科大学院長（教授）
加 藤 智 章	評議員代理（教授）
池 田 清 治	前副研究科長・法科大学院長（教授）
水 野 浩 二	学部教務委員（教授）
山 下 竜 一	大学院教務委員（教授）
會 澤 恒	国際協力委員会世話人（教授）

1. 開会・挨拶

（亘理研究科長）

本日はお忙しい中、法学研究科・法学部外部評価委員会にお越し頂きまして心より御礼を申し上げます。私は、北大法学研究科長、法学部長の亘理と申します。それでは、私のほうから簡単にご挨拶をさせていただきます。今回のこの外部評価というのは、昨年度、本法学部法学研究科といたしまして、自己点検評価を行った、それに引き続き実施するというございます。自己点検評価というのは本法学部の場合、1995年それから2回目は2003年、そして前回は2009年と3回やっております、昨年度の作業が4回目ということになります。これは、国立大学法人としての第二期の中期目標期間、これが2010年に始まって6年間、来年度まで続くものですから、ほぼ中間点にあたります昨年度ということで、各部局として自己点検評価をさせていただいたものでござい

ます。

今回の自己点検評価は、法学部及び法学研究科につきまして、第1が教育、第2が研究、それから国際交流、それから社会貢献という4つの柱に沿って実施させていただきました。その結果を、すでに先生方には1か月ほど前に自己点検評価報告書ということでお送りさせていただきました。先生方にはご専門に立場からその報告書に対する評価と、それから本日のこの会合での議論を踏まえて、忌憚のないご意見、コメント、評価などを頂戴できればと思っております。それによりまして、本法学部、研究科としての今後の、様々な分野での一層の発展が得られるように、貴重なご意見、アドバイスなどを頂戴できればと思います。

なお、お送りしました報告書に一箇所訂正がございますので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきます。報告書の10ページでございます。一番下から5行目の、平成25年度入学者182名のうち女子学生が55名なのですが、43%というのはあきらかに誤りで、30%に訂正をお願いします。

それでは、本日の会議の進行について予めお願いをしたいと思います。お手元の資料の上から2枚目に本日の進行表として、簡単なものをご用意させていただいておりますが、これを目途に考えていただいて結構ですので、このような順番で進めさせていただきたいと思っております。今から始まりまして、14時40分ころに一旦休憩を取りたいと思っておりますが、それまでの間は、教育につきまして当方からの報告、それから内容面の確認を中心とした質疑応答をさせていただきたいと思っております。ですから学部教育、それから研究大学院に関するもの、それから法科大学院に関するものということで、こちらからの報告と内容確認での質問、それが終わりましたら一旦休憩を挟みまして、15時くらいに再開いたしまして、引き続き研究、国際交流、社会貢献につきましては、相互に非常に強く関連した項目ですので、まずまとめて当方から報告をさせていただいたうえで、内容面での質疑応答をさせていただきます。

ここまでは、恐縮ですが私が司会進行役を務めさせていただきます。その後は休憩を取らない予定ですが、引き続きまして全体を通しての総括的な質疑応答、先生方からの評価、アドバイスなどを頂戴できればと考えております。最後の総括的な質疑応答、評価に関しましては、まことに申し訳ないのですが、外部評価委員の先生方にイニシアティブを持って進行していただければと考えておりまして、その際の司会進行役を山口先生にお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、これは先ほどすでにお願いをしておりますが、本日の会合を含めました先生がたからの評価書につきましては、6月30日までにお送りいただければと思います。書式などについては、後ほどあらためて事務方から説明いたします。先ほど、ご意見もありましたので、机の上に4年前の評価書をコピーしたものがありますので、この書式に沿って作成をお願いいたします。本日は大変盛りだくさんの予定をしておりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

2. 出席者の紹介

出席者から自己紹介がなされた。

3. 自己点検・評価内容の説明及び質疑応答

「Ⅱ 教育（学部）」

（亘理）

それでは早速ですが、学部教育について報告と質疑応答に入ります。

（水野学部教務委員）

法学部の学部教育につきましては、報告書の 8 ページになります。まず最初に 10 ページをご覧ください。教育体制ということになっておりますが、一枚めくって 11 ページに表が載っておりますので、そちらをご覧くださいだと思います。資料 1 にございますように、法学部では教員が計 56 名、助教まで含めると 67 名のスタッフがおりまして、教員 1 人あたりの学生数 12.9 人と、学生にとってはかなり恵まれた環境になっております。平成 24 年度は 116 の授業を開講しておりまして、法学、政治学について幅広い分野の教育を極めて充実したかたちで実施できていたと存じます。

資料 2 ですが、こちらはいわゆる多様な教員の確保ということで、人事ポイント上の優遇制度を用いながら女性教員や外国人教員の積極的な採用に務めているところです。そこにございますように、25 年度は女性教員 7 名、外国人教員 8 名と、年々、順調に増加しているかと思えます。

学生の多様性ということをございまして、入学者選抜につきましても一定の工夫をしております。例えば 1 学年、法学部は 200 名なんですけど、1 割 20 名については、23 年度から総合文系というかたちで学部を分けないかたちでまず入学してもらって、1 年間勉強したうえで本人の希望や成績等によって学部を振り分けるということを行っております。その際に、成績というものがひとつの基準なのですが、法学部に進学される移行点は大変高い水準となっております。女子が年々増加しておりまして、25 年から 30% が女子になっております。11 ページをご覧ください。外国人留学生も法学部は例年、一定数受け入れております。12 ページの資料 4 にございますように、大体毎年 10 名程度を学部で受け入れているという状況でございます。

続きまして 12 ページの、内部質保障システムによる教育の質の改善、向上というところでございます。この点に関しましては、なかほどにございますように、いわゆるファカルティ・ディベロップメント事業というものを大学全体で行っています。それに、法学部から毎年、教員が参加して研修を受けて教育の方法等について自覚的に高めていくよう努めるということをしております。また、質向上のための工夫として修了時に法学部ではかねてより、授業アンケートを実施してまいりました。これについては、あとで詳しくご紹介したいと思います。

続きまして 13 ページをご覧ください。教育内容・方法の話をしたいと思えます。まず最初に、学位授与の方針ですが、法学部としましては伝統的に、法学についてであれば規範に基づいて論理的に説得をできるようになる、政治学であれば自由であるとか民

主義を根本的価値として重視する思考を展開できるようになる、これらに基づいて授業を展開してきたと考えるわけですが、近年におきましては、それをポリシーというかたちで客観的に対外的に示すということが要請されるようになって参りました。そうすることで、本学では全学レベルで、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを策定するということが進んでおります。法学部でもその流れで今年度中にディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを決定し、対外的に公示することになっております。

また同様に全学レベルで、ここでは28年度からとなっているのですが、これは1年間前倒しになるということが決定しておりまして、27年度からとなりましたが、来年度より、国際的に通用するアメリカ型のGPA制度を導入して、それに基づく従来の成績評価、秀・優・良・可・不可から、A+からFまでの13段階による成績評価を付与するということを、全学レベルで検討しております。法学部もそれに合わせて成績評価、学位認定を行っていくということになるかと思えます。このページの一番下に書いてありますが、今年度より一連の流れとして、授業科目にいわゆるナンバリングを行っております。そのことにより学生が履修プランを構築することをより容易にすることを検討しているということです。

続きまして、社会のニーズに、教育課程編成上どのように対応していくかということについてですが、この点については、法学部に期待されるニーズとして、法律の専門職を期待するというものと、広く社会の多様な分野で活躍できる人材を期待するという2つがあるかと思えます。それに合わせて法学部では平成16年度より2つのコースを編成し、カリキュラムもそれに沿って実行しているところです。

続きまして14ページをご覧ください。教育方法、学習支援の工夫というところがございます。法学部の場合、伝統的に、大教室で講義を行うということが教育の中心になってきているかと思えますが、それに留まらない多様な教育方法が今日では行われています。学部ですがいわゆる交流協定校に、大体10名ないし5名程度の学生を1年ないし半年の期間、交換留学というかたちで派遣しております。資料7にグラフがございしますが、最新の数字は25年度については4名となっております。その他、1週間ないし1か月間の短期留学というものも、こんにちでは色々なかたちで行われています。

また25年度より、文部科学省のグローバル人材育成事業という枠組みを北大として採用させていただき、新渡戸カレッジというものを開始しております。これは全学の学部生のほぼ1割、大体200名ですが、毎年、この200名に最低一学期間の留学を義務付けるというプログラムです。この学生というのが、今年度、26年度からこの新渡戸カレッジ生が法学部の2年生に進級して参りました。今年度は20名、2年生におります。彼らに対応するというので、法学部では英語のみによって行う専門科目を今学期は4科目開講しております。また、英語によって法学や政治学を教育するために必要な教材の開発、あるいは教務事項の整備を鋭意行っているところです。

15ページをご覧ください。教育方法の工夫・主体的学習というところでございます。法学部では伝統的に、夜間法学教室と申しまして、大学に入ったばかりの1年生向けに法学の入門的な授業を行い、学生に対するインセンティブを提供するというのを古くから行って参りました。また法学部には、いくつかの公認サークルというものがござい

ます。これらの公認サークルは法学、あるいは政治学についての主体的な学習の場として機能しているということが古くから見られるところです。

具体的な学習として重要なのはゼミ、演習であるところだと思いますけれど、ゼミとしても、北大の法学部ではいくつかの特徴的な試みが古くから行われて参りました。たとえば、法律問題に関して英語あるいは日本語でディベートを行うという練習を展開する。そしてこれは全国、あるいは世界レベルのコンペティションに毎年参加するということを行っております。模擬仲裁についても同様に展開し、そして国際大会あるいは全国大会に参加するということを行って参りました。

その他にも法律実務特講という、ゼミ形式の授業がございまして、弁護士の先生がたに多数ご協力いただいて開講しているものでございますが、これもやはりフィールドワークとか、あるいは最後にゼミ論集を作成するといったような、学生の主体性を最大限発揮させる授業として大変人気の高いものでございます。

続きまして 16 ページの教育成果の状況というところに話を移したいと思います。教育成果というものをどのように、とりわけ客観的なかたちで把握するかというのは、とりわけ、文系の学問についてはなかなか容易ではないということはあるのですが、在学中あるいは卒業時の状況から今回、報告書ではいくつかの点に着眼して学業の成果報告を測っていきたいと考えた次第です。

まず最初に、16 ページの一番下のところでございますが、資格の取得状況というところをご説明いたします。これにつきましては、次のページの資料 11,12 をご覧頂きながら聴いていただければ幸いです。法学部は伝統的に、法律家、公務員つまり法律の専門職を志望する学生が多い学部でございまして、それにつきましては、まず資料 11 にございますように法学、政治学系の大学院への進学者がかなりの数を占めているということがございます。とりわけ専門職大学院である法科大学院あるいは公共政策大学院に例年、大変多くの者が進学しております。

他方で国家公務員、地方公務員の採用試験への合格者も例年、コンスタントに輩出しているところでございまして、資料 12 がグラフとなっておりますが、今年度、25 年度の数字を申しますと、国家公務員が 24 名、地方公務員が 33 名となっております。他にも、例えば裁判所職員に採用されるものも例年数名おまして、これらの者、つまり広い意味で法学、政治学の専門職を目指す進路についている者というのは、例年、大体 3 分の 1 以上、25 年度についてはほぼ半数、50%という状況でございます。

なお、法学については、全国レベルで法学検定試験というものが数年前から行われるようになっております。北大法学部生も近年は法学検定試験を受験する者が増えておまして、昨年度はベーシックコースにおいて、団体の全国 1 位ということで北大は表彰を受けております。

続きまして 17 ページをご覧ください。学習の成果、学業の成果についての客観的な指標の一つといたしまして、先ほど申し上げたように学生アンケートを毎学期末に、各授業ごとにかかなり前より行って参りました。結果は資料 13 にある通りでございますが、基本的に法学部の授業というものは、全体的にかかなり高い水準の評価を学生から受けていると評価していいかと思います。ただ、いくつかの点で問題がないわけではござい

せんで、ひとつとして、学生の主体的な学習、学習に対する主体性、積極性というものを示す設問については若干低い評点になっているところもございます。しかしながら、いわゆる演習についての評点を見ますと、全体的にそういった設問についても高い数値を示しているところがございます。演習というものが、ゼミというものが学生が主体的に学習する場として非常に有効に機能しているということが考えられるところがございます。なお授業アンケートには、数値化されない自由記入欄が設けられておりまして、そこには毎回、非常に建設的な見解、批判を含めて建設的な意見が多数記されている、非常にポジティブに授業を評価する者も相当多数にのぼるということは付言しておきたいと思います。

続いて 19 ページをご覧ください。(2) 進路、就職の状況について全般的に申し上げます。卒業後の進路の状況ということでございますが、まず就職については、公務員もそうですし民間企業もそうなのですが、道内の就職よりも、東京や大阪といった道外がむしろ多いということを示しているところです。就職先としては一般的な文系のものと変わらないと思います。

続きまして進学についてですが、20 ページにございますように、多数の卒業生が進学していることは 20 ページのグラフからも明らかかと思えます。法科大学院や公共政策大学院といった専門的な大学院への進学者が多数にのぼっているという状況です。

続きまして、在学中の学業について卒業生に調査を行うということについて説明いたします。法学部に限らず北大全体と言ってもいいかと思いますが、これまで卒業生に対して、OB、OG に対して在学中の学業についてどういう風に考えているかというときに、なにか体系的な調査を行うということがこれまではございませんでしたが、平成 25 年度から全学的な事業として、卒業生に対する大規模なアンケート調査を行うことになっております。まず卒業する時点で、25 年度なので今年 3 月に卒業した者について法学部では全数調査を行っております。また OB、OG についても、そこに書いてございますように 5 年間かけて抽出調査を卒業生に対して広く行うことになっております。まだその結果は出ていないところですけど、パイロット事業としまして昨年度、法学部の卒業生 6 人のかたにご協力をいただいてインタビューを行った次第でございます。

そこでもやはり、演習、ゼミというものが、今でも法学部の授業に中で印象に残っている、役に立つものであったという評価をいただいております。とりわけ、狭い意味での法的な知識が得られただけでなく、論理的な思考力あるいは説得力を、法学部で学習することで得ることができたということが大変強調されていたと思われるところです。

以上で、法学部の教育についての説明を終わらせていただきます。

(亘理)

それでは、ただいまのご報告につきまして、内容の確認などを中心にご質問などがございましたら頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(長田委員)

卒業生のアンケート調査ですが、どのようなことをされているのでしょうか。

(水野)

広い、世界的なと申しますか、特徴的な流れとしまして、大学の教育というものが社会に対してどういうかたちで貢献できているかということを、端的な指標を用いて示すということが、大学の社会に対する責任として求められているという認識がございます。これまでは、なかなか数値化されたかたちで、大学教育に対してどういう印象を社会に出られたかたがたが持っているかということを調べるものがなかったものですから、アンケート調査の結果によって、数値化されるかたちを使って調査をし、そして北大あるいは北大法学部の教育というものが、どういう受け止められかたをされているかということを社会に対して示したいし、また私たちの教育実践というものを改善する、そういう趣旨でございます。

(山口委員)

お伺いいたします。ひとつは編入学制度というものがあるのですが、これはどういう人を対象に編入学しているのかということです。もうひとつは、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを作るとしたら、アドミッションポリシーはあったということですか。

(水野)

まず編入学の制度でございますが、編入学は2年次から編入学する者と3年次から編入学する者が10名ずつ、計20名となっております。基本的に、他の大学に1年ないし2年在学して就学することになっております。一定の単位数を取っている者が受験資格を持っているということです。

(山口委員)

社会人ということではないのですね。

(水野)

はい。また、アドミッションポリシーについては、早急に策定しなければならないですね。

(寺脇委員)

資料12の公務員採用試験合格者数について、資格試験合格者数というのは掌握されているのかどうか。もし掌握されているのであれば教えてください。もうひとつ、資料13の授業アンケートについて、例えば11番、出席率が何%程度であったというのも、平均1.92とありますね。そうするとこれは資料11の、180、60、40、20のうちの、大体80%だったと理解するということですか。

(水野)

まず資料 12 でございますが、法学部の場合、いわゆる資格というものが、例えば英検とか TOEIC のような、そういう意味での資格認定というものが、あまりこれまで、先ほど申し上げた法学検定試験以外にはなかったということがございますので、広い意味で法学に関する資格という意味で、公務員試験というものを採りあげたという趣旨でございます。

(寺脇委員)

要するに、例えば、国家Ⅰ種を受けて合格したけれど行かない人がいますが、この資料 12 の数値は、合格してそこへ進んだ人の数値ですね。

(水野)

はい。そうです。

(寺脇委員)

合格したけど行かなかった人も含めての国家Ⅰ種の合格数は、掌握なさっていないということですか。

(水野)

基本的に学生に対しては就職、進路の決定先というものを調査してしまして、したがって、合格したけど放棄するという者の実数は把握していないと思います。

(寺脇委員)

人事院で出身大学は公開しますよね。もちろんそれは法学部とは限りませんが、北海道大学でいくらというのは、理系の職種もありますから。そうすると当然、これよりも高い数値になっているのではないかと想像するので、今おっしゃったように就職で大企業に入ったかどうかということはあまり指標にならないので、資格としてどこまで到達したという意味では、国家Ⅰ種に何人合格したとか、北海道庁に何人とか、そういうのがあると、これよりも上がっている数値が出るのではないかと思います。

(水野)

それから、このアンケートでございますが、ちょっと判りにくい数値がありますが、17 ページの下から 10 行目くらい、※印で示したところでございます。基本的に、5 点というのはもっとも高評価なのですが、3、4 については 3 点。例えば 3 番であれば、適切というのが 3 番になっています。それから、先ほどおっしゃった 11、12 番については 1 点が高評価ということになります。したがって、11 番で申し上げれば、授業の出席率 100%であればこれは 1 になりますので、おっしゃったように、例えば平均が 1.92 であるということは、大体、かなり人間が全部出ている、あるいは 8 割くらいは出ているという数字になります。非常に複雑で申し訳ございません。

(杉田委員)

この新渡戸カレッジというのは非常に興味深いのですが、英語科目がかなりありますが、これには、法学部の通常の専門科目とか基礎科目も入るのですか。それとも、英語の授業に関して、この人たちだけは特別な履修条件になっているんですか。必要単位数などについては一般学生と違うかたちになっているのか、それとも自由科目のようなかたちになっているのか、教えてください。

(水野)

新渡戸カレッジでございますが、お手元の資料をご覧くださいと思いますが、法学部の専門科目についてだけ申しますと、英語による専門科目 2 単位というものがございます。それについて、特に新渡戸カレッジのみの専門科目というものは開講しておりません。

例えば一般的に、英語で授業を受けることに興味があるとか、そういった学生を対象にした授業ということで展開しております。ただ、いわゆる必修科目か自由科目かという区別なんです。北大法学部では、必修科目というものはほとんどなくて、ほとんどが選択必修科目であるとか自由選択科目であるというかたちになっておりますので、必修科目ではないですけど、自由科目というかたちで最低 2 単位、そういうものを取得するというかたちになっております。

今のところ、なにぶん実質的には今年から始まった試みですので、英語による専門科目の開講数というのはまだ 4 科目、全部で 8 単位だけに留まっているのですが、今後の新渡戸カレッジ生なり、あるいは一般に英語で授業を受けるということに対する需要が増加していけば、それにあった授業数を整備していくということは、今後の課題としていくことと考えております。

(杉田委員)

新渡戸カレッジの場合、授業が違うということよりも、海外に行くことが他の学生との差別化になるということですか。

(水野)

もちろん、それはその通りなのですが、ただ授業内容といたしましても、とくに 1 年次には、新渡戸カレッジ専門の科目というものも多数開講されております。そこでは、学生の積極性、主体性というものの発揮させるような授業あるいは演習のようなものも含まれておりますので、そういう意味では単に外国に行くということではなくて、新渡戸生独自のカリキュラムあるいは思想というものも含まれている、そう考えております。

(亘理)

なお、新渡戸カレッジにつきましては、本日は配付できなかったのですが、学生に配付されている手引きがございますので、後ほど送付をさせていただきますので、評価書

を書かれるときにご参考いただければと思います。他になにか確認点はございますか。

(長田委員)

10 ページのところに、道外の出身者が 45 パーセントを占めると書かれているのですが、その意味合いと、このパーセンテージはもっと高めていきたいということがあるのか、この 45%に対する評価はどのようなものか聞かせていただきたいと思います。

(水野)

一般的に申しますと、北大は基幹総合大学という位置づけです。従いまして、北海道だけではなく、なるべく全国、そして世界から広く、たくさんのバックグラウンドを持つ学生に集まってもらいたいと、大学としてはそう考えていると思います。そのうえで、45%という数字でございますが、一般的に、これが理科系の学部だともう少し高いと思うんですね。文系の学部は、理系の学部に比べると道内の出身者の比率は一般的にはより高いと思います。ただ、これは去年の数字なんですけど、ことしの 2 月、3 月の入試の結果によれば、道外比率はこれよりもさらにあがっている、法学部はあがっておりますので、評価というのはにわかには難しいのですが、北大法学部として、どうでしょう、これ以上、道外生の比率が増えるのいいか、それともむしろ道内を重視するという考えかたもあり得ると思いますので、そのあたりはまた議論していく必要があると思います。

(亘理)

他になにかございますか。

(山口委員)

この新渡戸カレッジを修了するためには、英語による専門科目を 2 単位とらないとだめだということで英語の授業をやっておられるとうかがいましたが、教える方はどういう方なのですか。

(水野)

今学期は 4 科目なのですが、基本的に憲法と国際法と法哲学と法学英語という 4 つの科目でございます。そのうち担当しているのは、1 科目は日本人の専任教員でございまして、あとの 3 科目は全員、外国人教員でございます。

(山口委員)

科目自体は、法学部生であればとれるということですね。

(鈴木副研究科長)

新渡戸カレッジに所属していない学生でも履修は可能です。

(亘理)

よろしいでしょうか。それでは、さらに深まった議論はまた後程おうかがいするということにいたしまして、引き続きまして法科大学院につきまして、小名木法科大学院長からご説明をお願いいたします。

「Ⅱ 教育（研究科：法律実務専攻）」

(小名木法科大学院長)

いわゆる法科大学院でございますが、私どもの法科大学院は独立しているものではありません。法学研究科の中に法律実務専攻というかたちで設置しているものです。ご説明申し上げるのは 31 ページからでございます。教育目標と特徴といたしまして、教育目標に関しましては、法科大学院ができて既に 10 年でございます。優秀な法曹の養成を教育理念としまして、その中でもとくに私どもといたしましては、21 世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、さらに人権感覚、倫理性を身につけた法曹人を養成することを目標にしています。

特徴といたしましては、まず 31 ページの下の方ですけど、全国の法曹志望者に開放された法科大学を提供することを目指しております。1 つにホームページ、この時代はホームページはどこでも作っているのですが、情報公開と PR に努めております。それから入学試験に関しまして、東京会場でも実施しております。さらに学生に対してですけど、首都圏でのエクスターンシップも実施しております。

特徴の 2 つ目としまして、実務法曹との連携による実務教育の開発と実施でございます。これは札幌弁護士会の法科大学院支援委員会のバックアップを受けまして、エクスターンシップを実施しております。それから、これはどこでもそうなのですが、少人数教育を実施し、双方向の授業を実施しております。さらにオフィスアワー制を採用し、いつでも学生に対応できるようにしております。

受け入れ体制でございますが、学生の受け入れ状況、すなわち入試でございます。33 ページからでございますが、まず札幌と東京の 2 か所に試験会場を設けまして、北海道外の志願者の便宜性を図っております。出願者の人数を見ていただきますと、平成 22 年度から 25 年度まで統計をとっておりますが、384 人から 251 人まで暫時減少傾向にあるということでございます。とくに東京開場での減少が目につくところでございますが、しかしながら東京会場で受験していただく受験生に関してはかなり便宜を図っておりまして、全体に占める割合は大きくなっております。

試験の概要でございますが、まず 1 つ、課程として 2 年課程と 3 年課程がございますが、2 年課程に関しましては法律関係の試験科目でございます。7 科目でございます。それから法学未修者を対象とした 3 年課程でございますが、小論文を課してまして、合格の選考方法としましては、小論文が、成績がすばらしくできる、それから適性試験の成績がすばらしくできる受験生、それから最後に総合評価としまして、バランスのとれた小論文でもそこそこ、学習成績も良いというバランスのとれた学生として総合評価

をとっております。

入学者の状況でございますが、先ほどご説明いたしましたように、北海道のみならず幅広く全国に門戸を開いているということでございまして、もちろん北海道大学出身の学生さんが一番多いということは事実として間違いのないのですが、35 ページの資料 23 にもあげておりますように早稲田、中央、慶応、東大など、首都圏からの学生さんもおりますし、関西圏からの学生さんもおられます。

法学部出身者と他学部出身者の割合ですけれど、理想としては他学部出身の学生もかなりいれたほうが良いということでございますが、現段階では、平成 25 年度の記録によりますと全体として 77%、4 分の 3 は法学部出身者であるということでございます。

そのあと 36 ページ、教育活動でございます。専任教員が 21 人ですが、実務教員も 6 名いらっしゃいます。学生定員が 80 名でして、総収容定員が 240 名となっております。それを 21 人で指導しているということになります。ファカルティディベロップメントでございますが、私どもの法科大学院でも重点を置いていまして、学生に対するアンケート調査を各授業ごとに実施し、その集計を各教員、弁護士会さんにも報告しておりますし、あるいは法科大学院の協議会でも、皆さんで資料を共有しております。それ以外にも、授業経験交流会ということで、授業での経験をもとに、どういう風に工夫しているのかということと、各教員との間で情報共有しております。

教育内容・方法、39 ページからでございます。法科大学院での授業プログラムは司法試験の受験を念頭に置いておりますので、基礎プログラム、教育深化プログラム、いわゆる基本形の科目につきましては特徴が出ておりません。スタンダードを目指しております。それに対しまして先端・発展プログラム、学際プログラムでは、個性的な知識のもとに、さらにそれ以上の、各学生さんのニーズに対応した授業を提供できるように考えておりまして、知的財産法とか、あるいは環境法といったものに非常に重点を置いた授業を展開しております。

それからエクスターンシップでございますが、先ほど東京でエクスターンシップを行っているとお話しました。札幌でももとより行っておりますが、東京、旭川でも弁護士事務所で実施いたしております。それ以外では、例えばローヤリング＝クリニック、模擬裁判なども実施しております。

学生さんに対するフォローアップとしましては、1 つは TKC 教育支援システムというものを導入いたしまして、学生が実習しやすいシステムというものを構築いたしております。さらに、先ほど簡単に言及いたしましたけれど、オフィスアワー制を導入いたしております、学生に対して手厚い指導体制を作っております。

42 ページ、成績評価の厳格性、公平性ということでございますが、これは成績判定会議というものがございまして、そこにおきまして、試験問題と成績基準というものを講評しあい、各教員の情報共有と公平性、透明性を確保しております。

学業の成果でございますが、端的に申し上げれば、法科大学院修了後にどのような成果があったか、司法試験に合格したかどうかということでございます。43 ページから数字が並んでおりますけれど、判りやすいのは 44 ページの表だと思います。下の表の合格率が、各年度ごとに法務省から公表されている合格率でございまして、例えば平成 24

年度でございますと、33.3%の合格率でございます。その年に受けた、北大法科大学院出身者の合格者が33.3%ということでございまして、例えばその中には2回目、3回目の学生も含まれております。

それにつきましては44ページをご覧ください。各年度修了者ごとの合格率でございます。例えば平成17年度に関しましては、平成18年度から22年度まで司法試験にチャレンジすることができますけれど、合格率としましては78%でございます。逆に平成24年度の修了者に関しましては、まだ1回しか試験を受けていないということもございまして、31.4%でございます。ただこの数値には、現在はもう実施されておきませんが、旧司法試験の合格者が含まれておりませんので、例えば平成17年度頃ですと、旧司法試験合格者ということになりますから、この数値からはずれております。したがって司法試験合格者、講習資格をとった人の数という意味では、もう少し増えるはずでございます。

それからもうひとつ、ご注意しなければならないのは、既修者、未修者両方の数値、合格者の数値でございますので、既修者に関しましてはおそらくもう少し合格率が高まると思いますし、未修者に関しましてはもう少し下がるものと思われまふ。

資料30、学生による授業アンケートの集計結果ですけれど、数値5が最高の評価ですが、概ね良好ということでございます。それから進路、就職状況でございますが、司法試験に合格して法曹の道に進まれた場合は、比較的把握しやすいんですけど、残念ながら3回チャレンジをしたにもかかわらず、司法試験に合格しなかった学生さんというものの把握が課題となっております。人づてに情報を得るということしか現段階ではないのでございますが、今後の課題として、もう少し積極的に対応したいと思っております。以上でございます。

(亘理)

それでは、ただいまのご報告につきまして、内容確認等のためのご質問をいただければと思いますがいかがでしょうか。

(長田委員)

44ページの資料29(1)の表には、25年度合格者数と書いてあるのですが、24年度で修了、25年度に合格ということですか。

(小名木)

24年度3月、つまり昨年3月に修了ということですか。

(長田委員)

わかりました。続けてよろしいですか。試験会場ですが東京会場を設けていたのは最初からですか。

(小名木)

そうです。

(長田委員)

関西圏とかは。

(小名木)

現在のところ考えておりません。

(長田委員)

それは検討された結果ですか。

(小名木)

実際に受験者がいらっしやいまして、その場合は札幌か東京にいらしていただいたということになっております。検討はしたことはないです。

(長田委員)

受験生を増やすために、色んなところでやったほうがいいかと思いますが。

(小名木)

全国規模で色々なところでやっているところもあるのですが、実際何人来てくれるのか、コストの問題もあります。必ず何人かは来るとは思いますが。

(山口委員)

ちょっと細かいところですが、35 ページの資料 24 です。ご存じのとおり、法科大学院の入学者については、他学部、社会人比率が 2 割以上でなければいけないということで、そうでないと入試の過程をディスクローズしなければいけないというのが文部科学省の決まりだと思いますが、24 年から 25 年にかけて法学系課程以外の出身者の比率が著しく高まっていますね。これは、なにか選抜基準を変えたということなのでしょうか。

(池田前法科大学院長)

まったく変えていません。

(山口委員)

変えていなくてこうなったということなのですか。

(池田)

そのとおりです。ただ、法学部以外の学部にはある程度法科大学院に対するイメージがあって、ご指摘のとおり、全体的には減少傾向にあります。社会人にもリスクが

あると思います。

なお、社会人の定義については、2 年間の社会人経験がある、そういう基準にしていますが、この点についても、一切、なにも変えておりません。

(山口委員)

たまたま、25 年度だけこういう結果ということですか。

(池田)

そのとおりではないかと思います。他学部生や社会人の減少傾向は、これからもっと強くなっていくのではないかと思います。社会人が今の状況で法科大学院に来るかどうかという、おそらく予備試験を受けに行くほうが多くなっていると思います。ただ、社会人の中には、一人で予備試験を受けるよりも、みんなでやったほうが良いと思う人もいます。

法学部出身者以外は、実際、未修者クラスというのはなかなか大変だというちまたの噂があって、そうすると二の足を踏むということになります。

志願者は全体として減っていますが、均等に減っているのではなく、ある層が大きく減っているというところがあります。

(山口委員)

それと関係することですが、既修者に対する教育と未修者に対する教育は、それぞれ別の課題がありまして、とくに未修者に対する教育はどこでも非常に苦労されている。資料を拝見したところ、修了率で見ても、10 ポイントから 15 ポイントくらい差がある。司法試験の合格比率については数字としてはあがっていませんが、一定程度の差があると思います。未修者に対して、なにか特別の教育ということはやっておられますか。

(池田)

おっしゃるとおり、既修者と未修者で合格率に差があります。差がありますが、北大は主要大学の中ではかなり少ないほうです。それを、未修者ががんばっているのを見るのか、既修者がだめだを見るのかは考え方だと思うのですが、わりと差が少ないほうです。

修了率が違うのは、3 年課程の入学試験では法律科目をそもそも試験科目にできないためです。私は未修者コースの民法をずっと担当しておりますけれども、法律学に向かない学生は確率的に存在します。これはたぶん、3 年課程の入学試験で法律科目の試験をやらない限り、避けられないと思います。とはいえ、3 年課程の修了率が全国の未修者の修了率から見て、北大が低いということはないと思います。

次に、未修者の特別な教育はなにかということなのですが、私どもは基礎ゼミというものをやっております、年に 10 回、民法が 7 回、刑法が 3 回なのですが、札幌弁護士会の法科大学院支援委員会にお願いして年に 10 回ゼミを実施しております。このゼミでは、答案に対する添削をしてもらっており、答案を作成したうえで授業に臨

むという方式を採っています。これをやってみてどうかというと、もちろん、ひとつは法律文書を書けるようになるという効果もあるのですが、それと同じくらい、自分が法科大学院を卒業して、司法試験を受けて、その後こういう職業に就く、こういう人間になるのだということがリアルに判るという効果があります。夏休みには懇親会もやるのですけれども、これには気持ちを継続させるという効果もあります。この懇親会は開設当初からやっております。

ご存じのとおり、北大も未修者教育を色々工夫しろと言われておりますので、いまでは他の大学さんもなさっているかなと思います。むしろ北大の場合に問題なのは、既修者の合格率が、ある時期までは非常に良かったのですが、現在ではいまひとつというところになっておりまして、これをどうするのかというのが課題なのではないかと考えております。未修者にもまだまだ改善の余地があると思うのですけれども、未修者の合格率からいいますと、10 番から落ちたことはないのです、既修者が課題かと思えます。

(亘理)

他にございませんか。

(寺脇委員)

東京会場のお話がありましたが、合格者は東京会場と札幌会場の比率は大体同じくらいですか。

(池田)

率直に申しますと、以前は、大体、合格者と入学者が半々くらいだったのですけれども、今年は東京会場の合格者が減りましたし、入学者も減りました。昔は、東京会場が受験者 300 人と多く、札幌と差があったのですけれども、いまは札幌会場のほうがやや多くなってきてしまったのではないかと思います。今年の入学者は、大体、半分半分くらいだったのではないかという気はしております。

ですので、北大固有の問題というよりも、首都圏における法科大学院の状況がどうなっているかによるものでございまして、入学者も北大が 3 分の 1 よりも増えている可能性があります。それは、首都圏で有力な法科大学院に、段々入学者が少なくなってきたこと、それと、わざわざ北海道まで、北大まで来てくれる東京会場で受験してくださる方が人数的に減っているためです。そして、これは全国的な動向ですが、北海道自体、札幌自体は幸いなことに数字的には変動がないです。

(寺脇委員)

エクスターンシップも東京でやっているのですね。これは、どういう必要性から東京でエクスターンシップができるようにしているのですか。

(池田)

これはなぜかと申しますと、「北大の法科大学院の理念とは」とよく言われるのですが、

我々としては、日本全国をにらんだ法科大学院、つまり、全国区の方を一応考えておりますので、学生の知見を広げるために、なるべくお願いして、東京にもエクスターンシップ先を確保しようと色々やっております。それが1つの理由です。

もう1つの理由は、よく東京の入試相談会などで、北海道だと北海道の法曹になるのでしょうかということを尋ねられるのですね。そういうときに、そうではないよ、北大は全国を目指しているの、と説明し、例えば夏休みに実家に帰るとしても、こういうフォローをしているのだよということもひと言説明をして、安心して北大に来てくださいということを伝えています。

(杉田委員)

比較的、他に比べると未修者のかたも合格させられているということは、なにか授業内容で未修者のかたに効率的な、特別なことをさせているのですか。

(池田)

どこの大学の先生も、特に未修者教育には真剣に取り組んでいると思います。北大だけではないと思いますので、特別になにかと言われると、たぶんそれはいいのではないかと思います。

ただ、合格率や合格者数といいますと、教育の違いだと言われますが、自分の認識だと、そうではなくて、それは学生の違いなのではないかと思います。どこの大学でも、能力のある方々を入れていると思うのですが、わりと合格率で勝負をしている。たしかに合格率は大事なのですが、合格を目指すとなると、合格のかたちというか勉強のしかたというのが問題で、すると、人数という考えとなると思います。北大は幸いなことに、全国的にはかなり上ですし、人数的にかなり合格者がいると思うのです。

授業というのは、ご案内のとおり、1日で2コマくらいなのです。他は、実は自習を試みたり、自主ゼミでやってみたり、あるいは先輩の勉強法を教してもらったりしているわけです。たぶん、そういった学生側の勉強のしかたとかが、ある程度合格者がおりますと、それを彼ら自身がうまく、さまざまな工夫をしたり、その工夫が年々先輩から、こういうやりかたがあるよといったように、そういう受け継ぎみたいな学生の側の要因がかなり大きいのではないかと私は思っております。ですので、合格率も確かに重要ですが、やはり合格者数は、なるべく減らしたくないと考えております。

(長田委員)

授業料の免除の制度などはどうでしょう。また、46ページの修了生の所在確認は修了生の方から情報を得てそれを生かすということなのでしょうが、これは、受験生がどんな分布になっているかは情報としては判らないということでしょうか。つまり、北大ロースクール卒業生が受験して、落ちた人と受かった人がいて、それがどういう分布になっているか。例えば落ちた人であれば、何の科目で落ちているのかという情報。それを得るという意味なんですよ、これは。生かすというのは、そういう意味ではないのですか。

(小名木)

1 つは教育理念として、その人の人生にどう影響しているのかをフォローアップしなければいけないという理念的なところがあります。それからもう 1 つは、ネットワークづくりですね。

(池田)

定員の 1 割ですが、大学から特別なお許しをいただきまして、8 名を入学料免除、それから 1 年目の授業料免除にさせていただいております。これは定員の 1 割というかたちですので、内訳は資料に書いている通りで、国立大学では珍しい制度ではないかなと思うのですが、お願いをしています。

(長田委員)

課程ごとに、それぞれの人数の 1 割ですか。1 年目だけですか。

(池田)

1 年目だけです。

(亘理)

補足いたしますと、本学は専門職大学院が法科大学院と公共政策大学院、それから会計職大学院があります。いずれも導入にあたって、入学者の中の 1 割に当たる学生の初年度授業料を免除するというのを全課程、申し入れをして認めていただいたという経緯がございます。

他になにかご質問はありませんか。よろしいでしょうか。それでは、最初の時点で申し上げるべきことでしたが、小名木先生は 14 時半以後に授業があるものですから、先に法科大学院の報告をさせていただきました。次に、順番が前後いたしますが、法学・政治学専攻、研究大学院の教育につきまして、山下先生からご報告をお願いいたします。

「Ⅱ 教育（研究科：法学政治学専攻）」

(山下大学院教務委員)

よろしくお願いいたします。報告書の 22 ページ以後です。特徴と思われる部分に絞って説明します。まず 22 ページの教育目標と特徴というところです。(2) の修士課程の特徴の 1 つとして、複眼的専門知というのを身につけた専門的職業人の養成を目指すというものを理念としています。この複眼的専門知という理念を具体的にする制度として、指導教員を 2 人付ける、あるいは自分の専門の科目以外にもう 1 つ、副専攻科目というものを一定単位取得させて、いわば「たこつぼ化」を防ぐシステムをとっております。

それから (3) 入学者の状況というところです。学生定員につきましては、修士が 20

名、ドクターが若干多いと思いますが 15 名というのが入学定員です。先ほどご説明がありました法科大学院の設置に伴いまして、研究大学院を廃止するという大学もある中で、この研究科では法科大学院と平行しまして研究者養成にも力を注いでおります。資料 16 と資料集 5 の 2 を一緒にご覧いただきますと、修士 20 名、博士 15 名の定員というのは、総数としてですが、充足しているということがわかります。ただ、年度によってはどうしてもばらつきがありまして、人数が少ないという年度もあります。例えば 2013 年ですと、修士の場合は 14 名、ドクターの場合は 9 名で若干数が少ないですが、年度により志望者数も上下しますので、仕方がないのではないかと考えています。

それから、他大学の学部出身の方も相当志願されております。修士の場合は大体 30 名ほど志願者がおります。入学者はそのうち 10 名程度です。ドクターの場合も、本学と同じくらい、5 名から 10 名の範囲で志願されておりますが、ただ入学される方はどうしても、本学の修士課程から進学する方に比べると少なくなります。

24 ページ。教育活動の状況というところです。先ほど、スタッフの構成等ご説明がありましたけれども、授業関係につきましては、公共政策大学院、これは法学研究科とは別の部局になっておりますが、教員の交流といいますか、そこと連携しまして多様な科目を開講しております。それから入学者選抜方法の工夫とその効果というところですが、一般入試、社会人入試、外国人入試という多様な入試制度を置いています。このあたりは他の大学とそれほど変わらないと思います。ただ、一点特徴をあげますと、北大では、北京オフィスでも受験できるようになっております。

次に 25 ページ、教育プログラムの質向上のための工夫とその効果ということです。これも先ほど申し上げましたように、主指導教員と副指導教員という 2 人体制で複式指導というものを行って、先ほど申しました複眼的専門知というものを目指しています。

社会のニーズに対応した教育課程の編成、このあたりは長期履修制度、他の多くの大学にもあると思います。国際的通用力のある教育課程の編成、実施上の工夫ですが、海外の大学と多くの交流協定を結んでおります。その協定校に留学する場合は授業料が免除され、毎年数名程度の学生が利用しています。

26 ページ、教育方法の工夫という点です。一点あげられるのは、この研究科では研究会が非常に多くありまして、毎週行うところ、あるいは月 1 回行うところ、様々なのですが、この 10 の研究会に出席し、発表することでそれを単位認定するというようにしております。2 段落目に書いてありますのは、先ほどの話と重なりますが、副履修科目、例えば実定法を研究する学生であれば、例えば政治学であるとか基礎法であるとか、そちらの授業の単位をとるようにということを求めています。

それから次のところですが、研究大学院の場合は修士論文と博士論文を書くというのが第一目標ですが、それをどうやって書かせるかというところが頭の痛いところです。そこで、修士課程の場合は論文構想報告というものを義務付けまして、その修士論文を提出する年度の 11 月末までに報告して、それに基づいて修士論文を書いてもらうということにしております。

博士課程の場合はもう少し長期計画になりますが、まず 1 年目が終了した段階で、中間報告を行ったうえで研究経過報告書というものを提出してもらいます。ドクターの 2

年目になりますと、終了時までには博士論文の事前審査論文、これは博士論文の一部というように考えているんですが、それを提出して、それにつきましては審査をする、可否を判断するということです。3 年目にうまく博士論文を書ければいいわけですが、3 年目になっても書けない場合は、この事前審査論文を毎年、提出してもらい審査を受けるということになっております。

その結果、27 ページにありますますが、審査論文を提出した方は審査の上に合格となり、提出しなかった方は、病気や家庭の事情等、提出できない理由書を提出してもらうことになっております。

28 ページ、教育成果の状況というところです。修士論文に関しましては、なかなか公表する機会がありませんが、法学研究科では北大法政ジャーナルという雑誌を発行し、優秀な修士論文はこの北大法政ジャーナルに掲載できることになっております。

博士後期課程になりますと、2009 年度から 2012 年度の 4 年間で 25 名が博士課程論文を提出し学位を授与されております。これについては北大法学論集等で公表できることとなります。

それから資格取得状況です。これは先ほどの学部と同じく、院生がどういう資格を取ったのかきちんとしたデータを揃えていません。はっきりしているのは、学術振興会特別研究員についてどのくらい採用されたかというデータでして、5 名程度の方が、これは累計ですけど採用されています。

次の学生アンケート、これも学部の説明と重なるのですが、いままで修了者に対するアンケートをとっていませんでした。北大も全学的に今年度からアンケートをとることになりましたので、本研究科でもこれに合わせてアンケートをとろうということになりました。

29 ページに参ります。資料 20 にありますのは、修士課程を修了した者の進路状況です。博士課程に進学する者、公務員、民間企業等があります。

最後になりますが、在学中の学業の成果に対する社会的評価です。これもあまりデータがないのですが、修士課程や博士課程の修了者は色々な職場に就職できていますので、結果的に社会的に一定の評価をいただいているのではないかと考えています。ただし、博士課程修了者の就職はなかなか難しくなります。大学教員の空きポストというのはそれほど多くないわけですので、博士号はとったが就職先が決まらないという学生もおります。そういう学生については、博士号を取得するということを 1 つ要件としまして、助教という制度を設けて一定数の学生を採用します。助教は、任期付きですが、任期中に大学のポストを見つけてもらえるような制度を作っています。以上です。

(亘理)

それでは、ただいまのご報告につきましてご質問等を頂戴したいと思います。

(寺脇委員)

28 ページで、修士論文を書かれて、その中で優秀なものが北大法政ジャーナルに載る。さらに言うと、修士でも北大法学論集に載ると、例えば 21 年度の修士論文のうち、ジ

ジャーナルに 2 本掲載されて、法学論集に 5 本掲載されているというのは、これは前年度のものですか。

(山下)

そういうことですね。例えば今年度 3 月に修士課程を修了した場合は、その修士論文の評価というのは一応、優良可という評価をするわけですが、その中で優という評価をもらった方で、しかもご本人が公表したいと希望される方は、翌年度この北大法政ジャーナルに掲載されます。

(寺脇委員)

年度としては、21 年の 3 月に卒業された人は、21 年度に発行されるものに載るのですか。

(山下)

22 年度に発行される法政ジャーナルです。

(寺脇委員)

どれがどれに位置するかというのが判りにくく、21 年度修了者の修士論文数が 13 で、そのうち何本が法政ジャーナルに載って、何本が北大法学論文集に載ったというのは、どう見ればいいですか。

(山下)

例えば、この 21 年度に 13 本の修士論文が出ている。21 年度ですが、実際に修士号をもらえるのは 22 年の 3 月ですよね。そうすると、22 年度に発行される法政ジャーナルに、ここで言いますと 2 本掲載されるということです。

(寺脇委員)

何年度ということではなく、21 年度の 13 本のうち、北大法政ジャーナルに、後に 2 本載りましたということですね。法学論集に 5 本載っているというのは、どういう意味でしょう。上の説明だと、内容の優れたものは北大法政ジャーナルに載ると、またとくに優れたものは論集に、これは、とくに優れたものは 5 本で、次に優れたものが 2 本あったという意味ですか。

(山下)

そうです。

(亘理)

北大法学論集に掲載する予定の修士論文は、法政ジャーナルのほうに掲載資格はあるのですが、それを辞退するというかたちにしております。

(寺脇委員)

ということは、21年度はものすごく優秀ですね。13本のうち7本がどちらかに載ったという理解で良いのですね。判りました。

(山口委員)

2つあります。いまの28ページの資料19ですけれど、博士論文をどうやって発表するのかということが、それ自体なかなか難しいのではないかとということと、去年4月からでしたか、Web上で博士論文を公開しなければいけないということになったという話の観点で、博士論文のうち北大法学論集に掲載されている数が、22、23、24年とゼロになっているのですが、これは博士論文をさらに改稿して発表を試みている、そういう数字だと見ればいいのですか。

(山下)

Web上で発表されますのはあくまで、審査を受けた、いわば生の論文になります。

(山口委員)

この数字はまだルール適用前の数字なので、私が申し上げている問題と直接関係がないのですが、博士論文をどうやって発表していくのかという問題についてです。発表の媒体が厳しくなっているということと、水準の高さが要求されるということ、それから就職のためとの兼ね合い、色々な要素があると思いますけれど、媒体を提供してそこに出せるようにしていると考えてよろしいでしょうか。

(山下)

その点について、Web上で発表されたものをもう一度この論集に載せるとなると、二重投稿とされる恐れもあるので、北大法学論集の編集委員会と相談しました。その結果、論集に掲載する論文は、Web上で発表された論文を多少手直ししたものであるから、同一のものと見なさないこととし、論集掲載を認めることとしました。

(山口委員)

もう1つは次のページですが、修士課程を含め、大学院の留学生が学位をとったあとで、自国に帰るのか、あるいは、修士なら北大の博士に進むのか、あるいは修士の段階で自国に帰るのか、日本で就職するのか、そのあたり、どんな実情なのかということは判りますか。

(山下)

留学生のマスター修了生の進路状況ですね。

(山口委員)

はい。国によって違うということはあるのかなと思うのですが、おそらくこちらでも中国からの留学生は多いと思います。なぜこういう質問をしているのかといいますと、前任校で、将来的には研究者になって、日本と中国との関係をもっと支えてくれるような人材になってもらいたいと期待していたのですが、修士をとって、日本企業に就職して大学から去ってしまうという人がいて、大学として奨学金とか色々な援助をしても、それが空振りになるという実態があったものですから、こちらではどんな感じかと思ひまして。

(鈴木)

今回の資料の中には、統計にはなっていないのですが、最近の留学生の進路は多様化しているというのが現実で、修士でやめて日本の企業に入る人もいます。それから修士でやめて、帰って実務家になる、弁護士になるというかたもかなりおられます。それから、続けて博士課程に行って、博士をとったあとに本国に帰る人と、日本に残る人もおられて、非常に多様になっています。いまは昔のように卒業したら帰るという風にはもうなっていないというのが実情だと思います。ただ、やはり高学歴志向が強いので博士に行きたいという人が多いのですが、行っても必ずしも学位をとれないという姿を見ると、やめるという選択をする人が増えてきていると思います。博士まで行っても、必ずしもそのあと順調に就職というわけでもないというのがあります。

(山口委員)

就職自体が厳しいということですね。

(鈴木)

はい。中国の方でも、日本で学位をとったくらいでは、本国で大学の職を得るのはそれほど容易ではないので、修士でやめて就職するという人が一定数います。

(杉田委員)

今回、分野別のお話があまりなかったんですが、政治学や、あるいは法学でも基礎法等については、法科大学院とは別の養成システムになるのは当然です。これに対して、たしか前回の外部評価の際にも議論があったと思うんですが、法律系、とりわけ実定法科目の研究者養成は、ロースクールを経由した方に限るというになった大学もかなりあるんですけど、ここはそうじゃなくて、前と同じように法学研究科の方で、法律系の実定法も含めて教員養成が進んでいるのか、そのへんの実情はどうなっていますか。

(山下)

個人的には、ロースクールの影響で、院生、とくに法律系の院生が急激に減少したという印象はありません。

(亘理)

ロースクールの定員を最初に設定した時点で、修士課程を半分、博士課程を 3 分の 2 にそれぞれ変更したんですね。それで、定員自体は減りましたので、充足率という点ではあまり変わらないのですけれども、絶対数の方は減っているということです。ただ、ロースクールには関心がなく、研究者志望あるいは民間志望で研究大学院に入学してくる学生は一定数存在するという点ではそのとおりでございまして、結果的に博士課程まで行って博士論文も書いて、研究者になるという大学院生は、今でも相当数存在します。日本国内の大学等への就職につきましては、日本国籍者でないと難しいという問題がありますが、それでも、人数は減りましたけれども、一定数、なんとか存続してきているという状況です。

(池田)

北大の場合はロースクールを出て、ロースクールを出た学生に対する、博士課程に入るための特別専攻というのはもちろんやっております。そういう系列で博士課程に入ってくる学生はおります。でも、修士課程から、ぼくは研究者だけを希望して、実務家は全然考えないで、修士課程はそういう道のようなので、ということもある。修士課程というのは、わりと北大だけではなく、珍しいせいかなんのか知りませんが、専攻の出身者のかたでも北大のこの修士課程に入って来られるかたがおられます。このあいだも、相談を受けたんですけど、この大学の大学院というものは、民法なんですけれども、必ずロースクールに行きなさいと言われていたみたいなんですけれども、そうではなく、最初から研究者を目指してそういうトレーニングをしていきたいということで、それで相談に来ましたということで来たかたがいます。少ないとは思いますが。

(亘理)

よろしいでしょうか。それでは、前半の予定を 10 分ほど超過いたしましたので、ここで 20 分間休憩をとらせていただきます。15 時 10 分に後半を開始させていただきます。

——— 休憩 ———

(亘理)

小名木先生と池田先生が授業ということで、後半部分は欠席させていただきます。新たに會澤先生が参加されます。後半ということで、最初にまず研究につきまして、鈴木先生からご報告をお願いいたします。

「Ⅲ 研究」

(鈴木)

資料 48 ページ以下をご覧ください。まずは組織上の特徴でございますけれども、現在

は法学研究科のもとに2専攻、法学政治学専攻と法律実務専攻、それに高等法政教育研究センターという付属センターを持っており、3つの組織のいずれかに属するというかたちになっております。さらに研究科につきましては、民事法、公法、現代法、基礎法学、政治学という5講座の構成でございます。

全体の構成はむしろ4ページの最初のほうに載っておりまして、定員、コースと書かれた表をご覧いただいたほうが判りやすいかと思います。ここには、公共政策学連携研究部所属の7名の教員も入っておりまして、実は部局としては公共政策学は別の部局なんです、教授会組織としては一体として運営しておりまして、ローテーションで数年ごとに公共政策に出たり入ったりするということになっております。したがって我々の感覚としては、公共政策を含めて法学研究科の教員スタッフという、そういう認識で運営しております。そうしますと現在のところ、教授、准教授、講師を合わせますと63名、それに助教と助手が加わり、総数で74名という構成でございます。

50ページでございます。研究活動の現状ということで、人間的なことがまず、ここに書かれてございます。特徴的なところといたしましては、外国の大学からの招へい教員を迎える制度を作りまして、61ページの資料39ですね。これは現在の外国人教員です。招へい教員として迎えた方々です。それからその他に、外国から客員研究員を多数受け入れているのが特徴で、これは国際的な研究環境を作るということでやっております。61ページの資料38に外国人客員研究員のリストが載っております。

それから、のちほど詳しく申し上げますが、大型の外部資金を獲得する努力をしております、そのためのサポート体制を整えております。特徴的なのは、学術振興支援室というものを設置いたしまして、助手1名をそこに配置し、科研費の申請、執行のための調書作成、申請事務、それから円滑、適正な研究費の執行支援を行って参りました。その結果、学術創生、これは山口二郎先生がお取りになったものですが、それから21世紀COE、グローバルCOEなどの大型プロジェクト、その他、多くの基盤研究等の獲得に成功し、本研究科の研究を促進してきたところでございます。

その他、法令判例新刊雑誌室、それから各専門領域の資料室に、助手ないし契約職員を配置いたしまして、研究活動のサポート体制を整えております。

50ページの一番下に書かれておりますのは、研究支援室というものを設置いたしまして、論文のコピーサービスをメールで請求するとコピーを届けるというシステムを作っております。教員が、図書館に行かなくても論文等のコピーができるということで、研究環境の改善に努めているところでございます。

51ページをご覧ください。研究会活動というところですが、先ほど、研究大学院のところでも言及がございましたが、法学研究科の特徴の1つとして、様々な研究会が活発に活動しているということでございます。各分野ごとに、定期、不定期で様々な研究会が行われております。ここに、外国から招へいされた研究者であるとか、あるいは国内、道外から研究者を招へいして報告をしてもらう、そしてそこに院生も加わって切磋琢磨する、そういう環境を作っております。

法学、政治学研究の、日本の中では北の環境にあって、比較的、孤立した環境なわけですが、それを少しでも刺激ある研究環境にするということで、意図的にこういった努

力をしております。

51 ページの(3)ですが、これは定期刊行物の刊行状況です。現在、定期刊行物は 4 種類ございます。メインは北大法学論集ですが、これは年間 6 冊出しております。それから知的財産法政策学研究、新世代法政策学研究、これは COE、GCOE の時代に出していたものでございます。ちょうど、この評価の期間に盛んに発行されていたのですが、GCOE 終了に伴いまして、新世代法政策学のほうは停刊になりました。知財のほうはまだ続けておりまして、継続して刊行しております。それから院生用のものとしては、先ほどご紹介があった北大法政ジャーナルがございます。これらの刊行物はすべて、本学附属図書館が運営するデータベースに入っております、発行と同時に全文を図書館のサイトからダウンロードすることが可能になってございます。

それから 4 番目ですが、研究成果の現状ということで、先ほど申し上げました、講師以上 63 名の教員数でこの 4 年間のすべての研究業績の変数を統計したものが資料 31 でございます。それぞれ、多い人も少ない人もいますけれど、数だけで判断するのもなんですが、それなりに活発に研究していると評価してよろしいかと思えます。

それから 53 ページになりまして、資料 32 はこの間、受賞された教員のリストです。

それから科学研究費と外部資金の獲得状況でございます。従来から、北大法学部は全国の法学部の中でもトップクラスの研究資金を獲得してきたわけですが、この 4 年間につきましてもこうした傾向が続いているということでございます。資料 33 は大型の外部資金の獲得状況でございます。21 世紀 COE、それから GCOE は田村善之教授を中心として知的財産法の研究を中心に進めて参りました。それから 54 ページの前半のほうは基盤研究の S と A について示しております。

資料 34 ですが、この 4 年間で、法学、政治学に限って統計をまとめてみたものがこれでございます。科学新聞という新聞がございまして、これから整理したものです。法学部のみの数字でございます。国際広報メディア研究科とか、それ以外の研究科にも法学、政治学の研究者がいる場合がございますが、それらは除きまして、法学、政治学研究科だけの数字でございますが、件数でいきますと、4 年間で第 1 位ということでございます。

それから資料 35、これは金額ベースでございます。金額ベースですと、4 年間トータルしまして、やはり第 1 位ということですが、21 年度は名古屋大学が大型の研究費を得ていたもので、本研究科は 3 位ということになっておりますが、おおむね上位にランクされているということで、これは本研究科の研究のアクティビティを示すものであろうと考えております。

55 ページに参りまして、いわゆる大学院重点化が行われたときに、従来の研究部、教育部という組織を改編しまして、研究部を附属高等法政教育研究センターというものに改組いたしました。教員の一部がここに所属し、様々な活動をしております。そして今、私がこのセンターのセンター長を務めておりますが、このセンターでは市民に対する教育、研究成果の発信、還元ということを中心に行っておりまして、さまざまなシンポジウム、講演会、ワークショップ等を活発に開催しているところでございます。

皆さんのお手元に、このセンターの J・mail というニュースレターをお配りしており

ますけれど、ここではセンターの活動状況について報告をしております。また夏には、公開市民講座というものを開催しております、お手元には一昨年の案内がございますけれど、60名の定員で市民にカレッドなテーマで公開講座を毎年開催しております。このように、このセンターを通じて本研究科の研究成果を社会に還元するということをやっております。以上です。

(亘理)

それでは続きまして、国際交流について會澤先生からご報告をお願いいたします。

「Ⅳ 国際交流」

(會澤国際交流委員会世話人)

国際交流についてご報告いたします。すでに教育研究との関係でご報告させていただいた点もございますけれど、その点ご了承ください。本文は 57 ページ以下ですが、資料集をご覧くださいながらが良いかと思います。まず国際交流の全般的な枠組みであるところの国際交流協定についてですけれど、現在締結をしておりますのが、資料集で言いますと 46 ページ、47 ページをご覧ください。資料集 46 ページの 8-2-1 が、全学のほうの現在の交流協定で、47 ページの 8-2-2 が部局間協定の状況についてご報告しております。この報告期間の中におきましても中国人民大学の法学院・知識産権学院、それから韓国の慶熙大学との間で部局間交流を結んでおります。

また、従前からの部局間交流を基礎としまして、全学交流協定のほうに格上げをしたものもありまして、この間、法学研究科が責任部局となりましたものが、台湾の淡江大学及び中国の華中科技大学の 2 件、それから関係部局になりましたのが合計 4 件ありまして、部局間におきましても交流協定はアジア諸国を中心に着々と拡大しておりますし、また全学の交流に対する貢献もしているところであります。

そのうえで具体的な動きでございますけれど、教員の国際交流につきましては、先ほど鈴木先生から報告がありましたように、客員研究員あるいは招へい教員というかたちで外国から研究者を招いて国際交流を図っているところではあります。また、この客員研究員あるいは招へい教員という、比較的長期の滞在のみならず、より短期の滞在ということになりますと、もはやリストにすることも困難になるほど多くあるということになります。

実はこちらから抜けておりますのが、北大の教員の長期派遣について、実はご報告をしておりません。今回、これをまとめるために調べたところ、実は組織だって統計をとっておらず、海外出張については許可があるわけなんですけれど、なにを持って長期派遣とするかという問題もありまして、実は現在、その点について確認をしていないのですが、特に若手の教員を採用した場合には、まとまった期間の在外研究の機会を持つということは全体として認識を共有しております、昨今なかなか教育負担が多くなっている意識ではありますけれど、その機会は維持していこうと考えています。

続きまして、学生の派遣についてですが、資料集の 44 ページ、45 ページをご覧ください。8-1-1 に学部学生の派遣について、それから 8-1-2 に大学院学生の派遣についてまとめております。学部学生の派遣につきましては、若干数字に増減はありますが、おおむね 5 年から 10 年の間くらいで、毎年学生を派遣しているところではあります。とりわけ、この間に全学のほうの派遣制度が整備されて、従来、派遣をしていなかった大学あるいは国に対しても学生が行くようになっていくところは付け加えるのに値すると思っております。他方、8-1-2 にあります大学院生の長期派遣なのですが、こちらについては若干、数が少なくなっております。これは、修士課程だと 2 年間で論文を書かなければいけないですとか、あるいは各学生の研究テーマとのフィットとかもありまして、なかなか院生自体に、留学したいという学生にハードルが高いという面もあって、若干、数が限られている。この点は今後の課題ではないかと考えているところでもあります。

また、前後しますが、学部学生の海外派遣につきましては、水野先生からも言及があったと思うんですが、昨年度より新渡戸カレッジという制度が始まっております。この新渡戸カレッジの一部の要件として、4 年間の在学中に、できれば半年以上の留学をしてもらうという要請がありまして、第 1 年の学生が新 2 年生ということになりますけれど、今後、学部学生で留学を希望する者が増えてくるだろうと予想をしておりまして、この点、派遣先の開拓あるいは単位互換も含めました教務事項等について整備をしなければならないと考えておりまして、一部、作業を開始しているところではあります。

続きまして、留学生の受け入れについてですが、これは本文のほうを見ていただいて、本文 62 ページをご覧ください。ここ 10 年強の留学生の数の推移をまとめておりますけれど、おおむね増加傾向にあるという風にまとめることができるかと思いますが、とくにこの時期、中国からの留学生が多く増えているということがお判りになるかと思えます。ちょうど 1 年前、2013 年 5 月 1 日現在で 81 名となっておりますけれど、大学全体につきましては、こちらの北海道大学概要という資料の 33、34 ページ、こちらに大学全体の留学生の様子について書かれておりますけれど、工学部、文学部あるいは農学部の 3 桁に乗っかっているところほどではありませんけれど、81 名というのは、それに次ぐ数の留学生を受け入れているという状況です。その点、留学生の受け入れというかたちの国際交流も積極的に行っていると自負しているところではあります。

問題点を 1 つあげますと、見てのとおり、中国からの留学生に集中しておりまして、また専攻もどちらかというと民商法が中心なものですから、鈴木先生をはじめとして特定の教員に、留学生の指導に関する負担が集中するという傾向がありまして、この点をどう考えるのか。あるいは、留学生の指導をより制度化する必要がなかろうかという点は課題として認識しているところでもあります。

それから、その他の学生交流の取り組みといたしまして、学部と大学院、双方の学生が、中国あるいは台湾の大学を訪問しまして、大体夏休みや春休みが中心ですけれど、数名のグループで訪問をし、先方の学生と、お互いにどういう研究をしているのかという研究報告をしあい、また向こうからコメントをもらってくる、あるいは向こうの学生

に対してこちらの教員がコメントするという企画をしております。高雄大学や南京大学等と、こういう企画を持っております。大学院生については、普段の研究について整理をし直して国際的な環境でそれを提示するという機会になっておりますし、学部学生に対しても、国際的な exposure を与える機会になっております。

非常に、こういう重要な国際交流の機会になっているわけですが、これについては裏付けが必ずしも充分ではない、不安定だということがありまして、この点が今後の課題だと認識をしております。簡単ですが、国際交流については以上とさせていただきます。

(亘理)

それでは、引き続き、社会貢献につきまして加藤先生からご報告をお願いいたします。

「Ⅴ 社会貢献」

(加藤評議員代理)

社会貢献につきましては、本編の 64 ページ、実質的には 65 ページからで、ごく簡単に記載をしております。幸い北大法学部は、総合基幹大学として豊富な人材を擁するということから、法学研究科、法学部、あるいは高等法政教育研究センター等さまざまな組織を利用して社会の期待に応えるべく、さまざまな活動を展開しております。特に、これまでの話にも出てきましたが、各種公開講座でありますとか公開シンポジウム、講演会など、ある意味、教育機会の提供という側面にある情報発信に留まらず、さまざまな専門家との協力関係でありますとか、研究施設へのデータの提供、あるいは国や地方自治体の機関に対する政策立案等への参画など、さまざまな活動を展開しております。また、新聞や雑誌など各種のメディアを通して、色々な活動に参画しているということです。

これらにつきまして、資料編にいきますと 51 ページに公開講座の実施状況があつて、鈴木先生のご報告と重なる部分もございますが、テーマと参加人数が書かれております。57 ページに飛びますが、ここでは法学研究科附属高等法政教育研究センターのシンポジウムの紹介が、年度別に示されております。また、61 ページ以降は審議会、委員会等の参加状況についてビジュアルではございませんが、国、地方自治体、その他の組織というかたちで平面的にお示ししてございます。

66 ページに戻らせていただきますが、写真が載っておりますが、これは我々が展開している教育活動とも関連しますが、学部、法科大学院、双方において市民に対する法律相談授業というものを展開しております。学部にあつては毎週土曜日の午後に法律相談が行われておりますし、法科大学院では当初、移動法律相談というものを実施して参りましたが、2009 年度以降は司法制度論という科目の一環として、学生による地域における法律相談指導というかたちで移動法律相談を実施しております。そこに写真を添付いたしましたのは、学部の法律相談会は一昨年であったと思いますが、実施した相談の写

真ということになります。社会貢献につきましては、簡単ですが以上とさせていただきます。

(亙理)

それでは、今ご報告いただきました研究、国際交流、社会貢献の3つの項目につきまして、内容の確認の意味での質問などを頂戴したいと思います。

(山口委員)

中国、台湾との学生レベルでの交流を行われていますけれど、研究会などでディスカッションするときは英語なのでしょうか。

(鈴木)

私たちは日本語と中国語を使ってやっています。

(山口委員)

通訳を缺むのですか。

(鈴木)

はい。向こうの学生で日本語ができる学生は日本語で報告もしますし、こちらで中国語ができる者は中国語です。あとは通訳をつけてやっています。留学生がたくさんいるので、その人たちと一緒に連れて行ってやっております。英語でやるとなると、こちらの学生にとってはとたんにハードルが高くなって行けなくなってしまうので。そういうことですね。

(山口委員)

もう1つ、61ページの学生の海外派遣というところです。同じ問題なのですが、中国、台湾への派遣というときには、最近は中国の大学でも、英語でやる授業というのを設定していると理解しておりますけれど、ここでお書きになられているのは、普通の授業でしょうか。ということは中国語ができないといけないということですね。

(鈴木)

あまりできないけれど、向こうに行ってからやりたいという学生を行かせます。

(山口委員)

そういうことも含めて学生を送り出すわけですね。

(鈴木)

そうです。英語のコースに行くためにアジアの国に行っている子はほとんどいないと思います。

(亙理)

他にございませんか。

(杉田委員)

先ほど、新渡戸カレッジの英語開講科目は招へい教員の方をお願いしているということだったんですけど、この招へい教員の方は中国、台湾、スロバキア、韓国の方で、英語圏ではないのですが、この方々が英語で授業をしているんですか。

(會澤)

そうです。張 千帆先生と蘇 義淵先生は、いずれもアメリカで学位をとられた先生です。それからハズハ先生も九州大学の英語プログラムの出身ですから、英語で研究をされている方です。

(杉田委員)

その場合、新渡戸カレッジのために招へいしたということではなく、アジアとの別のプログラムで招へいした方に英語でもやっていただいている、そういう理解でいいですか。

(會澤)

そうです。新渡戸カレッジとして一般として英語の授業を提供しなければいけないというときに、たまたま現在、英語での授業を提供できる先生が若干おられるので、今年度は彼らにお願いしたというかたちです。

(山口委員)

学生が海外留学するいうときに、アメリカで考えますと、大学に行って授業料を払わなければいけないとなると莫大なお金を払わなければいけませんので、授業料の不徴収という仕組みで考える、要するに学生交流協定を結んだうえで送り出すというのが普通考えるところだと思います。その前提として、学生交流の覚書を締結しなければいけないことになります。ところが、それは相互主義ですので、こちらの学生がアメリカの大学に行くためには、アメリカの学生が北大に来なければいけません。それで、来たときに、学べるだけの数の英語の授業がなければいけないというのが、覚書締結のために実際の障害となるのではないかと思います。そういう面でも、英語の授業を増やさなければいけないのではないかと思います。強制というか圧力なのかわかりませんが、それはたぶん、北大にも同様にかかってきているのではないかと思います。そちらの方については、将来的にどんなお考えや方針を持っておられるのか教えていただきたいと思います。

(水野)

ご指摘の点は、大変重く受け止めていることをごさいますて、新渡戸カレッジとの関係で、海外の大学等を訪問して新規の協定を結んだり、あるいは協定を活性化する、つまり相互の学生の交流を活性化するという事で色々お話をしていますと、必ずその点については先方から強い要請を受けるところでございます。問題となるのは、基本的に英語でやらないといけない、ところが法学部の場合、必ずしも皆が皆、英語圏に留学しているわけではないんですね。ドイツやフランスといった、非英語圏に留学経験がある、そういった教員もかなりの数を占めていて、いきなり、最初から英語で授業を提供することが明日からできるかと訊かれるなら、それには多くの困難が伴うわけですね。

即効性はたしかにないわけですが、先ほどから話が繋がっているように、客員とか色々な方たちで来ていただいている先生方に、外国人の先生に英語で授業を提供していただくということであるとか、あるいは英語圏に留学経験はないんだけど、そういう教員であっても英語での授業を展開するのが容易になるような仕組みを、例えば標準的な教材、英語による教材を、標準的なレジュメ等、そういうものを開発しようと、いま取り組んでいるところです。

(亘理)

よろしいでしょうか。他に質問や確認事項はございませんか。

(寺脇委員)

社会貢献についてです。北海道大学は、たぶん北海道全体が期待している大学なのだろうと思うのですが、法律相談は、これは猿払村ですか、要するに辺鄙なところに行っているわけでしょうけれど、それ以外に、札幌以外の、要するに教育資源に恵まれないところに対して何かおやりになっているような実例があれば教えてください。

(加藤)

法律相談についてはおそらく、学部学生を連れて行くということもあって、札幌では毎週やっておりますが、地方に行くのは年に1回で実施しています。そういう意味で、ちょっと機会が限られているということだと思いますが。法科大学院のほうでも、司法制度論というかたちでやっておりますが、これもおそらく、教員や弁護士の先生との関係で、旭川や札幌の中でということで限られているのだと思われます。

(亘理)

そういうことで、よろしいでしょうか。他に確認的なご質問はございませんでしょうか。それではこのあたりで、最後に総括的な質疑応答とコメントをいただく時間帯に入りたいと思います。それではここで、山口先生に進行役をお願いいたします。

4. 総括的な質疑応答及び評価意見

(山口委員)

よろしくお願いいたします。それでは、まず始めに、いままで色々のご説明をいただいたわけですが、補足的にご質問されたいところ、あるいは横断的にご質問されたいところがあればしていただいて、そのあとでそれぞれの先生方にコメントをいただくというかたちで進めさせていただきたいと思います。まず、いままでご質問いただいたことで、追加的にあるいは新たにご質問があればお願いいたします。

(長田委員)

授業アンケートですね。学生の意向を反映させながら、カリキュラムを色々工夫するということだと思うんですね。例えば具体的に、この中で触れられていた学期制とか、なにか学生から意見が出たり、あるいはその意見を聴いたり、そういうことはされているのでしょうか。

(亘理)

授業アンケート以外ですか。

(長田)

授業アンケートではないですけど、私も北大ロースクール修了生と話をすることがけっこう多くて、そういうときに、どうなんだろうかという意見がけっこう出るし、そういうようなものが、これまでに触れられているアンケート以外で、学生側から色々聴いたりして、そういうことを反映させていくことがされているのかされていないのか、あるいはこれからしていこうとされているのか、そういうことです。

(亘理)

学生の声を汲みあげる、そういうのは学生アンケート、それから先生方が学生からのアポイントメントを受けて、色々話をする。各先生が担当する科目の中身の質問が多いのですが、ただその中で、色々な制度に関わるような、あるいはカリキュラムに関わるようなご意見を受けるということは当然あると思います。それ以外は、日常的な学生に対する指導とか交流のなかから学生の意見を吸い上げたりするのが主体だと思います。具体的に、カリキュラムの中身とかについてまで意見があるかというと、私の認識では、あまりその点については意見があるというような認識ではないのですが、ロースクールの先生方はどうですか。

(長田委員)

投書などもあるのですか。

(亘理)

そうですね。投書も、1つのチャンネルとしては充分あるかと思います。ただ、あまりカリキュラム、制度とか科目の中身についてロースクールの学生から要望や注文が出るということは、私の記憶ではないですね。個々の科目については、確かに、かなり率直に色々な意見が表明されるという傾向はありますけれど。

(寺脇委員)

教育研究の面でも国際交流の面でも、中国、台湾との関係が強いわけですけど、これはなにか大学側として、例えば九州大学などは韓国を重点化するというのを公言して、韓国との優先順位を高くしているところがありますけれど、なにかそういうことがあるんですか。結果的に中国との関係が大きくなっているのですか。

(鈴木)

別にポリシーとしてやっているわけではありません。結果としてそうになっています。

(寺脇委員)

全学的には何かあるのですか。

(鈴木)

ないとも言えないですけど、要はいま全学的には海外拠点というものを展開しております、外国オフィスをいくつか設置していますが、最初のオフィスが北京で次がソウルだったんですが、北京に作ったということで中国の留学生が急に増え始めましたので、北大全体としての中国の学生が増えたのですが、法学研究科はそれにも増して中国、台湾の割合が高いですけど、特になにかポリシーとしてやっているわけではございません。

(會澤)

各研究科の研究内容と相関がありまして、例えば地球環境研究院ですとか農学部となりますと途上国との関係が強く、法学研究科はそういうところとなかなかつきあいが無いのですが、獣医学部などはそういった途上国との関係が強く、そういった面では、法学研究科はなかなか現れていないということになります。

(寺脇委員)

これは道庁の方とか道議会の方は知っていることですが、ロシアとの関係などがあるのですけれど、ロシアとそういう交流をするようなシチュエーションではないのでしょうか。別に意図してやらなければいけないというわけではないのですけれど、なんとなく、北海道というとロシアと思ってしまうものですから。この中では留学生がいないようですが、これはやはり向こうの体制などの問題なのですか。

(會澤)

要素としては、北大の場合、スラブ・ユーラシア研究センターがありますので、ロシアとのつきあいはそちらの方が太いということはありません。

(鈴木)

やはり、ここにも出ていますが、展開している科目が、教育が日本語でやっていますので、日本語が相当レベルまで習得可能でなければついてこれませんし、特に大学院生の場合はかなり大量な部分をやっておりますので、そうしますと、漢字圏以外のところから来た留学生がそういう日本語のレベルになるというのは、非常に難しいということが言えると思います。欧米から来ている方がいますけれど、多くは政治学ですね。法学で日本の実定法を、判例や条文を日本語で読まなければ研究にはなりませんので、非常に難しいですね。

(山口委員)

中国の学生さんですと、すでに日本語の本を読んでいるということがありますから。

(鈴木)

逆に日本語科の人が多くて、法学の専門知識がない人がいて、それはそれで逆に困ることなんですが。とにかく言語の壁が法学の場合、厚いというか。

(杉田委員)

全国的に、法学部人気が低落しているという報道もありますけれど、一時の減少なのか、もっと中長期的なのか。ロースクールがメディアで批判が多いということで、それで避けられている面もあるかもしれないですね。それに加えて、社会の変化などで、法律をみっちり勉強してリーガルマインドが確立しても、それを生かせるような社会的な基盤というものが失われてきている。ホワイトカラーの雇用、正規のホワイトカラーの雇用が減っているということがあります。そうした中で、大学によっては、従来の六法中心よりも、教養としての法学教育に変えた方が学生のニーズに合っているのではないかという考えもあるのですが。そういうことは北大ではまったくないのか、それともカリキュラムについて全体的に少し見直しする機運があるのか、そのへんをお訊きしたいです。

(水野)

大変大きな問題であるかと思いますが、個々の教員が実際に学生と接して感じるところが北大法学部でも当然あると思います。ただ、いまのところ、北大法学部として、たとえばカリキュラムを変えとか、そういう話にはならないと思うんです。ただ、色々と問題があることは事実です。例えば実定法の場合、やはり積み重ねが重要なものですから、例えば民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲという科目がある場合に、ⅠはとったけれどⅡはとらないで、Ⅲはとると、本来これは望ましくないわけですね。体系的なものはやはり

1 個でもはずれてしまうと全体が理解できないということが生ずるものですから。ところが、最近の学生の履修動向というのを見てみると、けっこうそういうことが、普通とは言えないまでも、やはりそういう履修を平気でする学生というものが、数は正確なものは把握していないんですが、いないわけではないというのが事実です。学生の上位 3 分の 1 くらいはまったく問題ないと思うんですけど、とくに、成績が下半分の学生については、学ぶということへのモチベーションの問題ですよね。つまり、どうして法学を、政治学もそうでしょうが、どうしてそれを学ぶのかということについて、どうもそのあたりが弱い学生が一定数いるんだろうなという気はいたしております。

(亘理)

法学部として、そのへんを組み替えるような動きはいまのところないのですが、先ほどからお話している新渡戸カレッジですとか、それから 4 学期制とかの全学の側から色々押し寄せてきているような、この改革の動きとの関係で、ひょっとしたら法学部のカリキュラムの内容等も、ある程度修正、変更するようになる可能性もあるのかなという気がちょっといたしておりました。ただ、法学部内部からの必要性として、今のところ、そのような動きは現時点ではないということです。

(山口委員)

関連して述べさせていただきたいと思います。まず、その前に 1 つ感想ですが、先ほど、法科大学院に道外の学生が多数来ているというお話がございまして、東京の大学に勤務している者からしますと、ある意味で驚きなのです。どういう意味かと言いますと、東京の有力大学は全国区ではなくて関東地方の大学に完全になってしまっておりまして、もちろん、東大のケースですと関西からも来ていますが、基本は関東地方なのです。ところが北大の場合は、北海道内だけではなくて道外からも良い学生を掘り起こして来なければならない、それはある程度成功されているのかと思います。そういう意味では評価させていただいています。関連する質問は、そのために、はっきりしたアドミッションポリシーを掲げて、もっと掘り起こしをやっていかなければ行けないのではないかと思います、その点はどういう風にお考えなのかということが 1 つです。

それからもう 1 つは、いまのアドミッションポリシー云々、それと関連してなのですが、カリキュラムを改革する必要性はとりあえず感じておられないというご説明ではあったのですが、そういうニーズというものが、例えば現時点ではないかもしれないけれども、2 年後 3 年後には生じるのではないかと。生じた段階で対応するのでは、さらにその先にならないと対応できないので、やはりなんらかの、長期的とは言いませんけれど、中期的なスパンに立った、将来展望を踏まえた教育のあり方についての検討が常に必要なのではないかという感じを持っております。

なぜそういうことを申し上げたかと言いますと、前任校でもそう感じておりまして、カリキュラム改革をしなければならないと考えておりました。杉田先生の法政大学とは若干ケースが違うかもしれませんが、学生に対して、現時点で、現在の社会に巣立っていく学生に対して教えなければいけないことについて、教えられていない部分があるの

ではないかという問題意識で、新たな要素を取り入れて教えようと、色々な試みをやろうとしているわけです。英語の授業も、上から押しつけられているという面もあるのですが、それだけではなくて、大学を出たあとで英語ができないというわけにはいきません。とくに、英語のできる中国人、あるいは韓国人の学生等に伍していかなければ生き残っていかないので、そういうことも含めて、もっと大学全体で英語の運用能力を高めることが必要ではないか、ただ単に言葉ができるというだけではなくて、専門的なことについて英語で議論できるようになるということがやはりいるのではないかということも議論していました。北大の状況はどうかということを含めて、その2点について伺いしたいと思います。

(亘理)

先ほど、法学部の入学生あるいは受験生は道外が45%という数字をお伝えしましたが、実は昨年、今年に関しては道外の受験生、入学者は増えておりまして、今年度につきましては、すでに過半数を超えているんですね。道外出身者はむしろ、確実に増えていると言えます。これは、もともと本州の受験生が北海道に関心を持っているということも1つあるかと思うのですが、そのうえで全学的に、入試説明会のようなものもこの間毎年、催しまして、東京、大阪、名古屋とやってきておりまして、年々、参加者が激増しているという状況なんですね。そういうかたちで、そういった取り組みの成果が現れているのではないかと思います。それから、8月の初旬になりますとオープンキャンパスで、これもちょうど夏休みなものですから、本州の受験生が父兄と一緒に家族ぐるみで訪問しているというようなことで、それも、それなりの成果となって現れているような印象がございます。

そういうことで、多少状況が異なるのかもしれませんが、たしかに将来的なことを考えていきますと、カリキュラムとか教育目標の到達とか理念とかですね、そのへんについては今後、中期的な視野から検討しなければならないと思っております。ただ、まだ具体的などころまでは検討は進んでいないというところですが、とりわけアドミッションポリシーにつきましては、先ほどのアドバイスはぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

(山口委員)

東大の場合には推薦入試をやると言いましたので、アドミッションポリシーは、いままでも募集要項等には出てはいたのですが、それをもっと自覚的に、はっきりしたものに練り上げるということを行っています。それが充分かどうか今後検証していかなければなりません。

(會澤)

学部の入学者との関係においては、北大は後期入試を実施しております。現在は、本州の大学で法学部系統で後期入試を廃止ないしは事実上縮小しているところが多くあって、その点、北大の場合は前期140名のところ後期40名と、総体的に大きい数字で後

期入試の定員がありますので、その点で本州から学生が流れてきているのかなと、そういう面もあるかと思っております。前期で本州の大学を落ちた人が、後期で北大に来るというパターンは少なからずあるようです。

(寺脇委員)

アドミッションポリシーが大変重要だと思うのですが、無名の私立大学は、アドミッションポリシーがないと、とてもじゃないけれど学生が集められない。漠然と来る人などいないわけですから、ここへ入ったらこういうことをやるよとか、うちはこのように理念でやるよということを、いやというほど打ち出していかなければいけない。それに比べれば、もちろん北大がそこまでする必要はないということもあるのかもしれないですけど。ただ、いずれにしてもアドミッションポリシー、先ほど出ていましたね、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、これは当然なので、それとアドミッションポリシーは連動すべきものなので、そういう意味では三位一体に考えられなければいけないのではないかなという意味ではやはり、それで、今おっしゃったように、意図して後期入試を残しているわけですね。いま AO 入試はおやりになっていないのですか。

(會澤)

法学部はやっておりません。

(寺脇委員)

そこはまさにポリシーですよ。うちは AO やるよ、AO をやらないけど後期入試をやるよ。そのポリシーはなんのためにあるのかということが伝わっていかないと、うちは後期でも入れるよ、AO という道があるよという、非常に安易な選択になるという。実は色々なところで、大学生や高校生と NPO 活動などでつきあっているのですけれど、最近はやたらと、高校生と、北海道も含めて各地でつきあっていますけれど、要するに私がつきあっているのは、今の若者言葉で言うと、意識が高いというのです。意識高い系の高校生や大学生とつきあっていますと、北海道だけではなく、山口先生がさきほどおっしゃったように、全国的につきあっている意識高い系の子は大体、高校も進学系の高校に行っている。

昔だったら、こういう子は当然、東大をはじめとする旧帝大を目指していくのかというと、もう圧倒的に慶応、早稲田の名前が出てくるのですよね。AO 入試でそこへ入って、なにをやるかという。とくに慶応、早稲田などは私も AO 入試で高校生の側から関わらせてもらって、すごいのですよね。大学に入って、誰のこういう話をということ全部書かなければいけなくて、どの先生のこういう話をどうしても聴きたいとか、それから、大学でこれを学んで、そのことで世界や社会に貢献するために、あなたはなにをやるつもりなのか、そしてその準備段階として、それが口先だけではない証拠に、高校時代からなにをやってきたのかなど、3,000 文字くらいの論文を書かなければいけないのじゃないですかね。そういう方向に、意識高い系の子たちは、そちらのほうが自分の学び場として適しているのではないかという話が出てくる。

ところが、さっきおっしゃったように、北大の場合は、実は北大の学生ともそういう関係で意識高い系の学生とつきあっていると、本州から来ている子が多いんですよね。北海道の子も来ていますけれど、中心的なことをやっている子に、どこから来たのと訊くと、大阪から来ましたとか愛知県から来ましたというような感じで来ている。私などは古いから、クラーク博士で青雲の志を持っているなどとなると、北海道に行ってみようということになるけれど、それは気分だけの話なのでしょうから。やっぱりそこは、北海道大学に全体的に魅力があるから、そういう意識の高い子たちが北海道を目指すということがあるのかなと考えています。

(鈴木)

ありがとうございます。1つの直接的な原因は、大括り入試を始めたということだろうと思います。法学部は最後まで反対をして、定員をあまりたくさん割かなかったんですけど、当時の総長は、大括り入試をすれば受験生が増えるとおっしゃって、それをやったんですけど、結果的にはそうになりました。やっぱり高校生の段階で、なにをやっていいのか判らないという場合はとりあえず大括りに入って、それが人気を博したことがある。この数年はあきらかにそういった感じです。その結果として、道外からの学生が増えた。それは他の大学と著しく違っていて、北大はなぜ違っているのかというのを説明するのは、私個人としては大括り入試だったのだろうと思います。

(會澤)

今、鈴木先生から大括り入試に法学部が反対したと言われましたけれど、蓋を開けてみますと、総合文系に入った学生は総体的に法学部を志望してくれています。先ほど報告があったとおり、優秀な学生が法学部に来ています。

(鈴木)

大括りの文系は数学がないんです。数学がないので、数学が不得意で法学部に行きたい学生は、大括りというルートを使っていると聞きました。

(寺脇委員)

入学定員はどれくらいの比率ですか。

(會澤)

法学部の前期入試が140名、後期入試が40名。前期の総合文系から法学部に行くのは20名です。

(寺脇委員)

総合文系全体では。

(會澤)

100 名です。

(山口委員)

他に、何かご質問等はいかがでしょうか。それでは、終了時刻もあるでしょうから、それぞれの先生からご意見というかたちでお伺いしたいと思います。ここに名簿がございまして、この順番でお伺いさせていただきたいと思います。

(杉田委員)

4 年前にも申し上げたのですが、国立大学で色々な改革が行われた中、北大は、比較的小さな学生定員で比較的大きな教員定員、それから、かつての研究部、そういった制度を色々と維持されて、教育環境、研究環境を例外的に高い水準で保つ努力をされていると思います。全体的に高いパフォーマンスを示されていると思うわけなんです。ですから、先ほどもあえて関連の質問をいたしました、やはり北大としてはできるだけ、いまのシステムの延長上で、あまり大きな、一切を台無しにするような変化を避けて、保守的という言い方は良くありませんけれど、あえて漸進的に行かれることがいいのかなと外部からは思います。

ただ、言い換えれば、北大法学部はかなり例外的な位置にあり、他の、現在の日本の大学全般が置かれている状況の中では、それがどこまで参照可能なのか、ということはありません。とりわけ教育の面では、ご努力の結果、大変すばらしい環境にあるのですが、他の大学でそうした環境を実現できるかは難しい面もあります。それから、大学が置かれている環境が世界的に厳しくなり、とくに政治からの圧力が強くなっていく中で、本当にこのまま行かれるのかなというのがちょっと心配でして、そういう色々な圧力にぜひ抗して行っていただきたい。「ガバナンス改革」の名の下に、学部の自立的な判断などを奪うような方向性が強まっています。それに対して、北大法学部のようなシステムが、法学・政治学を発展させ、研究を通じて、あるいは濃密な教育を通じて社会に貢献するものなのだとすることを明確にし、それを理論化というか、体系的に主張していただきたいと切に願っております。

(寺脇委員)

先ほど申し上げたように、高校生たちが北大をどういう風に見るのか、どこに魅力を感じるのか、いまもすでに魅力を感じているでしょうけれど、さらに、どういう風にやっていくのか、非常にその可能性が大きいものを持っている大学だと常々思っています。実は、単発的にですけれど北大に来て、数年前にも山口二郎先生が指導している大学院の学生たちと朝まで議論をさせてもらって、日本の行政はどうなっているんですかというような話の中で、非常に面白い議論ができるなど。他の大学の学生と話していても、ここまで面白い話はできないなど。たぶんそれは、さっきご説明があった、大学院というものが1つの母体から入ってくるのではなくて、主専攻、副専攻といったかたちで視野を広げているということで議論に広がりが出たのかなと、今日ご説明を聴いて、

なるほど、そういうことが背景にあったのかなということを感じました。

本当に、とても大きな可能性を持っている大学だと思いますし、私も色々な大学にお伺いしたときに、そこの大学の持つ空気というか、さっきもありましたよね、司法試験の合格率が高いのは、教育の成果のみならず蓄積されてきた、この場所に百何十年前からあって、そこにずっと染みついている北大という、他の大学だと移転しているところもあったり、色々なことがある中で、その事情と言ってもいいかもしれないですが、それをどう生かしていくのかということが、さらに発展できるものを持っているのではないかなと今日はずっと感じておりました。

特に、先ほど質問はしなかったのですが、ここは水産学部を除けば、全部この敷地の中にありますよね。他にそのようなのは東大くらいですか。京大だって医学部は違うし。ただ、東大とか京大は狭いのです。それぞれが城みたいな感じになって、ここは法学部の城、ここは文学部の城、ここは工学部の城、ここは医学部の城というようになっていきますけれど、ここは、それぞれ建物があるにしても、城がいっぱい建っているというよりもフィールドがそれぞれあって、それを生かしてみると、学部を超えたというか、もちろん1年生のときは全部、みんなでやるのでしょうけれど、学部教育や大学院教育の中で、学部をクロスしたようなものをやれる、非常に垣根が低い状態にあるのだなという気持ちが今日はずっとしています。キャンパスを歩かせていただくと非常にイメージが湧いてくるのですけれど、そういう風を感じました。

(長田委員)

北海道、札幌に住んでいる人間ですが、人生の半分くらいを首都圏で生活をして、弁護士になってからその半分、30年くらい経過しているのですが、いま実感するのは、北海道は色々な面で危機的な状況にあると思います。法曹の分野もそうですし、それ以外の経済界の分野もそうですし。やはり、そこに人材が必要だと常々思っています。今回、この評価報告書を拝見して、一番目に留まったのは、道外からの出身者が45%であるという、そのところに大きく魅かれました。札幌弁護士会のことを言うと、ロースクールができて、やはり北大ロースクール出身者の入会がかなりのウエートを占めていて、もともと30年前20年前というと北大出身が札幌に入会するのはウエートとしては少なく、かなりの割合で道外の方が来ているという状況でした。その中で、良い面で言うとやはり道外からの人材を受けて活性化していたということがあって、そういうところを参考にしつつ、北大も道外から色々な人材を糾合して、そしてまた、北海道の人間を外にどんどん出して行って、能力を高めてもらって、そしてまた、できればですよ、ここに戻って来てもらって仕事で活躍してもらいたいなという気持ちでおります。それが一番、言いたかったことです。それから全体的に見て、どうしても私は法学部とかロースクールのところの記述には色々目が行くんですけど、全体的な印象としては法学部はともかく、ロースクールのほうは、やむを得ないのかなと思いつつ、現状のロースクールの中での、どちらかというと総体的な評価の面が少しあるかなと感じました。やはり色々な数値を見ると厳しくなっている、全国的に厳しくなっているなので、その中での評価になるのはやむを得ないことかなと思いつつ、でも現状はやはり出願者数とか入学

辞退者数とかがかなり大きな割合になってきているので、ここはやはりなにか積極的なものを打ち出して、そういうことを改善していく、そういう姿勢がどうしても必要なと思うんですよ。そのためには、もう少し積極的なものをなにか打ち出す必要がある。例えば、ロースクールへの出願者が少なくなっているというのは、一番大きいのは、その先の法曹の世界の、とくに弁護士の分野の凋落というか、仕事としての魅力が落ちてきているというところにあるので、やはり来る者、入る者から見たらそこに興味があるので、そういうところに焦点を当てたなにかをもっとアピールしていく必要があるのかなと僕は思うんですね。幸い、札幌弁護士会は入会者が毎年 40 名前後入ってくるんですけど、北大ロースクール修了者からかなり入ってきて、就職の面では、全国的に見てかなり頑張れている。弁護士の世界が厳しくなっている中で、札幌弁護士会に入会したいという方がかなりいるんですよ。しかも、北大ロースクール修了生で合格されたかたが札幌弁護士会にどんどん入ってきて活躍している。そういうものを情報としてどんどん道外の学生にも伝えていく、そういうことが必要かなと思いました。進学する者から見たら、焦点はそういうところなので、そこがなおざりになるとやはり、この札幌の地に来るかというところとそうはならないので、そういうところをもっと積極的に手立てしてほしいと、そういう思いを頭に描きつつ、今回の、とくにロースクールの資料を拝見させていただきました。また、報告書でそのところを確認させていただこうかなと思います。

(寺脇委員)

ロースクールのことで長田先生にお伺いしたかったのですが、ロースクールを作るときに、需給関係の話がありましたよね。実は私は医学教育を担当していたので、医師の場合の需給問題に、ずっと 20 年くらい、この国は悩んできているわけで、偏在の問題等もありますけれど、あるいは国立大学医学部に限って言えば、県外から来る人が圧倒的に多くて、出たら戻ってしまっ、そこの県内の医療にはほとんど寄与できないというような問題がありましたけれど、それは北海道の場合の現状はいかなのでしょうか。

(長田委員)

先ほど、司法制度論というものをご報告いただきましたけれど、北海道弁護士会連合会はその問題に取り組んでおり、北大ロースクールでも司法制度論に協力させていただいて、ロースクール生と一緒にこの問題に取り組んでいます。これまで弁護士の数が足りなかったことは間違いないのですが、じゃあ、いまも足りないのかというと、現状はそうではなくなっています。弁護士の数を増やせば過疎地に行く弁護士が増えていくのかというと、必ずしもそうではない。だから、この 10 年間、司法改革の流れの中で色々な手だてを、例えばひまわり基金を作りその資金を利用して過疎地に法律事務所を誘致する、そういうことを続けて来たのですが、最近の状況は、弁護士過疎地と呼ばれる地域の経済状況が悪化してきているわけですね。過疎地で法律事務所をなんと経営してきたが、人口減少の影響などもあっていま次々に事務所経営が赤字に陥り出し

ています。ということになりますと、弁護士を増やしても過疎地に行くということにはならないので、現状は数の問題よりも、システムとしてどうやって手立てをしていくのか、そういうところにいま焦点が変わってきています。今年度の北大ロースクールの司法制度論のレポートは、そんなレポートが出されていて、学生の中から非常に良い意見がたくさん出てきたので、それは弁護士会のほうに紹介させていただきました。お医者さんも、増やせばそれで良いかと言えばそうではないので、そのへんのことも考えつつ、そういう部分が足りてないから増やせば良いということではないのではないかと、我々としては考えています。

(寺脇委員)

医者の場合は法律的に僻地にでも作れるけれど、法律家の場合は自己資金がないからですね。

(長田委員)

ないからお金を出して自前でやっているのですけれど、それもいつまで続くかということですね。

(山口委員)

ありがとうございました。それでは最後に私から簡単に述べさせていただきたいと思います。先ほど、教育の問題についてお話をいただきまして、現時点では、おそらくそれが一番重要な課題だと思われるわけですが、大学というのは教育と研究が車の両輪ですので、先ほど杉田先生もおっしゃいましたように、研究の質をいかに維持するか、高めていくかということも重要な使命と言いますか課題だと考えております。北大は研究面における拠点としての役割を果たしておられますので、それを維持しつつ、ぜひさらに強化していただきたいということがまず第1点です。

それに関連してなのですが、たまたま昨年、北京大学、ソウル大学の若手の教授の方々とお会いする機会がありまして、非常に強く感じたのですが、ものすごく国際化されています、彼らは。それはどうしてかと言うと、おそらく簡単に教授職に就職できませんので、例えばアメリカ、イギリスその他のヨーロッパ諸国に何年も留学して学位をとったうえで、何年も研究を重ねたうえで、やっと国に帰ってポジションを得るという状況がある。それと同じ状況を日本国内に作る必要があるとはまったく思いませんが、研究面での国際的な交流というのは、とくに北大の若手の方々が今後進めていかなければならないと思います。研究面、内容的には充分国際化されていると思うのです。ところが、得たその成果をいかに相手方に伝えていくかというコミュニケーションの方では、やはり、まだまだやるべきことがあるのではないかとこのように思っております。日本の法学部の若手研究者、特に法律分野がそうだと思うのですが、若手の研究者の方々には、ぜひそういう力をつけていただきたいと思います。そのための仕組みを色々工夫していただきたい。幸いなことに、ここには色々な外国の研究者の方が滞在しておられますので、そういう方々を、利用するという言い方はなんですが、そういう機会をぜひ若

手の方々に、もっと現在以上に利用していただき、そういう中でもまれていくと言うのでしょうか、そういうことをしていただいて、皆が国際的なコミュニケーションの力をしっかりと付けていただけると良いと思います。

（亘理）

それでは、本日は長時間に渡りまして、我々の報告を熱心にお聴きいただいたうえで、非常に貴重なコメント、アドバイスを頂戴いたしまして、心より御礼申し上げます。最大限、先生がたのご助言を生かしたかたちで、今後の北大法学部法学研究科の教育研究、国際交流、社会貢献を発展させていきたいと思いますので、なにとぞ今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、貴重なお時間を割いて、このようなかたちで我々の大学運営にご協力をいただきまして、心より、改めて御礼申し上げます。本日はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

北海道大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書
外部評価報告書

2014年10月発行

編集・発行 北海道大学大学院法学研究科
〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目